

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行状況評価報告書
参考資料・目次

1. 種の保存法の概要、平成 25 年・29 年法改正の概要、及び関連法令について …p2
2. 種の保存法における各種義務違反に係る措置命令・罰則等一覧…p8
3. 希少野生動植物種保存基本方針…p13
4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
に対する附帯決議…p28
5. 種の保存法及び関係法令（都道府県制定の希少種関係条例等を含む）における指
定担保状況について…p32
6. 保護増殖事業計画一覧…p33
7. 保護増殖事業確認・認定一覧…p35
8. 生息地等保護区一覧及び自然共生サイトにおける特定第二種国内野生動植物種の
生息状況…p37
9. 認定希少種保全動植物園等一覧…p38
10. 認定希少種保全動植物園等制度 アンケート調査結果…p39
11. 希少種野生動植物種の国内流通の現況…p47
12. 違法取引に係る報道情報…p61
13. 国外の個体識別措置…p64
14. 国際希少種野生動植物種の愛玩目的の流通状況分析…p66
15. 全形牙を含む象牙製品の流通に係る情報…p69
16. 放射性年代測定法の概要…p70
17. 国内外における交雑個体の取扱い…p72
18. オンラインプラットフォームに関連する国内外法令の概要…p75

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の概要、平成25年・29年法改正の概要、及び関連法令について

環境省自然環境局野生生物課

種の保存法とは



国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」が施行。種の保存法では、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。

法目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保すると共に、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する（法第1条）

国内に生息・生育する希少野生生物の保全

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧I類、II類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じる。

個体の取り扱い規制

国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的の陳列・広告、譲渡し、捕獲・採取、殺傷・損傷、輸出入等が原則として禁止されている。

生息地の保護

生息・生育環境の保全を図る必要があると認める場合は、「生息地等保護区」を指定する。

保護増殖事業

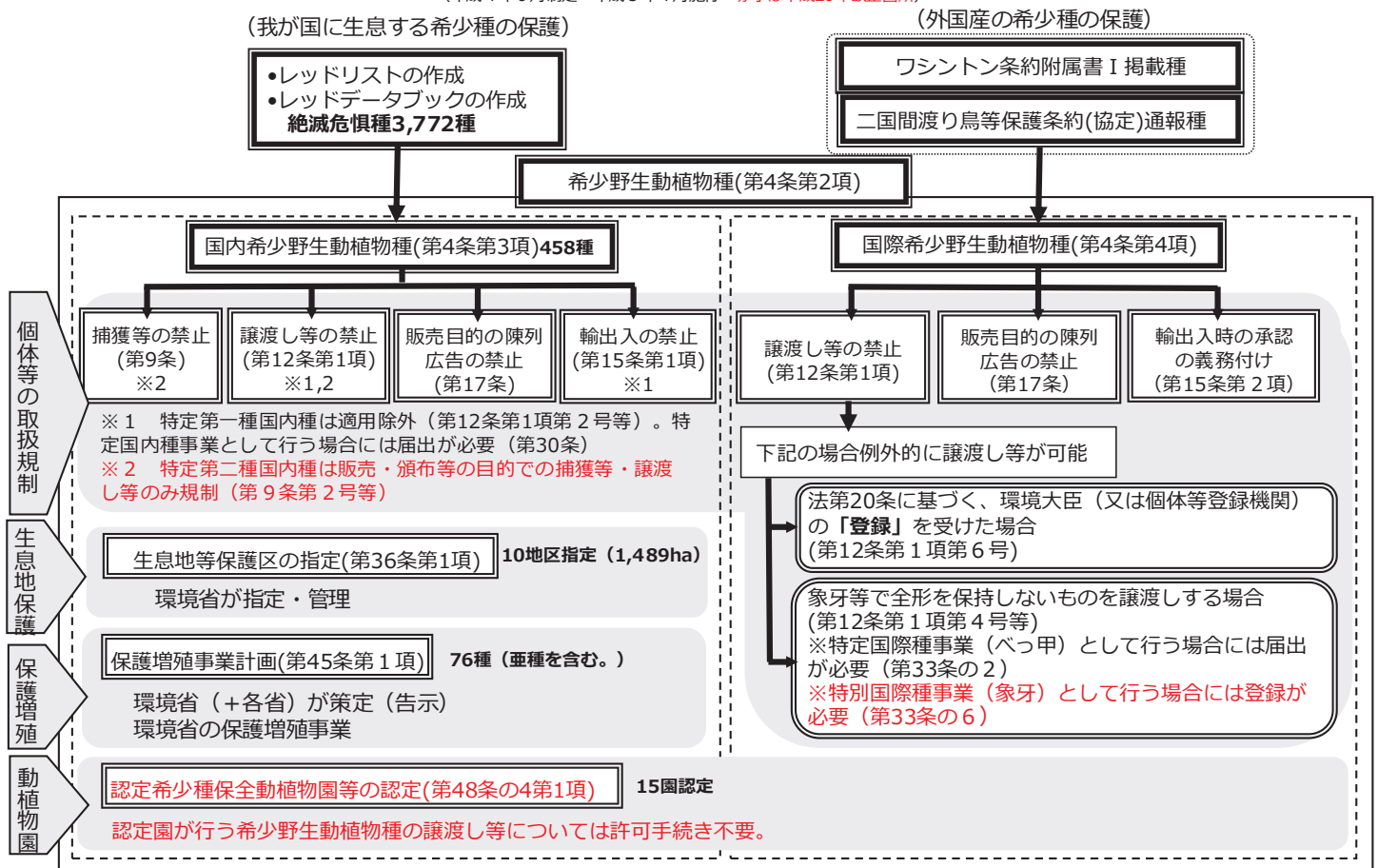
個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要があると認める場合は、「保護増殖事業計画」を策定して、保護増殖のための取組を行っている。

外国産の希少野生生物の保全

外国産の希少野生生物については、ワシントン条約（附属書I掲載種）、二国間渡り鳥等保護条約・協定（通報種）に基づいて、国際希少野生動植物種を指定する。国際希少野生動植物種に指定されている種については、販売・頒布目的の陳列・広告と、譲渡し等が原則として禁止されている。

種の保存法の施策体系（令和6年11月現在）

（平成4年6月制定・平成5年4月施行・赤字は平成29年改正箇所）



種の保存法の沿革

- 我が国の絶滅危惧種の保全制度は、二国間渡り鳥条約やワシントン条約に対応するための譲渡規制に重点を置いたものから、国内の絶滅危惧種の保全も含めた体系的な制度に見直し。
- 国内の絶滅危惧種の保全に関しては、**平成25年及び平成29年度に法改正を実施した。**

昭和47年 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の制定

- ・特殊鳥類の譲渡及び輸出入の禁止

昭和62年 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律の制定

- ・国際取引により絶滅のおそれのある種について、譲渡等及び陳列を禁止
- ・商業目的で繁殖された個体の登録

平成4年 種の保存法の制定

- ・国内及び国外の絶滅危惧種種の保存を図る体系的な制度を整備。

※特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律は廃止。

平成6年 種の保存法の改正

- ・器官及び加工品の規制を追加
- ・原材料器官等に係る事前登録制度
- ・特定国際種事業の創設
- ・適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の創設
- ・指定認定機関の創設

平成15年 種の保存法の改正

- ・指定認定機関を登録機関に改正
- ・登録機関の申請対象の拡大、要件の明確化

平成25年 種の保存法の改正

- ・罰則の引き上げ
- ・広告の禁止
- ・登録票の変更、書換交付等の新設

平成29年 種の保存法の改正

- ・特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設
- ・認定希少種保全動植物園等制度の創設
- ・国際希少野生動植物種の登録制度の強化
- ・特別国際種事業者の登録制度の創設 など

種の保存法 平成25年改正の概要

- 平成25年に種の保存法改正を実施し、違法譲渡の罰則大幅引き上げ、広告（含インターネット）の禁止、登録票の記載事項変更に伴う変更登録、登録票の書換交付を新設、目的規定の追加（生物の多様性確保等）、施行後3年後の見直しを追加。

改正の必要性

- 希少野生動植物種の個体等は、希少性が高く、高額で取引されるが、現行の罰則が軽いことから、悪質な違法取引が後を絶たない。

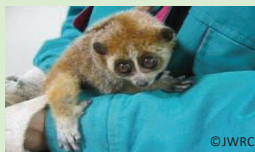
【違法取引の価格の例】



※1者が延べ60頭で約1500万円の利益を得た事例有り

←イニホーラリクガメ
2匹で700万円

スローロリス→
30万円



象牙(全形)→
47本で1700万



これらに対し、現行で最高の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人は最高100万円以下の罰金）

- 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種は、前段階の行為である販売又は頒布目的での陳列が禁止されているが、実物を伴わないインターネット上での掲載等については特段の規定がないため、違法な譲渡し等を助長する一因となっている。

- 環境大臣に申請して登録票の交付を受けた国際希少野生動植物種の個体等（商業的目的で繁殖させたもの等）は譲渡し等が可能であるが、個体等の性状に変更が生じた場合（生体からはく製へ加工した等）に、登録票と個体等の対応関係を明確にするための記載事項の変更を求める手続の規定がない。

例)オオバタン



※登録票は個体等に備え付けて管理

【登録票】
種名、登録
記号番号
などを記載

改正内容

- (1) 違法な譲渡し等についての罰則を大幅に引き上げる。
行為者：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 → **【改正案】 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金**
法人：100万円以下の罰金 → **1億円以下の罰金**
 - (2) 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種について、これまでの販売又は頒布目的での陳列禁止に加えて、広告（インターネット又は紙媒体等への掲載等）についても禁止する。
 - (3) 登録票の記載事項（個体等の区分、主な特徴）に変更が生じた場合における**変更登録、登録票の書換交付等の手続を新設する。**
 - (4) その他、目的規定に「生物の多様性の確保」の明記、国の責務規定に「科学的知見の充実」の追加、「教育活動等により国民の理解を深めること」の規定及び施行後3年を経過した場合の法の見直し規定の追加等の改正を行う。
- (1) 公布の日から起算して20日、(2) 及び (3) 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日からそれぞれ施行する。

種の保存法 平成29年改正の概要

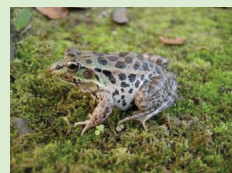
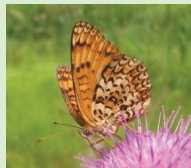
- 平成29年に種の保存法改正を実施し、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、動植物園等を認定する制度の創設、国際希少野生動植物種の個体識別義務の追加、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設、科学委員会の法定化等を追加。

改正の必要性

- 我が国では約3,700種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）を規制対象から除外する種指定の在り方が求められていた。



草原に生息する
ヒョウモンモドキ
→
←水田水路に生息する
ミヤコタナゴ



←水田に生息する
ナゴヤダルマガエル
※写真提供：自然環境研究センター

- 希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

改正内容

- (1) 販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設（第4条第6項等）する
二次的自然に分布する昆虫類、**✓ 業者の捕獲等の抑制による保全**
魚類、両生類等を想定 **✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全**
- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない（第48条の10）こととする。
- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設（第20条の2）するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける（第20条第2項第4号等）。更に、象牙事業については届出制を登録制とする（第33条の6等）。
- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変（第36条等）、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設（第48条の2等）、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設（第6条）、科学委員会の法定化（第4条第7項）等の改正を行う。

種の保存法 平成29年改正の概要（特定第二種）

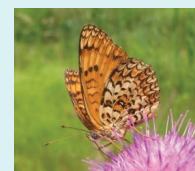


現状と課題

- レッドリストでは、約3,700種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の 国内希少野生動植物種は208種※1に留まっている。
 - ※1当時の指定数。平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている。
- 多くの絶滅危惧種が二次的自然（里地里山等）に依存※2しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。
- ※2昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。
- また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。
- しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。
- 産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）の規制が重要ではない場合がある。
- ※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

改正内容

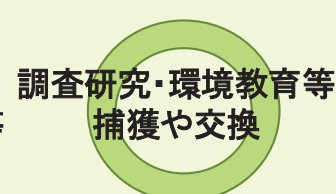
＜現行の国内希少野生動植物種＞

- 学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止（第9条）。



＜特定第二種国内希少野生動植物種＞ （新設・第4条第6項）

- 販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止（第9条第2号）。



種の保存法 平成29年改正の概要（認定動植物園）



現状と課題

- ツシヤママネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。
- 動植物園等の種の保存等に対する役割を認める制度は存在せず、生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力に頼っている。動植物園等の間で、繁殖等のために個体を移動する際には、譲渡し等の許可手続き（第13条）が必要であり、手続きの緩和が必要。
- 野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要な種の数が増大の一途。生息域外保全を政府の力だけで実施することは限界があることから、今後、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。



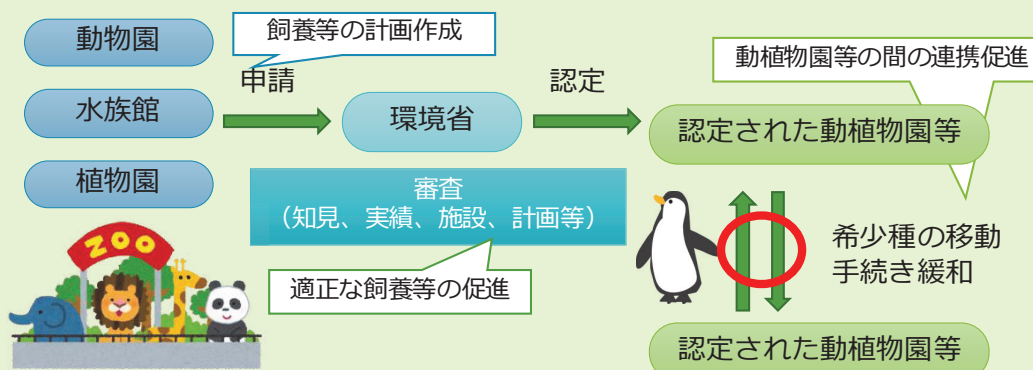
ツシヤママネコ



ムニンノボタン

改正内容

- 希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）。計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和（第48条の10）等を通じて、生息域外保全を更に推進。



種の保存法 平成29年改正の概要（個体等登録制度の強化）



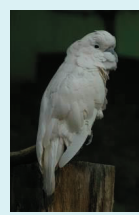
現状と課題

- 国際希少野生動植物種は、その希少性から高額で取引されているものが多い。
- 適法に輸入された個体等については、登録した上で、登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる（第20条等）。
- 登録されている個体等を占有しなくなった場合等は、登録票の返納が義務づけられている（第22条）が、個体が死亡しても返納しない場合が少なくないと推察。
- 未返納の登録票を、違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生。



スローロリス

写真提供：自然環境研究センター



オオバタン

写真提供：自然環境研究センター

改正内容

現行の登録制度

登録の要件（第20条）

- 適法に輸入された個体
- 日本国内で繁殖した個体など

申請

登録機関



マダガスカルホシガメ

写真提供：自然環境研究センター

以後、登録票とともに移動

個体と登録票は1対1対応



登録票

- 新たに登録の有効期限を設定（第20条の2）
- 個体識別措置を導入（可能かつ必要な種）（第20条第2項第4号等）



マイクロチップ

- ✓ 一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
- ✓ 登録票と登録個体の対応関係を強化



一定期間で失効

国際希少野生動植物種の流通管理の強化

種の保存法 平成29年改正の概要（特別国際種事業者の登録制度）



現状と課題

- 現在、象牙のカットピースや製品については、個々の譲渡し等を規制する代わりに、象牙の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者による、届出が義務付けられている（第33条の2）。
- 未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現在の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、罰則に従って罰金（50万円）を支払う等すれば事業を継続することができる。
- また、昨年9月～10月に開催された第17回ワシントン条約締約国会議では、アフリカゾウ密猟を抑制するため、「密猟や違法取引に貢献する市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。国内市場の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。



象牙の全形牙



象牙の印章

改正内容

象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を登録制に

現行の届出制度

特定国際種事業者

届出（第33条の2）

環境省・経済産業省

- ✓ 台帳記載義務（第33条の3）
- ※罰則：罰金50万円等（第62条）

必要に応じて指示、立入検査等（第33条の4等）

新たな登録制度

特別国際種事業者

登録申請（第33条の6）

事業者を審査（第33条の6）

環境省・経済産業省（事業登録機関）

- ✓ 台帳記載義務（第33条の11）
- ✓ 5年毎の登録の更新制（第33条の10）
- ✓ 所有する全形牙の登録義務（第33条の6）
- ✓ カットピース等の管理票作成義務（第33条の23）
- ✓ 広告・販売時の登録番号等の表示義務（第33条の11）
- ✓ 事業者登録簿の公開（第33条の8）
- ※罰則：懲役5年、罰金500万円等（第57条の2）、罰金1億円等【法人】（第65条第1号）

必要に応じて措置命令、立入検査、登録取消し等（第33条の13等）

象牙の国内市場の適正な管理の推進

- 野生生物の保護管理や自然環境の保全に係る種々の法制度があり、絶滅危惧種の保全という観点でも、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（平成26年、環境省）において、「**対象種の特性や減少要因等の状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用することが重要**」としている。

法令の目的	種の保護・保全		生態系・自然景観等の保護・保全		(参考) その他
施策の アプローチ (例)	絶滅危惧種の保護・保全				
	生物多様性基本法				
	野生生物の種の多様性の保全等 (法 15 条)		地域の生物多様性の保全等 (法 14 条)		
	種の保存法	鳥獣保護管理法	自然環境保全法	自然公園法	文化財保護法
	保全等の対象	国内希少野生動植物種 (法 4 条)	鳥獣 (法 2 条) 希少鳥獣	すぐれた自然環境	優れた自然の風景地
絶滅危惧種の 個体の直接的 な保護	個体等の捕獲等の禁止 (法 9 条)	捕獲等の禁止 (法 8 条) 大臣許可	自然環境保全地域 (法 22 条等)	国立・国定公園 (法 5 条等)	現状変更等の許可制 (法 125 条) ・地域を定めない指定
	譲渡し等の禁止 (法 12 条) 輸出入の禁止 (法 15 条)	違法に捕獲又は輸入した鳥獣の譲渡し等の禁止 (法 27 条)	野生動植物保護地区内の捕獲規制 (法 26 条) 海域特別地区内の捕獲規制 (法 27 条)	特別地域内の捕獲規制 (法 20 条) 特別保護地区 (法 21 条等) 特別地域 (法 20 条) 乗入規制地区等 海域公園地区 (法 22 条)	
絶滅危惧種の 生息地の保護 (規制)	生息地等保護区 (法 36 条) 管理地区 (法 37 条) 立入制限地区 (法 38 条) 監視地区 (法 39 条)	鳥獣保護区 (法 28 条) 特別保護地区 (法 29 条) 特別保護指定区域 (令 2 条) ※希少鳥獣生息地の保護区など	特別地区 (法 25 条) 海域特別地区 (法 27 条) 普通地区 (法 28 条)	普通地域 (法 33 条)	・地域指定 ・天然保護区域
	保護増殖事業 (法 45 条、46 条) 確認・認定 (法 46 条)	鳥獣保護区における保全事業 (法 28 条の 2)	生態系維持回復事業 (法 30 条の 2)	生態系維持回復事業 (法 38 条等) 公園事業 (法 10 条等)	再生事業等 (管理・復旧 (法 113 条))
その他	都道府県の希少種保護条例 (注 1)		自然環境保全条例 (都道府県自然環境保全地域)	自然公園条例 (都道府県立自然公園)	
	外来生物法、環境影響評価法、生物多様性増進活動促進法		自然再生推進法		生活環境の保全、生物資源の利用、公物管理等に関する法

凡例 [-----] :必ずしも絶滅危惧種だけを対象としなが対象とする制度であり、その場合には保全に関連する。

絶滅危惧種の保全に係る各種法令 (全体)

注1:法定の条例ではないが、多くの都道府県が種の保存法に準ずる内容で希少種保護のための規定を含む条例を制定している。

注2:本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令の内容について視覚的にイメージしやすいように作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

政策の方向性

【希少野生動植物種保存基本方針】 (平成30年)

■絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方 (抜粋)

生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

絶滅危惧種の保存施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、絶滅危惧種に係る基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト (以下「レッドリスト」という。) を作成するほか、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、国民の理解及び協力並びに関係者との連携の下に、関連制度を活用しつつ、人と野生動植物の共存を図りながら推進する必要がある。

■絶滅危惧種の保存施策の基本的進め方 (抜粋)

(1) 保存施策に取り組む種の優先度の決定

絶滅危惧種の保存施策の実施に当たっては、種の存続の困難さと施策効果の大きさの二つの視点で評価することを基本として、取り組む種の優先度を決定する。ただし、優先度の決定に当たっては、対象種の保存に資する施策の実施状況のほか、種の特性等についても考慮する。

【生物多様性国家戦略2023-2030】 (令和5年)

■行動計画 (抜粋)

行動目標 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

<具体的施策>

1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定

陸域と海域を統合した環境省第5次レッドリストを2024年度以降に公表することを目指し、科学的知見を集積し、絶滅のおそれについて可能な限り定量評価を行う。また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドデータブックを作成し、広く普及を行う。特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考えられる種については、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を推進する。

1-5-2 保護増殖事業等による希少種の保全

それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定の下、保護増殖事業を実施し、生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の種について、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれがより低いカテゴリーへ移行し、又は、絶滅のおそれがある状態でなくなり、保護増殖事業が完了する事例を創出する。その他の種についても、保全方針に係る手引きの作成や、地域住民等関係者の理解醸成や連携等により、地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。

種の保存法における各種義務違反に係る罰則等一覧（H29 年改正後）

※赤字は H29 年改正による新設規定

※青字は H29 年改正により罰則を引き上げた規定

※太字は H25 年改正により罰則を引き上げた規定

（6ヶ月→1年、50万円→100万円・法人 2000万円／1年→5年、100万円→500万円・法人 1億円）

（捕獲等及び譲渡し等の規制）

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
9	国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止違反	・違反に係る個体の譲渡し等命令（11Ⅰ）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2①）
10Ⅰ	偽りその他不正の手段による捕獲等の許可取得	・許可の取消し（※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11Ⅳ）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
10Ⅳ	捕獲等許可に付された条件違反	・飼養栽培施設の改善等の措置命令（11Ⅲ） ・許可の取消し（※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11Ⅳ）	・6月以下又は50万円以下（59①）
10Ⅷ	捕獲等の際の許可証又は従事者証の不携帯	・許可の取消し（※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11Ⅳ）	・30万円以下（63①）
10Ⅸ	許可を受けて捕獲等を実施した者の個体の取扱い義務違反	・捕獲等許可者に対する措置命令（11Ⅲ）	・なし
11Ⅰ	違法な捕獲等を行った者に対する譲渡し等命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）
11Ⅲ	捕獲等許可者に対する飼養栽培施設の改善等の措置命令違反	・許可の取消し（※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11Ⅳ）	・1年以下又は100万円以下（58①）
12Ⅰ	希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の禁止違反	・当該違反に係る個体等の譲渡し等命令（14Ⅰ）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2①）
13Ⅰ	偽りその他不正の手段による譲渡し等の許可取得	・なし	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
13Ⅳ	譲渡し等の許可に付された条件違反	・飼養栽培施設の改善等の措置命令（14Ⅲ）	・6月以下又は50万円以下（59①）
14Ⅰ	違法な譲渡し等を行った者に対する措置命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）
14Ⅲ	譲渡し等許可者に対する飼養栽培施設の改善等の措置命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）
15Ⅰ	特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入の禁止違反	・輸出国内又は原産国内の適当な施設への個体等の返送命令（16Ⅰ）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2①）
16Ⅰ	外為法の承認を受けずに輸出入をした者に対する個体等の返送命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）
16Ⅱ	外為法の承認を受けずに個体等の輸出入をした者から、それを知り譲渡し等の禁止に違反して個体等の譲受けをした者に対する返送命令違反		
17	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的での陳列又は広告の禁止違反	・陳列又は広告の中止等の措置命令（18）	・1年以下又は100万円以下（58②）
18	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的での陳列又は広告の禁止違反者に対する措置命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）
19Ⅰ	捕獲等許可者若しくは譲渡し等許可者又は輸入者等に係る報告徴収及び立入検査受忍義務違反	・捕獲等の許可の取消し（※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11Ⅳ）	・30万円以下（63②）

(個体等の登録)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
20 I	偽りその他不正の手段による国際希少野生動植物種の個体等の登録	・登録の取消し（22 の 2）	・ 5 年以下若しくは 500 万円以下又はこれらの併科（57 の 2 ②）
20 VI	偽りその他不正の手段による個体等の登録の変更登録		・ 1 年以下又は 100 万円以下（58 ③）
20 VII	個体識別措置に係る変更登録義務違反		・ 1 年以下又は 100 万円以下（58 ②）
20 VII	偽りその他不正の手段による個体識別措置に係る変更登録		・ 1 年以下又は 100 万円以下（58 ③）
20 IX	偽りその他不正の手段による登録票の書換交付		
20 X	偽りその他不正の手段による登録票の再交付		
20 XI	個体等の登録に係る変更の届出義務違反	・ なし	・ 30 万円以下（63 ③）
20 の 2 I	偽りその他不正の手段による個体等の登録の更新	・登録の取消し（22 の 2）	・ 5 年以下若しくは 500 万円以下又はこれらの併科（57 の 2 ②）
20 の 3 I	偽りその他不正の手段による原材料器官等の事前登録		・ 5 年以下若しくは 500 万円以下又はこれらの併科（57 の 2 ②）
20 の 4 I	事前登録をした原材料器官等の譲渡し等をしようとする際の事前登録済証への必要事項記載及び添付義務違反	・ なし	・ なし ※事前登録済証を添付せずに個体等の譲渡し等をした場合には 21 III 違反
20 の 4 I 本文	事前登録をした原材料器官等以外の原材料器官等の当該事前登録済証への記載又は虚偽記載	・ 事前登録を受けた者に対する事前登録済証への記載禁止命令（20 の 4 IV）	・ 6 月以下又は 50 万円以下（59 ②）
20 の 4 I た だし書	事前登録後 1 年以上経過後の事前登録済証への記載禁止違反	・ なし	・ 30 万円以下（63 ④）
20 の 4 II	事前登録済証に係る定期報告義務違反		・ 30 万円以下（63 ⑤）
20 の 4 III	不記載の事前登録済証の返納義務違反		・ 30 万円以下（63 ④）
20 の 4 IV	事前登録を受けた者に対する事前登録済証への記載禁止命令	・ 事前登録済証の返納命令（20 の 4 VI）	・ 6 月以下又は 50 万円以下（59 ③）
20 の 4 V、VI	事前登録を受けた者に対する事前登録済証の返納命令違反	・ なし	
20 の 4 VII	事前登録を受けた者に対する報告徴収の受忍義務違反		・ 30 万円以下（63 ⑤）
21 I ～ V	登録又は事前登録に係る個体等の管理等義務違反		・ 30 万円以下（63 ⑥）
21 VI	個体識別措置の識別義務違反	・登録の取消し（22 の 2）	・ 30 万円以下（63 ⑥）
22 I	登録票又は事前登録済証の返納義務違反 ※登録票の有効期間が満了した場合を返納義務対象として追加	・ なし	・ 30 万円以下（63 ⑥）
22 II	登録票の返納後に個体等を回復した場合における偽りその他不正の手段による登録票の再交付	・登録の取消し（22 の 2）	・ 1 年以下又は 100 万円以下（58 ③）

(機関)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
24 I 33 の 16 I 33 の 27 I	関係事務の不遅滞実施義務違反	・ 関係事務の実施命令（26 II、33 の 18 II、33 の 29 II）	・ なし
24 II 33 の 16 II 33 の 27 II	関係事務の公正実施等義務違反	・ 関係事務の実施命令（26 II、33 の 18 II、33 の 29 II）	
24 III 33 の 16 III 33 の 27 III	事前の変更届出義務違反（軽微な事項に係るものを除く。）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	
24 IV 33 の 16 IV 33 の 27 IV	事後の変更届出義務違反（軽微な事項に係るものに限る。）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ なし
24 V 33 の 16 V 33 の 27 V	関係事務の実施に関する規程の認可義務違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ なし
24 VI 33 の 16 VI 33 の 27 VI	財務諸表等の記載等義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 20 万円以下（66①）
24 VII 33 の 16 VII 33 の 27 VII	利害関係人等による請求の拒否（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 20 万円以下（66②）
24 VIII 33 の 16 VIII 33 の 27 VIII	帳簿記載等義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 30 万円以下（64①）
24 IX 33 の 16 IX 33 の 27 IX	関係事務の休止又は廃止に係る許可取得義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 30 万円以下（64②）
25 I 33 の 17 I 33 の 28 I	秘密保持義務違反	・ なし	・ 6 月以下又は 50 万円以下（60）
26 I 33 の 18 I 33 の 29 I	基準不適合の場合の適合措置命令違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ なし
26 II 33 の 18 II 33 の 29 II	関係事務の実施命令又は改善命令違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	
26 III 33 の 18 III 33 の 29 III	規程変更命令違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	
26 V 33 の 18 V 33 の 29 V	関係事務の停止命令違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ なし	・ 6 月以下又は 50 万円以下（61）
27 I 33 の 22 33 の 33	報告徴収及び立入検査受忍義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）		・ 30 万円以下（64③）

(事業)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
30Ⅰ・Ⅱ 33の2	特定国内種事業、特定国際種事業の届出義務違反又は虚偽の届出	・なし	・50万円以下（62①）
30Ⅳ・Ⅵ 33の5	特定国内種事業、特定国際種事業の廃止の届出義務違反		・30万円以下（63⑥）
31Ⅰ・Ⅳ 33の3Ⅰ	特定国内種事業者、特定国際種事業者の譲受け又は引受けをする際の氏名等聴取義務違反	・遵守義務確保のための指示（32Ⅰ・Ⅲ、33の4Ⅰ）	・なし
31Ⅱ・Ⅳ 33の3Ⅱ	特定国内種事業者、特定国際種事業者の譲渡し等に関する事項の書類記載及び保存義務違反		
31Ⅲ・Ⅳ 33の5	特定国内種事業者、特定国際種事業者の陳列又は広告をする際の届出番号等表示義務違反	・業務停止命令（32Ⅱ・Ⅲ、33の4Ⅱ）	・なし
32Ⅰ・Ⅲ 33の4Ⅰ	特定国内種事業者の遵守義務（31）違反、特定国際種事業者の遵守義務（33の3、33の5）違反に対する指示違反		
32Ⅱ・Ⅲ 33の4Ⅱ	特定国内種事業者、特定国際種事業者に対する指示違反に係る業務停止命令違反	・なし	・6月以下又は50万円以下（59③）
33Ⅰ・Ⅱ 33の5	特定国内種事業者、特定国際種事業者に係る報告徴収及び立入検査受忍義務違反		・30万円以下（63⑦）
33の6Ⅰ	偽りその他不正の手段による特別国際種事業者の登録	・規定遵守措置命令（33の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33の13）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
33の7Ⅰ	特別国際種事業者に係る変更届出義務違反		・30万円以下（63⑥）
33の9	特別国際種事業の廃止の届出義務違反		
33の10Ⅰ	偽りその他不正の手段による特別国際種事業者の登録の更新		・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
33の11Ⅰ	特別国際種事業者の譲受け又は引受けをする際の氏名等聴取義務違反		・なし
33の11Ⅱ	特別国際種事業者の譲渡し等に関する事項の書類記載及び保存義務違反		
33の11Ⅲ	特別国際種事業者の陳列又は広告をする際の登録番号等表示義務違反	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）
33の12	特別国際種事業者に対する規定遵守措置命令		
33の13	特別国際種事業者に対する業務停止命令違反	・規定遵守措置命令（第33条の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33の13）	・6月以下又は50万円以下（59③）
33の14Ⅰ	特別国際種事業者に係る報告徴収、物件提出又は立入検査受忍義務違反		・30万円以下（63⑦）
33の14Ⅱ	特別国際種事業者と取引する者に係る報告徴収及び物件提出受忍義務違反	・なし	
33の23Ⅰ	特別国際種事業者の管理票作成義務違反	・規定遵守措置命令（33の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33の13）	・6月以下又は50万円以下（59④）
33の23Ⅰ・Ⅱ	特定国際種事業者又は特別国際種事業者の管理票への虚偽事項の記載	・規定遵守措置命令（33の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33の13）※特別国際種事業者に限る。 ・管理票の作成禁止命令（33の23⑥）※特定国際種事業者に限る。	・6月以下又は50万円以下（59⑤⑥）
33の23Ⅲ～Ⅴ	特定国際種事業者又は特別国際種事業者の特定器官等及び管理票の添付義務又は譲渡し若しくは引渡しの際の管理票の写しの保存義務違反	・規定遵守措置命令（33の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33の13）※特別国際種事業者に限る。	・30万円以下（63⑥）
33の23Ⅵ	特定国際種事業者に対する管理票作成禁止命令違反	・なし	・6月以下又は50万円以下（59③）
33の24	管理票の作成制限違反	・なし	・6月以下又は50万円以下（59④）
33の25Ⅰ	偽りその他不正の手段による、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の取得	・規定遵守措置命令（33の12） ※特別国際種事業者に限る。	・30万円以下（63⑧）
33の25Ⅳ	認定を受けた製品以外への標章の取付禁止違反	・規定遵守措置命令（33の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33の13）※特別国際種事業者に限る。	・30万円以下（63⑨）

(生息地等保護区、保護増殖事業、認定動植物園等)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
37Ⅳ	管理地区内における行為禁止違反	・ 原状回復等措置命令（40Ⅱ）	・ 1年以下又は100万円以下（58②）
37Ⅶ	管理地区内における行為許可に付された条件違反		・ 6月以下又は50万円以下（59①）
37Ⅹ	管理地区内における禁止行為の適用除外に係る行為の届出義務違反	・ なし	・ なし
38Ⅳ	立入制限地区内への立入り禁止違反	・ 原状回復等措置命令（40Ⅱ）	・ 6月以下又は50万円以下（59④）
38Ⅴ	立入制限地区内への立入り許可に係る条件違反		・ 50万円以下（62②）
39Ⅰ	監視地区内での規制行為の実施に係る届出義務違反又は虚偽の届出		・ 50万円以下（62③）
39Ⅱ	監視地区に係る行為届出者への行為禁止等命令違反		・ 50万円以下（62④）
39Ⅴ	監視地区に係る行為届出後一定期間の行為着手禁止違反		・ 50万円以下（62⑤）
40Ⅰ	管理地区及び監視地区の区域内における規制行為を実施している者に対する指示違反	・ なし	・ なし
40Ⅱ	管理地区、立入制限地区又は監視地区における行為規制違反者等に対する原状回復等措置命令違反		・ 1年以下又は100万円以下（58①）
41Ⅰ	管理地区又は監視地区に係る規制行為をした者に係る報告徴収受忍義務違反		・ 30万円以下（63⑩）
41Ⅱ	管理地区又は監視地区に係る規制対象行為をした者が生息地等保護区内で所有又は占有している土地への立入検査又は立入調査受忍義務違反		
42Ⅳ	生息地等保護区等の指定又は変更の際しての実地調査に係る土地所有者又は占有者の立入り受忍義務違反		・ 30万円以下（63⑪）
47Ⅰ	認定を受けて保護増殖事業を行う者の当該計画に違反した事業実施	・ 認定の取消し（48Ⅲ）	・ なし
47Ⅳ	認定を受けて保護増殖事業を行う者の報告徴収義務違反又は虚偽の報告		
48Ⅰ	認定を受けて保護増殖事業を行う者の事業停止等報告義務違反	なし	
48の2Ⅳ	保護増殖事業の実施に係る土地所有者又は占有者の立入り受忍義務違反	なし	30万円以下の罰金（63⑪）
48の4Ⅰ	不正の手段による認定希少種保全動植物園等の認定	・ 認定の取消し（48の9）	・ なし
48の5Ⅰ	認定希少種保全動植物園等設置者等の変更認定義務違反		
48の5Ⅰ	不正の手段による認定希少種保全動植物園等の変更認定		
48の5Ⅲ	認定希少種保全動植物園等設置者等の変更届出義務違反		
48の5Ⅳ	認定希少種保全動植物園等設置者等の廃止届出義務違反		
48の6Ⅶ	不正の手段による認定希少種保全動植物園等の認定の更新		
48の7	認定希少種保全動植物園等設置者等の定期報告義務違反		
48の8	認定希少種保全動植物園等設置者等の基準（48の4Ⅰ）適合命令違反		
48の11	認定希少種保全動植物園等設置者等の報告徴収及び立入検査受忍義務違反		30万円以下の罰金（63⑫）
57の2	法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者による、当該法人の業務に関する違反行為等（当該法人等が罰則対象） ※不正の手段による捕獲等若しくは譲渡し等の許可、個体等の登録若しくは更新若しくは原材料器官等の事前登録又は特別国際種事業者の登録若しくは更新若しくは特別国際種事業者の登録の不実施を対象として追加	なし	1億円以下の罰金（両罰規定）（65Ⅰ①）
58①（18に限る。） 58②（17・20Ⅶに限る。） 58③	法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者による、当該法人の業務に関する違反行為等（当該法人等が罰則対象） ※個体識別措置に係る変更登録義務違反を対象として追加	なし	2000万円以下の罰金（両罰規定）（65Ⅰ②）
58①（18を除く。） 58②（37Ⅳに限る。） 59 62 63	法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者による、当該法人の業務に関する違反行為等（当該法人等が罰則対象） ※以下を対象として追加。 ・ 違法な捕獲等若しくは譲渡し等に係る措置命令違反 ・ 特別国際種事業者に係る業務停止命令、変更若しくは廃止の届出義務又は立入検査受忍義務違反 ・ 特別国際種事業者又は特別国際種事業者と取引する者に係る報告徴収及び物件提出受忍義務違反 ・ 特別国際種事業者の管理票作成義務違反 ・ 特定国際種事業者又は特別国際種事業者による管理票と特定器官等の添付義務等違反又は虚偽事項の記載 ・ 認定希少種保全動植物園等設置者等に係る報告徴収及び立入検査受忍義務違反	なし	各本条の罰金（両罰規定）（65Ⅰ③）

希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月17日環境省告示第38号）

第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

1 野生動植物の種の保存に関する基本認識

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持している。野生動植物はまた、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、種、個体群等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保する必要があるが、中でも種は、野生動植物の世界における基本単位であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保する観点からも、その保存は極めて重要である。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じている。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、森林、里山、農地、河川、湖沼、湿原、海岸、浅海、海洋等の多様な生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させる。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められている。

なお、種の絶滅の防止に当たっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種（以下「絶滅危惧種」という。）の個体数の減少を防止し、又は回復を図ることにより、種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）における当該種の安定的な存続を確保することを目標とする。

2 絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅、里地里山などの利用・管理の不足による生息・生育環境の悪化、外来種による捕食等の影響又は化学物質による環境汚染等である。種を絶滅の危機から救うためには、これらの圧迫要因を除去又は軽減するとともに、保存を図ろうとする種の生態的特性などの生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

絶滅危惧種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も積極的な協力が求められている。このため、本邦における絶滅危惧種のみならず、国際条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種についても、輸出入及び譲渡し等を規制する措置を講ずる。

絶滅危惧種の保存施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、絶滅危惧種に係る基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト（以下「レッドリスト」という。）を作成するほか、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、国民の理解及び協力並びに関係者との連携の下に、関連制度を活用しつつ、人と野生動植物の共存を図りながら推進する必要がある。このため、レッドリストの活用等により、絶滅危惧種の保存に対する国民の理解を深めるための普及啓発・教育活動及び保存施策に係る国民の参画を推進する。

また、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する。

3 絶滅危惧種の保存施策の基本的進め方

(1) 保存施策に取り組む種の優先度の決定

絶滅危惧種の保存施策の実施に当たっては、種の存続の困難さと施策効果の大きさの二つの視点で評価することを基本として、取り組む種の優先度を決定する。ただし、優先度の決定に当たっては、対象種の保存に資する施策の実施状況のほか、種の特性等についても考慮する。

ア 種の存続の困難さによる視点

種の存続の困難さは、レッドリストにおける評価に加え、生態的特性などの生物学的知見に基づき判断し、生息・生育状況の悪化が進行していること等により絶滅のおそれが特に高い種から、保存施策の検討を行う。なお、種によっては繁殖による個体数の増加の割合や個体の移動範囲等の特性が大きく異なり、減少要因や生息環境等の種が置かれている状況も様々である。このため、絶滅のおそれの高い種の中でも、保存施策に取り組む優先度が異なる場合があることに留意する。また、急激な状況の悪化によって緊急対策を要すると判断された種についても優先して保存施策の検討を行う。

イ 施策効果による視点

施策効果の視点からは、次のいずれかに該当する種について優先して施策の検討を行う。

- ① 生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種
- ② 認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり、多くの主体の保

存施策への参画又は協力を促進させる効果が期待される種

- ③ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種

ウ 考慮すべき事項

全国で絶滅危惧種の保存施策に取り組むに当たっては、以上の視点に加え、次のような特性を有する種についても考慮して優先度を検討する。

- ① 捕獲・採取圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種
- ② 固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼^{しよ}等、本邦でも特に重要な生態系が見られる地域に分布する種
- ③ 分布範囲や個体の行動範囲が都道府県境をまたいで広域に及ぶ種
- ④ 国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む必要がある種
- ⑤ 有効かつ汎用性のある保存施策の手法や技術を確立するために先駆的に取り組む意義がある種

なお、絶滅危惧種の中で、絶滅のおそれが特に高いとは認められない種においても、次のような状況にある種については、情報の整備と保存施策の手法検討により、施策の方向性を示すよう努める。

- ① かつては広域的に里地里山などでごく普通に見られていたにもかかわらず、近年、全国的に減少傾向にある種
- ② 自然海岸、河口等に生息・生育し、その環境の消失や劣化に伴って全国的に減少傾向にある種
- ③ 個体数は安定しているものの、人為的な要因により、その生息地等が一カ所に集中しているなど、脆弱性^{ぜい}の高い状況にある種

(2) 効果的な保存施策の選択及び実施

絶滅危惧種の保存施策は様々であり、特定の種に着目した施策のみならず、生態系に着目した保護地域や自然再生などの施策も種の保存に資する。絶滅危惧種の保存施策を効果的に実施するためには、対象種の保存の目標をできる限り明らかにした上で、様々な施策の中から目標を達成するために有効な施策を適切に選定し、必要に応じて施策を組み合わせる実施することが重要である。そのため、種の特性や減少要因、種を取り巻く社会的状況などの関連情報を蓄積した上で、有効な施策の実施のために必要な条件がある程度整ったものから、施策を推進する。

なお、施策の選択及び実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 種の生息・生育に悪影響を与えている要因が明らかではない場合には、当該種を取り巻く問題の適切な把握に努めるべきであること。

- イ 種の置かれた状況によっては、同一の種であっても地域によって減少要因が異なることも多く、それぞれの地域によって異なる対策を講ずることも考慮すべきであること。
- ウ 保存施策の実施に当たっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、施策の対象とする適切な個体群の範囲を明確化すべきであること。
- エ 里地里山などに分布する種については、当該種の生息・生育環境の維持につながってきた土地の利用方法及び管理手法など伝統的な知恵の活用を考慮すべきであること。
- オ 気候変動及び外来種等との交雑・競合による野生動植物の種への影響の把握に努めるとともに、その影響を踏まえた絶滅危惧種の保存施策のあり方を検討していく必要があること。
- カ 保存施策の対象種と当該対象種が生息・生育する地域の住民生活との関連性などの社会的な側面も十分に考慮し、共存を図ることが、その種の保存の観点からも重要であること。
- キ 保護地域以外の地域においても、土地や資源の利用方法への配慮などにより種の保存に貢献できることは多いと考えられるため、保護地域以外の地域における施策の方向性を示すことも重要であること。

(3) 生息地等の外における保存施策の考え方

絶滅危惧種の保存施策は、その種の自然の生息地等において行うことが基本である。このため、生息地等の外において絶滅危惧種を保存すること（以下「生息域外保全」という。）及び生息地等の外におかれた個体を自然の生息地等に戻し定着させること（以下「野生復帰」という。）は、生息地等における施策の補完とすることが前提となる。生息域外保全の対象種の選定に当たっては、現時点で生息地等において種の存続がどのくらい困難であるかという視点に加え、将来的に絶滅のおそれがあるかどうかという視点についても考慮する。

生息域外保全は、種の保存の目標の達成に必要な場合において、緊急避難、保険としての種の保存、科学的知見の集積のいずれか又は複数の目的を設定して取り組む。また、個体を野生復帰させることを想定して実施すべきである。

野生復帰には、現存個体群に同種の個体を加える場合（補強）や、過去にその種が生息・生育していた地域に再び定着させる場合（再導入）などの考え方があることを踏まえ、野生復帰を実施する場所の生態系や個体群に対する遺伝的な多様性等への悪影響の可能性を十分に検討してその必要性を評価し、計画的に実施する必要がある。このため、生息域外保全及び野生復帰を実施する前に、それぞれ実施計画を作成するよう努める。

なお、本邦において絶滅した野生動植物の種について、国外に同種の個体群が存在する場合、そこから個体を本邦に持ち込むことで対象種の個体群を本邦に定着させる可能性も考えられる。しかし、本邦の生態系や地域社会に様々な悪影響を及ぼすおそれもあることから、実施する場合には、多面的かつ慎重な検討を行う必要がある。

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

- (1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。）に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。）する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

- (2) 国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 外来種は、選定しないこと。

イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

- (3) 国内希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により、(1)に掲げる事項に該当しなくなつたと認められるものは、国内希少野生動植物種の指定を解除する。

その指定解除についての検討は、絶滅のおそれがなくなった状態が一定期間継続している種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、国内希少野生動植物種に選定することを検討する。

2 国際希少野生動植物種

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシン

トン条約」という。) 附属書 I に掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ 我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定(以下「渡り鳥等保護条約」という。)に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

3 特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書 I に掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

ア 第二 1 (1)イ又はウに該当する種

イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種

ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種

エ ワシントン条約附属書 I に掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

5 緊急指定種

緊急指定種については、本邦に生息又は生育する野生動植物の種で、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外のもののうち、次のいずれかに該当するものであって、特にその保存を緊急に図る必要があると認められるものを指定する。

ア 分類学上、従来種、亜種又は変種に属さないものとして新たに報告された種

イ 従来本邦に分布しないとされていたが、新たに本邦での生息又は生育が確認された種

ウ 本邦において、すでに絶滅したとされていたが、その生息又は生育が再確認された種

なお、指定に当たっては、第二 1 (2)に掲げる国内希少野生動植物種の選定に当たっての留意事項と同様の事項に留意する。

6 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。また、緊急指定種の指定に当たっても、これら学識経験者から意見を聴くよう努める。

なお、これら学識経験者から、希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保存施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

種の選定に関する検討経緯等は、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で公開する。

第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1 募集する提案の内容

絶滅危惧種の保存を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、国内希少野生動植物種に係る提案を広く国民から募集する。なお、次の事項について記載された提案について、国内希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける。

- ア 国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）として新たに選定すべき種又は国内希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名
- イ 当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況
- ウ 当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠
- エ 当該種に係る保存のための取組の現状と予定
- オ 新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策

2 提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当該種を選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。

第四 希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項

1 個体等の範囲

法に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」と総称する。）とする。

- ア 希少野生動植物種の個体並びに種を容易に識別することができる卵及び種子
- イ 希少野生動植物種の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、社会通念上需要が生じる可能性があるため、法に基づき種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるもの

2 個体等の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等及び譲渡し等の規制

国内希少野生動植物種等の個体の捕獲等及び個体等の譲渡し等並びに国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等については、その種の保存の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保存に資する目的で行うものとして許可を受けた場合等を除き、原則として、これを禁止する。ただし、国際希少野生動植物種のうちワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種の個体等であって、ワシントン条約において商業的目的のための取引が認められているものなどについては、登録制による取引を認める。生きている個体については、登録の有効期間及び更新の仕組みを設けるとともに、次のいずれかに該当する種を除き、個体識別措置を講じたものに限りその登録を認める。

- ア 原産国で密猟、密輸等によりその生息・生育に大きな問題が生じているとの情報がない種であって、合法的に非常に多くの個体が輸入されており、かつ、国内で違法取引が多数報告されていないもの
- イ 技術的に個体識別が困難な種等

なお、我が国において製品の原材料として使用されている国際希少野生動植物種の器官及びその加工品について大量、頻繁に取引を行う者については、事前登録制による取引を認める。

(2) 事業等の規制

特定第一種国内希少野生動植物種については、その個体等の譲渡し等を行うことができることとし、譲渡し等の業務を伴う事業（特定国内種事業）を行おうとする者に対し、届出等を求める。

国際希少野生動植物種については、その器官及び加工品のうち、我が国において製品の原材料として使用されている特定の種に係るものであって一定の大きさ以下のもの（以下「特定器官等」という。）は、種の保存に支障がないか等を考慮して、譲渡し等を行うことができることとし、その一方で、譲渡し等の管理が特に必要となる特定器官等のうち、一定の形態等を有するもの（以下「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（特別国際種事業）を行おうとする者に対し登録等を求めるとともに、特別特定器官等以外の特定器官等であって、一定の形態等を有するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（特定国際種事業）を行おうとする者に対し、届出等を求める。

特別国際種事業者は、一定の大きさかつ重量以上の特別特定器官等を得た場合について、その特別特定器官等の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を

作成しなければならない。また、これ以外の特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合又は特定国際種事業者が特定器官等（特別特定器官等を除く。）の譲渡し又は引渡しをする場合については、管理票を作成することができる。

適正に入手した原材料から一定の製品を製造した者は、その旨の認定を受け、これを証する標章の交付を受けることができる。

(3) 輸出入の規制

国内希少野生動植物種の個体等の輸出入については、その種の保存の重要性にかんがみ、原則として、これを禁止する。また、国際希少野生動植物種の個体等の輸出入については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づき、ワシントン条約及び渡り鳥等保護条約により義務付けられている規制措置を講ずる。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

希少野生動植物種の個体の所有者等は、その種の保存の重要性にかんがみ、その生息又は生育の条件を維持する等その種の保存に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

絶滅危惧種の保存の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、国内希少野生動植物種の保存のためその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

1 生息地等保護区の指定方針

(1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、国内希少野生動植物種の個々の種ごとに指定することを基本とする。ただし、複数の国内希少野生動植物種の個体の重要な生息地等が重複している場合には、これら複数種を対象とした生息地等保護区を指定することができる。

指定しようとする生息地等保護区の区域において、一定期間の行為規制その他の保存施策によって、当該指定に係る種（以下「指定種」という。）の個体数の安定的な回復が見込まれることその他の事情がある場合は、必要に応じて生息地等保護区の指定の期間を設定する。指定の期間満了時において、指定種の個体数が安定的に回復していないと認められた場合は、生息地等保護区の指定の期間の延長を検討する。また、生息地等保護区における違法な捕獲等又は採取等を防止するために必要がある場合には、その名称に指定種を明示しない生息地等保護区として指定する。

指定しようとする生息地等保護区の区域の環境が従前から人の管理行為によって維持されており、指定種の生息地等の環境を適切に維持・管理するためには厳格な行為規制よりも当該管理行為を継続することが重要である場合には、管理地区の指

定を伴わない生息地等保護区の指定について積極的に検討する。

(2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等の観点からその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、特に指定の効果を考慮した上で、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。なお、複数の絶滅危惧種が集中して分布している場所については積極的に選定する。

生息地等が広域的に分散している種にあつては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努める。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、複数の国内希少野生動植物種を対象とした生息地等保護区を指定する場合の区域は、各種の個体の保護を図るべき区域の全域を基本とする。

2 管理地区の指定方針

(1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区を指定する場合には、生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 法第三十七条第四項第七号の環境大臣が指定する野生動植物の種については、食草など指定種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 法第三十七条第四項第八号の環境大臣が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 法第三十七条第四項第九号の環境大臣が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 法第三十七条第四項第十号から第十四号までの行為を規制する区域として環境大臣が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに環境大臣が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最少限の期間を指定する。

オ 法第三十七条第四項第十一号の環境大臣が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 法第三十七条第四項第十二号の環境大臣が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 法第三十七条第四項第十四号の環境大臣が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間など必要最少限の期間とする。

3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにする。

4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、その名称に指定種を明示しない生息地等保護区の指定をする場合であっても土地の所有者等には当該指定種を適切に周知するなど、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処する。また、国土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行う。この際、土地利用に関する計画との適合及び国土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うことに留意する。

第六 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

特に、将来的に絶滅のおそれが急激に高まることが想定されるため早期に保護増殖の技術等の開発が必要な種又は保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整っており、生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえて事業効果が高いと考えられる種から優先的に取り組む。

2 保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる国内希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める。また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

3 保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体によって推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

1 種の保存に資する動植物園等の認定

動物園、植物園、水族館、昆虫館（これらに類するものを含む。以下「動植物園等」という。）は、絶滅危惧種の飼育・栽培下における繁殖等に当たり重要な役割を有している。絶滅危惧種の保存施策の充実のためには、動植物園等が有する種の保存に係る公的な機能の明確化及びその機能を十分に発揮できる体制の構築が有効である。

このような見地から、動植物園等の設置者又は管理者からの申請により、希少野生動植物種の取扱いが種の保存に資するものとして一定の基準に適合した動植物園等を希少種保全動植物園等に認定する。

なお、申請に係る対象種は、その動植物園等において取り扱う全ての希少野生動植物種とし、認定を受けた動植物園等による当該種の個体の適切な移動については、譲

渡し等の規制を適用しない。

2 認定の審査及び認定後の取扱い

希少種保全動植物園等の認定に係る審査は、次の考え方により行う。

- ア 希少野生動植物種が、種の保存のため適切に取り扱われることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制及び飼養栽培施設について審査する。
- イ 希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等が、その目的に応じて、種の保存のため適切かつ確実に実施されるものであることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画について審査する。
- ウ 種の保存の観点から、取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組、生息地等における生息・生育状況の維持改善への取組、疾病・傷病への対応、普及啓発に係る展示の方針及び個体の取得経緯等について審査する。
- エ 種の保存の観点から、申請者が欠格事由に該当していないか等、申請者の適格性について審査する。

希少種保全動植物園等の認定を受けた者に対しては、認定に係る希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する記録及び報告を求める。また、認定については五年ごとの更新の仕組みを設けるとともに、更新の際には、認定の基準への適合を改めて審査する。なお、認定を受けた者による不正な行為などが認められた場合には、当該認定の取消しを検討する。

第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

1 調査研究の推進

絶滅危惧種の保存施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、種の分布、生息・生育状況、生息地等の状況、生態、保護増殖方法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。また、調査研究の推進に当たっては、特に次の点に留意する。

- ア 調査研究によって絶滅危惧種の保存施策の推進に必要な情報、手法、技術を蓄積し、関係主体の間で共有すべきであること。
- イ 個々の種に関する生物学的知見に加えて、複数の絶滅危惧種が集中する地域や、各種に関して実施されている保存施策の進捗状況及び不足している対策などを我が国全体として把握すべきであること。
- ウ 気候変動による野生動植物の種の分布適域の移動や、外来種等との交雑・競合による在来種の遺伝子のかく乱・駆逐などが絶滅危惧種に及ぼす影響を把握すべきで

あること。

2 各種制度の効果的な活用

絶滅危惧種の保存施策を推進するためには、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律だけでなく、関係する他法令等に基づく制度及び事業の効果的な活用が重要である。

このため、対象種の特性や減少要因、保存施策の状況、各種制度等の目的や適用の考え方を勘案して、種の保存に資する鳥獣保護区及び自然公園などの保護地域制度、自然再生や外来種対策に係る事業並びに天然記念物の保存に係る施策などについて、関係主体と連携しつつ、複数の施策の組合せも含めた効果的な活用を目指す。

3 多様な主体の参画と連携

絶滅危惧種は数多く生じており、その保存に資する制度や手法は多岐にわたるため、絶滅危惧種の保存施策を着実に推進するためには、施策の内容に応じた多様な主体の参画が不可欠であり、また、多様な主体の連携が重要である。

このため、個々の種に関する施策の実施において、当該種の保存に係る取組の方向性を明確に示し、適切な情報共有を図った上で、関係省庁、地方公共団体、動植物園等、調査研究機関、地域住民、専門家、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金などの多様な主体の参画及び連携を促進する。

4 国民の理解の促進と意識の高揚

絶滅危惧種の保存施策の実効を期するためには、国民の種の保存への適切な配慮や協力が不可欠であり、絶滅危惧種の現状やその保存の重要性に関する国民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発を積極的に推進する。この際、特に次の点に留意する。

ア 絶滅危惧種の保存に関し、国民の理解を深めるため、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を推進することが重要であること。

イ 絶滅危惧種の保存施策を多様な主体の協力を得て一層推進するためには、その施策を担う主体を育成する必要があること。

ウ 具体的な種の保存の成功事例だけでなく、種の保存を意図してはいても、人工繁殖個体の安易な野外への放逐などが、遺伝的かく乱や病原体等の非意図的導入等の大きな影響を及ぼす可能性があることについて、広く普及啓発が求められること。

エ 絶滅危惧種の保存に関する国民の理解と関心を高め、多様な主体の参画の促進につなげていくために種の保存に係る取組の対象種や取組自体を公開する場合には、その取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との合意形成を図りながら適切な公開の方法を検討する必要があること。

また、人と野生動植物の共存の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林等の地

域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処する。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、絶滅危惧種の保存のための適切な配慮を講ずるよう努める。

5 国際協力の推進

野生動植物の保護は国際的な課題であり、国内外の絶滅危惧種の保存に積極的に取り組んでいくことは、我が国が果たすべき国際的な責務である。このような観点から、法の施行を通じ、我が国としてワシントン条約等を適切に履行するほか、開発途上国等による野生動植物の種の保存施策への支援等の国際協力を積極的に推進する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

平成二十九年四月二十五日
衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 常設の「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」からなる科学委員会の委員については、野生動植物種の保全に関し専門の学識経験を有する科学者等国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。また、科学委員会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。
- 二 生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。
- 三 二次的自然に分布する絶滅危惧種については、自然への働きかけの縮小による生息・生育状況の悪化が主な減少要因とされていることから、特定第二種国内希少野生動植物種の指定と同時に、生息環境の改善に取り組むこと。また、二次的自然については、厳格な行為規制よりも人の管理を継続することが重要となることから、農林水産業や市民活動を奨励するような生息地等保護区の指定の在り方について検討すること。
- 四 国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、二〇三〇年度までに七百種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。
- 五 「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定の「基本方針」に確実に反映させ、閣議決定すること。
- 六 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して同法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。

- 七 生物多様性基本法第二十四条、種の保存法第五十三条第二項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- 八 生物多様性基本法第八条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- 九 改正法附則第十条に基づき、改正法施行五年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を講ずること。
- 1 ワシントン条約附属書に掲載されている種は、保全に国際的協力が不可欠であり、地球の自然体系のかけがえのない一部であるという観点から、国際情勢を踏まえて、抜本的な見直しを検討すること。
 - 2 違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。
- 十 今回創設される特定第二種国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的以外の捕獲等及び譲渡し等が認められることから、種の分布や生息状況を定期的に把握すること。
- 十一 アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。
- 十二 輸入が差し止められた希少な野生動植物については、本来の生息地での保全が最も望ましいことから、原産国等へ返すための方策について検討すること。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

平成二十九年五月二十五日
参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 常設の「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」からなる科学委員会の委員については、野生動植物種の保全に関し専門の学識経験を有する科学者等国民の理解を得られる幅広い人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。また、科学委員会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。
- 二 生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。
- 三 二次的自然に分布する絶滅危惧種については、自然への働きかけの縮小による生息・生育状況の悪化が主な減少要因とされていることから、特定第二種国内希少野生動植物種の指定と同時に、保護増殖事業や生息地等保護区の指定を推進し、生息環境の改善に取り組むこと。また、二次的自然については、厳格な行為規制よりも人の管理を継続することが重要となることから、農林水産業や市民活動を奨励するような生息地等保護区の指定の在り方について検討すること。
- 四 特定第二種国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的以外の捕獲等及び譲渡し等が認められることから、種の分布や生息状況を定期的に把握すること。
- 五 国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、二〇三〇年度までに七百種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。
- 六 「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を種の保存法第六条の「希少野生動植物種保存基本方針」や生物多様性基本法第十一条の「生物多様性国家戦略」に確実に反映させ、閣議決定すること。

- 七 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して種の保存法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。
- 八 生物多様性基本法第二十四条、種の保存法第五十三条第二項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- 九 生物多様性基本法第八条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- 十 ワシントン条約附属書に掲載されている種については、その保全に国際的協力が不可欠であることを踏まえて、見直しを検討すること。また、違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国際希少野生動植物種の国内取引の規制強化や交雑種の取扱いについて検討すること。
- 十一 アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、全形牙の登録の在り方の検討を含め、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。
- 十二 輸入が差し止められた希少な野生動植物については、本来の生息地での保全が最も望ましいことから、原産国等へ返すための方策について検討すること。
- 十三 本法の実効性を確保するため、地方環境事務所等の現場における必要な人員を十分に確保し、予算の拡充を図るとともに、地方自治体を始めとする多様な主体との更なる連携の強化を図ること。
- 十四 動植物園等が行う希少野生動植物種の生息域外保全等に係る取組については、その役割の重要性に鑑み、財政措置を含む効果的な支援策を検討すること。

種^①の保存法及び関係法令（都道府県制定の希少種関係条例等を含む）における指定担保状況について[illegible]

※複数の法令指定を受けている種もあり、集計において重複しないよう処理している。

※令和6年11月12日現在、種の保存法における国内希少野生動植物種（特定第一種、特定第二種を含む）の指定数は448種となるが、環境省レッドリスト2020では12種について掲載されていなかったため、本表での指定数は436種となっている。

保護増殖事業計画一覧（57計画76種※）

令和7年1月現在
告示年月日

	種名	策定省庁		
(哺乳類)	ツシマヤマネコ	環境庁、農林水産省		平成7年7月17日
	イリオモテヤマネコ	環境庁、農林水産省		平成7年7月17日
	アマミノクロウサギ	文部科学省、農林水産省、環境省	当初	平成16年11月19日
		文部科学省、農林水産省、環境省	変更	平成27年4月21日
	オガサワラオオコウモリ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省		平成22年11月11日
(鳥類)	アホウドリ	環境庁	当初	平成5年11月26日
		文部科学省、農林水産省、環境省	変更	平成18年8月9日
	トキ	環境庁	当初	平成5年11月26日
		農林水産省、国土交通省、環境省	変更	平成16年1月29日
		農林水産省、国土交通省、環境省	変更	令和3年7月29日
	タンチョウ	環境庁、農林水産省、建設省		平成5年11月26日
	シマフクロウ	環境庁、農林水産省		平成5年11月26日
	イヌワシ	環境庁、農林水産省		平成8年6月18日
	ノグチゲラ	環境庁、農林水産省	当初	平成10年7月28日
		文部科学省、農林水産省、環境省	変更	平成27年4月21日
	オオトラツグミ	環境庁、農林水産省	当初	平成11年8月31日
		文部科学省、農林水産省、環境省	変更	平成27年4月21日
	アマミヤマシギ	環境庁、農林水産省	当初	平成11年8月31日
		農林水産省、環境省	変更	平成27年4月21日
	ウミガラス	環境省		平成13年11月30日
	エトピリカ	環境省		平成13年11月30日
	ヤンバルクイナ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省		平成16年11月19日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更	平成27年4月21日
	オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省		平成17年12月1日
	オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省		平成17年12月1日
	アカガシラカラスバト	文部科学省、農林水産省、環境省		平成18年8月9日
	ライチョウ	文部科学省、農林水産省、環境省		平成24年10月31日
	オガサワラカワラヒワ	農林水産省、国土交通省、環境省		令和3年4月16日
(爬虫類)	ミヤコカナヘビ	環境省		令和3年2月15日
(両生類)	アベサンショウウオ	環境庁、建設省	当初	平成8年6月18日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更	平成27年4月21日
(魚類)	ミヤコタナゴ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省		平成7年7月17日
	イタセンパラ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	当初	平成8年6月18日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更	平成27年4月21日
	スイゲンゼニタナゴ	農林水産省、国土交通省、環境省		平成16年7月29日
	アユモドキ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	当初	平成16年11月19日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更	平成27年4月21日
	ハカタスジシマドジョウ	国土交通省、環境省		令和4年2月21日

(昆虫類)	ベッコウトンボ	環境庁、文部省、農林水産省	平成8年6月18日
	ゴイシツパメシジミ	環境庁、文部省、農林水産省	平成9年4月3日
	ヤンバルテナゴコガネ	環境庁、文部省、農林水産省	当初 平成9年4月3日
		文部科学省、農林水産省、環境省	変更 平成27年4月21日
	ヤシャゲンゴロウ	農林水産省、環境省	平成17年12月16日
	オガサワラハンミョウ	農林水産省、国土交通省、環境省	当初 平成21年3月19日
		農林水産省、国土交通省、環境省	変更 平成27年4月21日
	オガサワラシジミ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	平成21年3月19日
	オガサワラトンボ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	当初 平成21年3月19日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更 平成27年4月21日
	オガサワラアオイトトンボ	農林水産省、国土交通省、環境省	当初 平成21年3月19日
		農林水産省、国土交通省、環境省	変更 平成27年4月21日
	ハナダカトンボ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	当初 平成21年3月19日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更 平成27年4月21日
	ツシマウラボシシジミ	農林水産省、環境省	平成29年10月6日
(貝類)	フサヒゲルリカミキリ	農林水産省、環境省	令和3年2月15日
	ウスイロヒョウモンモドキ	農林水産省、環境省	令和3年2月15日
	タカネヒカゲハヶ岳亜種	農林水産省、環境省	令和5年12月13日
	小笠原陸産貝類20種 (ハハジマキセルモドキ) (チチジマキセルモドキ) (ヒラセキセルモドキ) (オガサワラキセルモドキ) (オガサワラオカモノアラガイ) (テンスジオカモノアラガイ) (アニジマカタマイマイ) (コガネカタマイマイ) (チチジマカタマイマイ) (ヒシカタマイマイ) (ヒメカタマイマイ) (フタオビカタマイマイ) (アナカタマイマイ) (オトメカタマイマイ) (カタマイマイ) (アケボノカタマイマイ) (ヌノメカタマイマイ) (キノボリカタマイマイ) (コハクアナカタマイマイ) (ミスジカタマイマイ)	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	平成28年5月16日
		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	変更 令和4年1月4日
(植物)	キタダケソウ	環境庁	平成7年7月17日
	レブンアツモリソウ	環境庁、農林水産省	平成8年6月18日
	ハナシノブ	環境庁	平成8年6月18日
	チョウセンキバナアツモリソウ	農林水産省、環境省	平成16年7月29日
	ムニンツツジ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	ムニンノボタン	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	アサヒエビネ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	ホシツルラン	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	シマホザキラン	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	タイヨウフウトウカズラ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	コバトベラ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	ウラジロコムラサキ	農林水産省、環境省	平成16年11月19日
	ヒメタニワタリ	農林水産省、国土交通省、環境省	平成21年3月19日
	コヘラナレン	農林水産省、国土交通省、環境省	平成21年3月19日
	シマカコソウ	農林水産省、国土交通省、環境省	平成21年3月19日
	ウチダシクロキ	農林水産省、国土交通省、環境省	平成21年3月19日

※小笠原陸産貝類20種で1つの計画のため

保護増殖事業確認・認定一覧

令和7年1月現在

種名	確認・認定者	確認・認定年月	
シマフクロウ	公益財団法人日本野鳥の会	認定	平成27年 2月
ライチョウ	公益財団法人日本動物園水族館協会	認定	平成27年 5月
ライチョウ	東京都（恩賜上野動物園）	確認	平成27年 5月
ライチョウ	富山市（富山市ファミリーパーク）	確認	平成27年 5月
イヌワシ	秋田市（大森山動物園）	確認	平成27年10月
シマフクロウ	釧路市（釧路市動物園）	確認	平成28年 3月
タンチョウ	釧路市（釧路市動物園 釧路市丹頂鶴自然公園 釧路市阿寒国際ツルセンター）	確認	平成28年 6月
ライチョウ	大町市（大町山岳博物館）	確認	平成28年 6月
レブンアツモリソウ	礼文町（礼文町高山植物培養センター）	確認	平成28年11月
オオワシ	札幌市（札幌市円山動物園）	確認	平成29年 2月
イタセンパラ	氷見市（イタセンパラ保護池、富山大学理学部・氷見市連携研究室（ひみラボ水族館）、氷見市立十二町小学校）	確認	平成29年 3月
オガサワラハンミョウ	伊丹市（伊丹市昆虫館）	確認	平成30年 3月
ツシマヤマネコ	東京都（井の頭自然文化園）	確認	平成30年 4月
ライチョウ	石川県（いしかわ動物園）	確認	平成30年 7月
ヤシャゲンゴロウ	福井市（福井市自然史博物館）	確認	平成30年 7月
ヤシャゲンゴロウ	三国観光産業株式会社（越前松島水族館）	認定	平成30年 7月
ライチョウ	那須高原リゾート開発株式会社（那須どうぶつ王国）	認定	平成30年 7月
ヤシャゲンゴロウ	福井県（福井県自然保護センター）	確認	平成30年10月
ライチョウ	横浜市（横浜市繁殖センター）	確認	平成30年12月
トキ	東京都（多摩動物公園）	確認	平成31年 3月
トキ	石川県（いしかわ動物園）	確認	令和元年12月
シマフクロウ	根室市	確認	令和 2年 3月
オガサワラシジミ	東京都（多摩動物公園）	確認	令和 2年 3月
イタセンパラ	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	認定	令和 2年 3月
ツシマヤマネコ	福岡市（福岡市動物園）	確認	令和 2年10月
ツシマヤマネコ	佐世保市（西海国立九十九島動植物園）	確認	令和 2年10月
トキ	出雲市（出雲市トキ分散飼育センター）	確認	令和 2年10月
スイゲンゼニタナゴ	芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会	認定	令和 2年11月
ライチョウ	長野市（長野市茶臼山動物園）	確認	令和 3年 1月
ヤンバルクイナ	沖縄市（沖縄こども未来ゾーン）	確認	令和 3年 3月
ツシマヤマネコ	横浜市（よこはま動物園）	確認	令和 3年 4月
ツシマヤマネコ	富山市（富山市ファミリーパーク）	確認	令和 3年 5月
アカガシラカラスバト	東京都（恩賜上野動物園、多摩動物公園、井の頭自然文化園）	確認	令和 3年 5月
ツシマヤマネコ	沖縄市（沖縄こども未来ゾーン）	確認	令和 3年 7月
ツシマヤマネコ	名古屋市（東山動物園）	確認	令和 3年 9月
トキ	長岡市（長岡市トキ分散飼育センター）	確認	令和 3年10月
トキ	国立大学法人新潟大学	認定	令和 3年11月
ツシマヤマネコ	那須高原リゾート開発株式会社（那須どうぶつ王国）	認定	令和 4年 1月
ツシマヤマネコ	京都市（京都市動物園）	確認	令和 4年 3月
トキ	佐渡市	確認	令和 5年 4月
ヤンバルクイナ	国頭村	確認	令和 6年 4月
アユモドキ	滋賀県（滋賀県立琵琶湖博物館）	確認	令和 6年 7月
オガサワラカワラヒワ	東京都（恩賜上野動物園、井の頭自然文化園）	確認	令和 6年10月
アマミノクロウサギ	大和村	確認	令和 6年10月
アカガシラカラスバト	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所	認定	令和 6年12月

・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 抄

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長(第三項において「環境大臣等」という)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

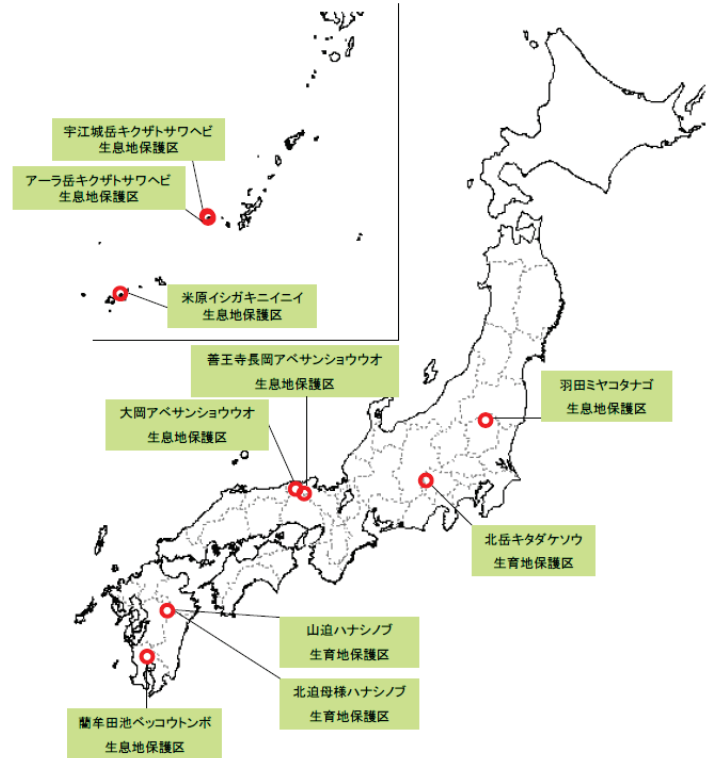
生息地等保護区一覧及び自然共生サイトにおける特定第二種国内野生動植物種の生息状況

参考資料 8

1. 生息地等保護区一覧（10カ所）

名称	設定年月日	面積 (ha) ()は管理地区
羽田ミヤコタナゴ生息地保護区（栃木県大田原市）	平成6年12月26日	60.6 (12.8)
北岳キタダケソウ生育地保護区（山梨県南アルプス市）	平成6年12月26日	38.5 (38.5)
善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区（京都府京丹後市）	平成18年7月3日	13.1 (3.9)
大岡アベサンショウウオ生息地保護区（兵庫県豊岡市）	平成10年11月4日	7.8 (7.8)
山迫ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町）	平成8年6月3日	1.13 (1.13)
北伯母様ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町）	平成8年6月3日	7.05 (1.94)
蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区（鹿児島県薩摩川内市）	平成8年6月3日	153 (60)
宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）	平成10年6月15日	600 (255)
アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）	令和3年7月29日	599 (261)
米原インガキニイニイ生息地保護区（沖縄県石垣市）	平成15年11月11日	9.0 (9.0)

○全国10カ所で指定されており、直近では令和3年7月29日にアーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）を新規指定。

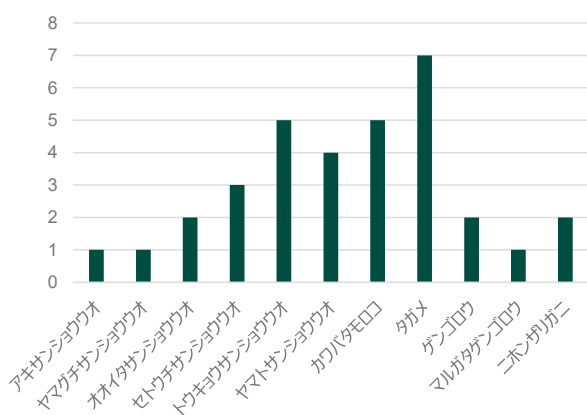


2. 自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の生息状況

- 令和6年度前期までに、全国の自然共生サイトのうち「基準3 ア(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値」を有すると認定されたサイトの総数は**145カ所**。
- モニタリング調査等において、特定第二種希少野生動植物種の分布が確認されているサイト数は少なくとも**29カ所**、種数は**計11種**が確認されている（両生類6種、淡水魚類1種、水生昆虫類3種、甲殻類1種）。また実際にはさらに多くのサイトで特定第二種希少野生動植物種の生息が期待できる。
- これらの多くのサイトで特定第二種希少野生動植物種の保全に資する取組がなされており、**10カ所**については特定第二種希少野生動植物種の指定種に特化した保全取組が実施されている。

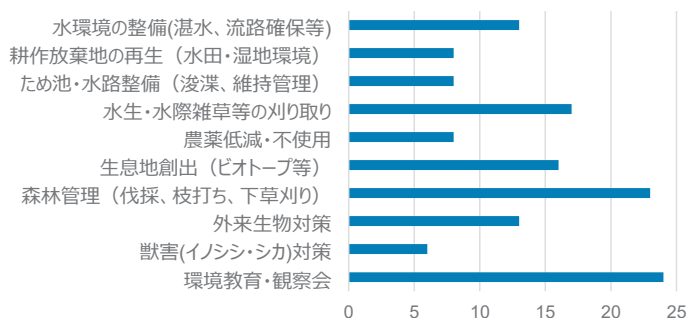
➡ **自然共生サイトの取組は、里地里山など二次的自然に生息する希少種の保全を主目的として設けられた特定第二種国内希少野生動植物種制度との親和性が高く、実際に多くのサイトでこれらの種の生息地保全が図られている。**

特定第二種国内希少種の確認サイト数



特定第二種国内希少種の保全に資する取組内容

- 里地の水田・湿原環境の維持管理、里山における森林管理に係る取組が多く、その他外来種対策や獣害対策がなされている。
- サイト内におけるビオトープによる生息地創出も実施されている。
- 多くのサイトで環境教育取組も実施されている。



認定希少種保全動植物園等一覧

令和7年1月現在

通し 番号	認定を受けた動植物園等	当該動植物園等で取り扱われる 希少野生動植物種の種名	認定（更新）を受けた年月日
1	富山市ファミリーパーク	ライチョウ、ツシマヤマネコ等 国内希少野生動植物種 5種 国際希少野生動植物種 13種	2018年9月13日 当初認定 2024年6月24日 認定の更新
2	世界淡水魚園水族館	イタセンバラ、アユモドキ等 国内希少野生動植物種 14種 国際希少野生動植物種 5種	2018年9月13日 当初認定 2024年6月24日 認定の更新
3	札幌市円山動物園	オオワシ、ミヤコカナヘビ等 国内希少野生動植物種 5種 国際希少野生動植物種 30種	2019年2月28日 当初認定 2024年8月23日 認定の更新
4	京都市動物園	ツシマヤマネコ等 国内希少野生動植物種 3種 国際希少野生動植物種 22種	2019年3月7日 当初認定 2024年7月30日 認定の更新
5	豊橋総合動植物公園（動物園）	アカモズ、ヤマトサンショウウオ等 国内希少野生動植物種 6種 国際希少野生動植物種 20種	2019年3月15日 当初認定 2024年8月23日 認定の更新
6	大阪公立大学附属植物園	アラゲタデ、ダイトウクラタデ等 国内希少野生動植物種 8種 国際希少野生動植物種 1種	2019年12月17日 当初認定 2024年12月27日 認定の更新
7	東京葛西臨海水族園	コウノトリ、カタマイマイ等 国内希少野生動植物種 8種 国際希少野生動植物種 1種	2021年1月13日 当初認定
8	東京都井の頭自然文化園	アマミトゲネズミ、ツシマヤマネコ等 国内希少野生動植物種 13種 国際希少野生動植物種 4種	2021年3月29日 当初認定
9	仙台市八木山動物公園	シジュウカラガン等 国内希少野生動植物種 5種 国際希少野生動植物種 22種	2021年10月7日 当初認定
10	宮崎市フェニックス自然動物園	アマミトゲネズミ等 国内希少野生動植物種 2種 国際希少野生動植物種 11種	2022年2月9日 当初認定
11	沖縄美ら海水族館	クロイワトカゲモドキ、オオアガリマイマイ等 国内希少野生動植物種 7種 国際希少野生動植物種 5種	2022年4月11日 当初認定
12	東京都恩賜上野動物園	アカガシラカラスバト、ライチョウ等 国内希少野生動植物種 13種 国際希少野生動植物種 42種	2022年8月12日 当初認定
13	鴨川シーワールド	ミヤコタナゴ、シャープダングロウモドキ等 国内希少野生動植物種 3種 国際希少野生動植物種 4種	2022年10月25日 当初認定
14	神戸どうぶつ王国	アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ等 国内希少野生動植物種 3種 国際希少野生動植物種 17種	2022年12月9日 当初認定
15	横浜市立金沢動物園	アマミトゲネズミ、ミヤコタナゴ等 国内希少野生動植物種 4種 国際希少野生動植物種 8種	2023年2月28日 当初認定
16	天王寺動物園	コウノトリ等 国内希少野生動植物種 5種 国際希少野生動植物種 31種	2024年7月25日 当初認定
17	足立区生物園	アマミトゲネズミ、フサヒゲルリカミキリ等 国内希少野生動植物種 3種 国際希少野生動植物種 5種	2024年7月30日 当初認定
18	那須どうぶつ王国	ライチョウ、ツシマヤマネコ等 国内希少野生動植物種 4種 国際希少野生動植物種 11種	2024年9月3日 当初認定
19	京都薬用植物園	タイヨウフウトウカズラ等 国内希少野生動植物種 16種 国際希少野生動植物種 該当なし	2024年11月25日 当初認定
20	日立市かみね動物園	ミヤコカナヘビ等 国内希少野生動植物種 2種 国際希少野生動植物種 21種	2024年12月5日 当初認定
21	横浜市立よこはま動物園	コウノトリ、ツシマヤマネコ等 国内希少野生動植物種 4種 国際希少野生動植物種 27種	2024年12月5日 当初認定
22	東京都多摩動物公園	アカガシラカラスバト、アナカタマイマイ等 国内希少野生動植物種 16種 国際希少野生動植物種 26種	2024年12月27日 当初認定

※変更の認定、届出または認定の更新があった場合は、変更内容を反映させて表示

認定希少種保全動植物園等制度 アンケート調査結果

<アンケート対象所属団体>

公益社団法人 日本動物園水族館協会（日動水）
 一般社団法人 日本水族館協会（日水協）
 任意団体 全国昆虫施設連絡協議会（全昆連）
 公益社団法人 日本植物園協会（日植協）

<対象施設数>

・300施設

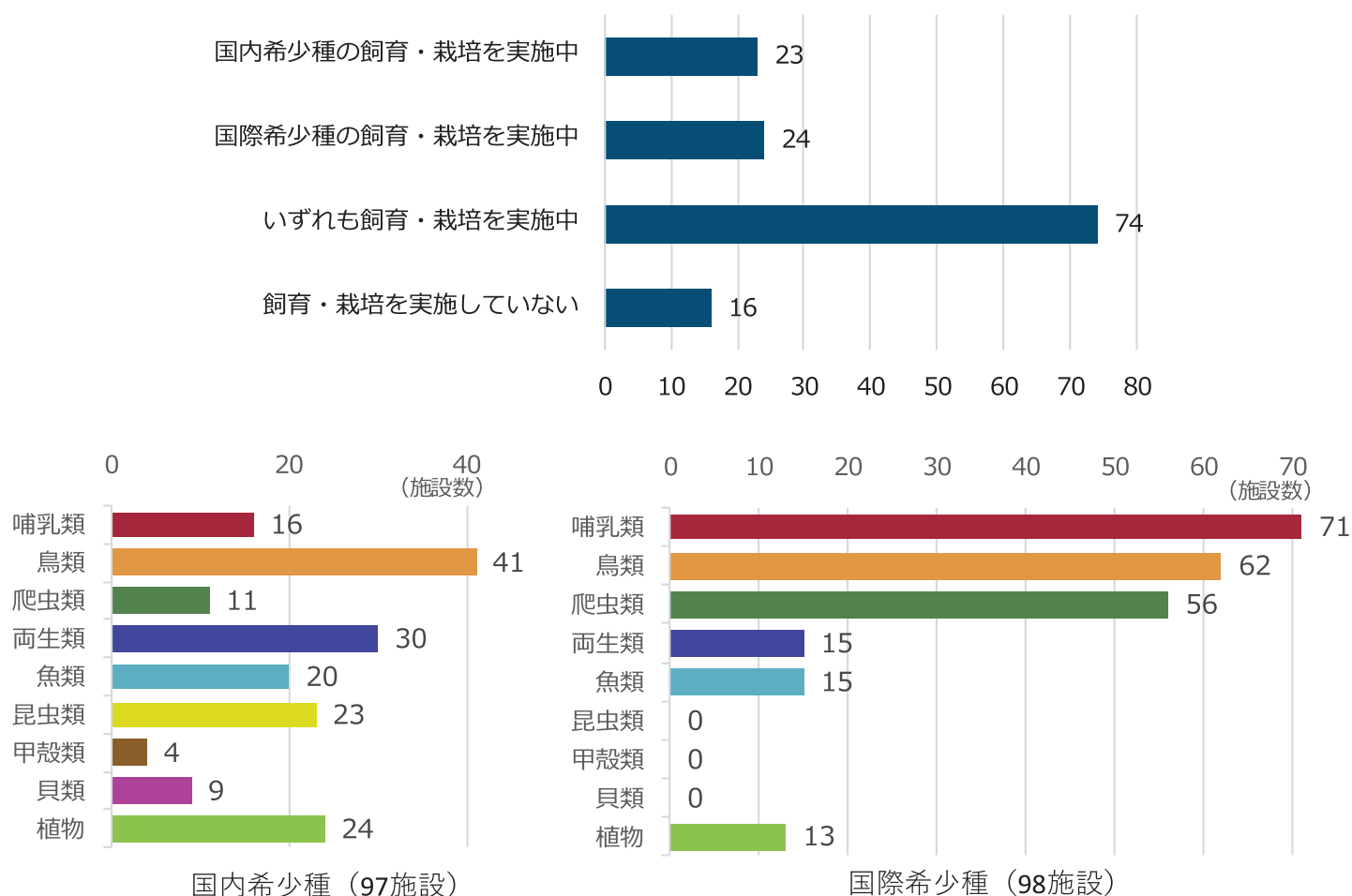
<実施時期>

・令和6年12月～令和7年1月

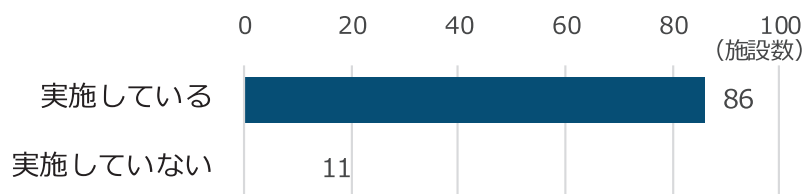
<回答数・回答率>

・アンケート回答数：137件
 ・回答率：約46%

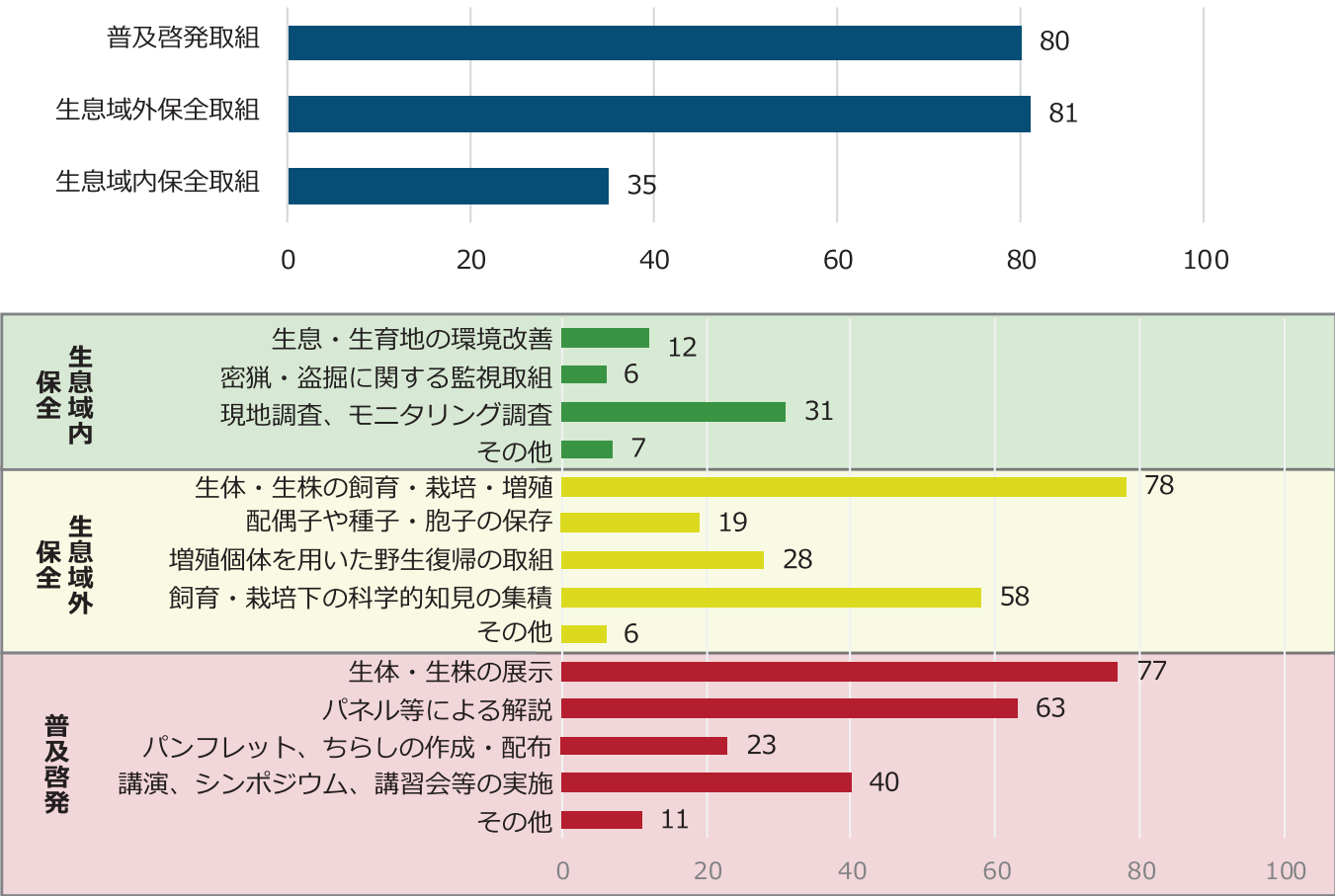
設問 1－1 現在、国内希少野生動植物種または国際希少野生動植物種の飼育・栽培を実施していますか。



設問 1－2 国内希少野生動植物種の飼育・栽培を実施中の施設にお聞きします。現在、国内希少野生動植物種の保全取組を実施（他機関等が実施する保全取組への部分的な協力を含む。以下設問においても同様。）していますか。



設問 1－3 国内希少野生動植物種の保全取組を実施中の施設にお聞きします。現在、実施している保全取組の項目について選択してください（複数回答可）。



自由記述（国内希少種保有）実施している保全取組の項目

【域内その他取組】

→なし。

【域外その他取組】

○傷病個体等の救護対応

- ・終生飼育となった救護個体の飼育。
- ・落巢雛の保護を目的にした代理親による育雛。
- ・生息域内からの有精卵を受け入れる想定で、飼育下の有精卵を他施設へ移動し、仮親による孵化・育雛。

【普及啓発その他取組】

○物販・寄付行為

- ・関連商品の販売と寄付。

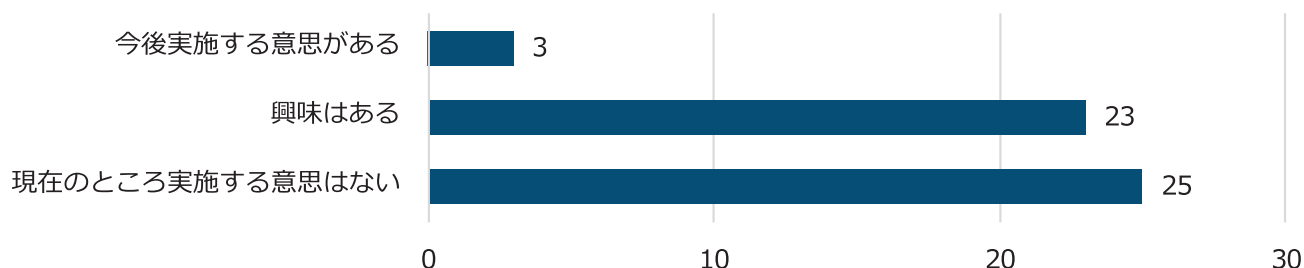
○施設外での普及活動

- ・学校や法人への出張授業、出張講話等。
- ・地域の子供たちとの活動。

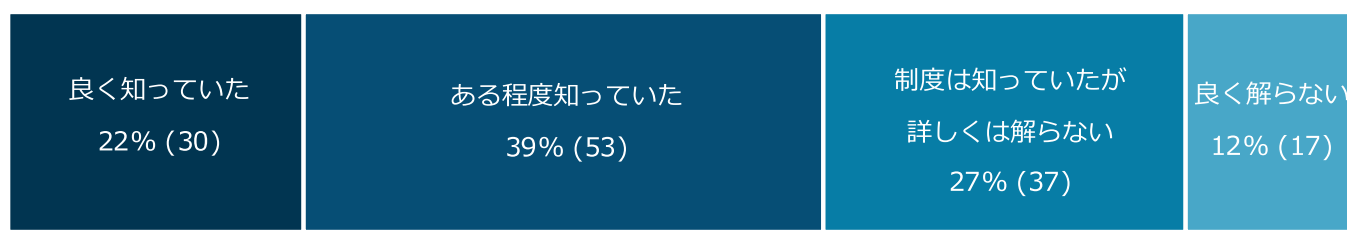
○各種メディアによる情報発信関係

- ・SNS利用による普及啓発活動。

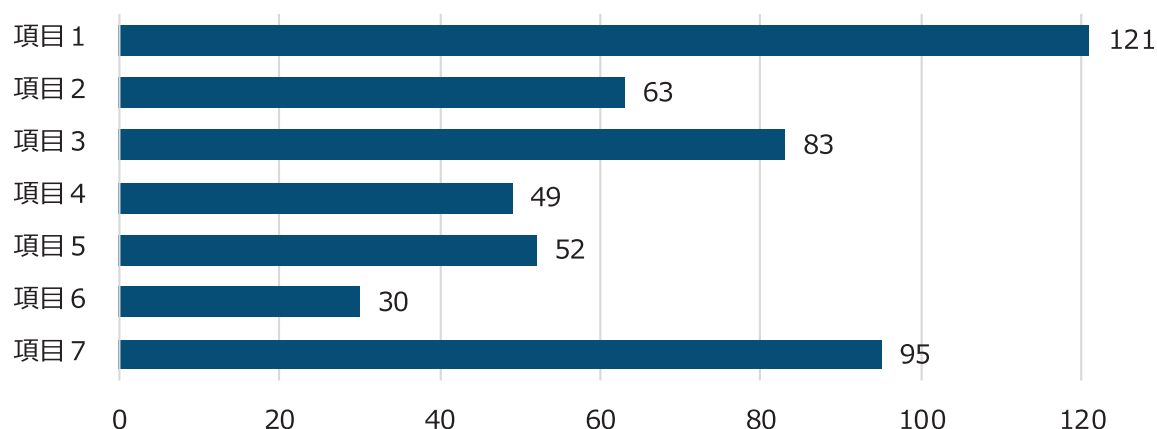
設問 1 - 4 現在、国内希少野生動植物種の飼育・栽培を実施していない施設または国内希少野生動植物種の保全取組を実施していない施設にお聞きします。今後、国内希少野生動植物種の保全取組を実施する意思はありますか。



設問 2 - 1 種の保存法における認定希少種保全動植物園等制度について、知っていましたか。



設問 2 - 2 種の保存法における認定希少種保全動植物園等制度について、認識している項目について選択してください（複数回答可）。



項目 1 国内・国際希少種の保全に取り組む適切な能力及び施設等を有する動植物園等を認定する制度である。

項目 2 認定を受けるには、取り扱う国内・国際希少種のうち 1 種以上の個体について繁殖させている、もしくは繁殖させることに寄与している必要がある。

項目 3 認定を受けるには、取り扱う国内・国際希少種の個体が適法に取得されている必要がある。

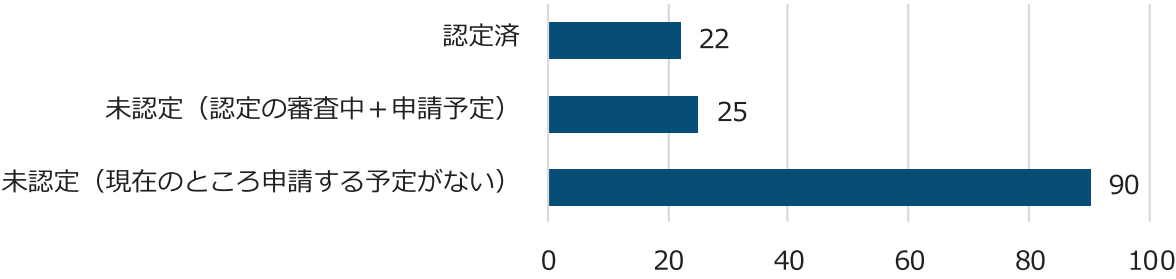
項目 4 認定を受けるには、国内希少種のうち 1 種以上について、生息域内保全に寄与している必要がある。

項目 5 認定の期間は 5 年間であり、継続して認定を受ける場合には更新が必要である。

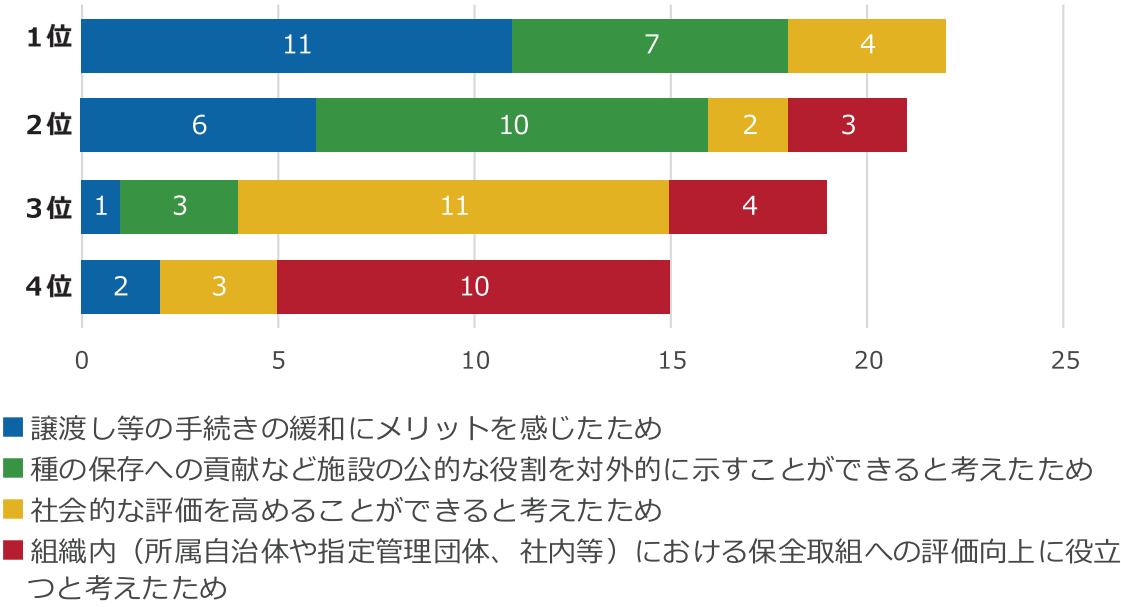
項目 6 認定の申請は、施設の設置者と管理者のいずれからでも可能である。

項目 7 認定されると、国内・国際希少種の譲渡し等の手続きが緩和される。

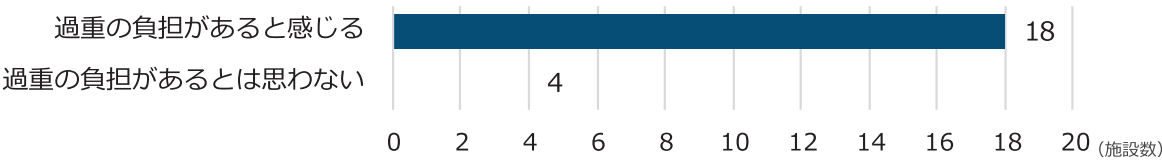
設問3 貴施設は、希少種保全動植物園等の認定を受けていますか。



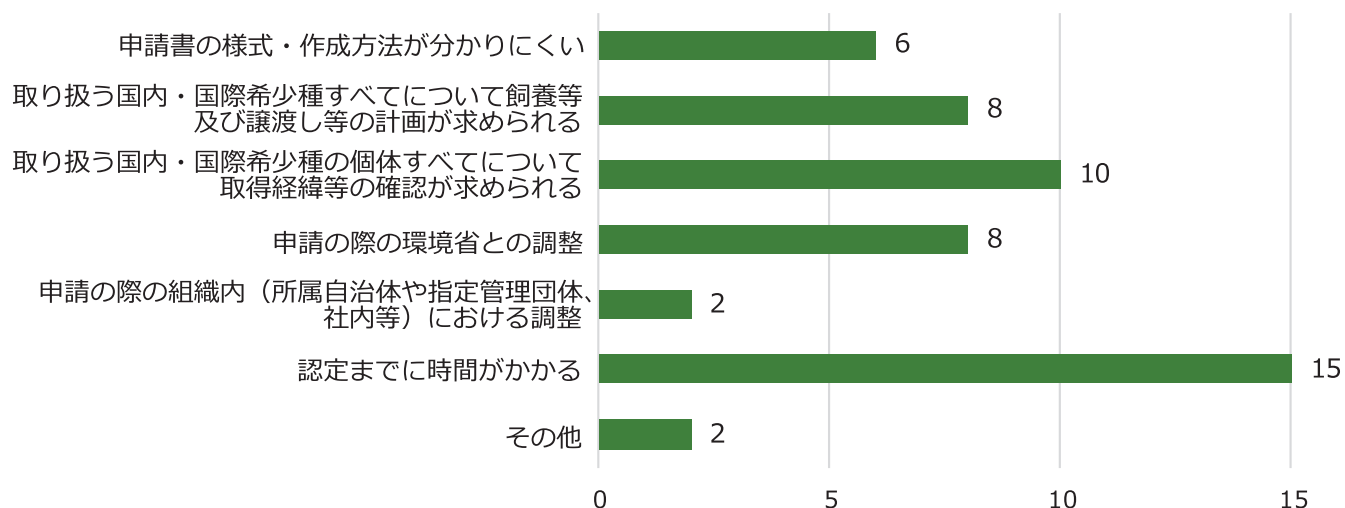
設問4-1 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設にお聞きします。認定を受けようと考えた理由について、該当する項目を選択してください（複数回答可）。なお、複数回答する場合は、理由として大きいものから順にお示してください。



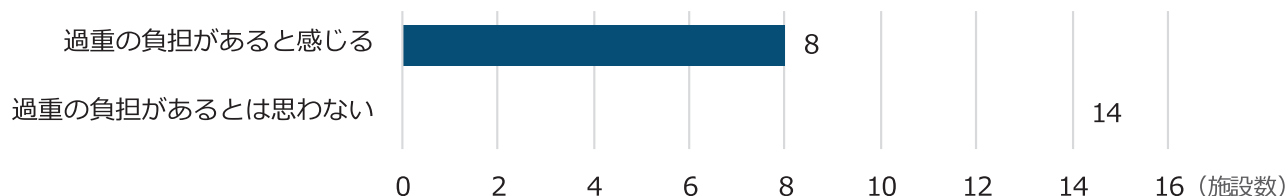
設問4-2 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設にお聞きします。認定の申請手続きについて、該当する項目を選択してください。



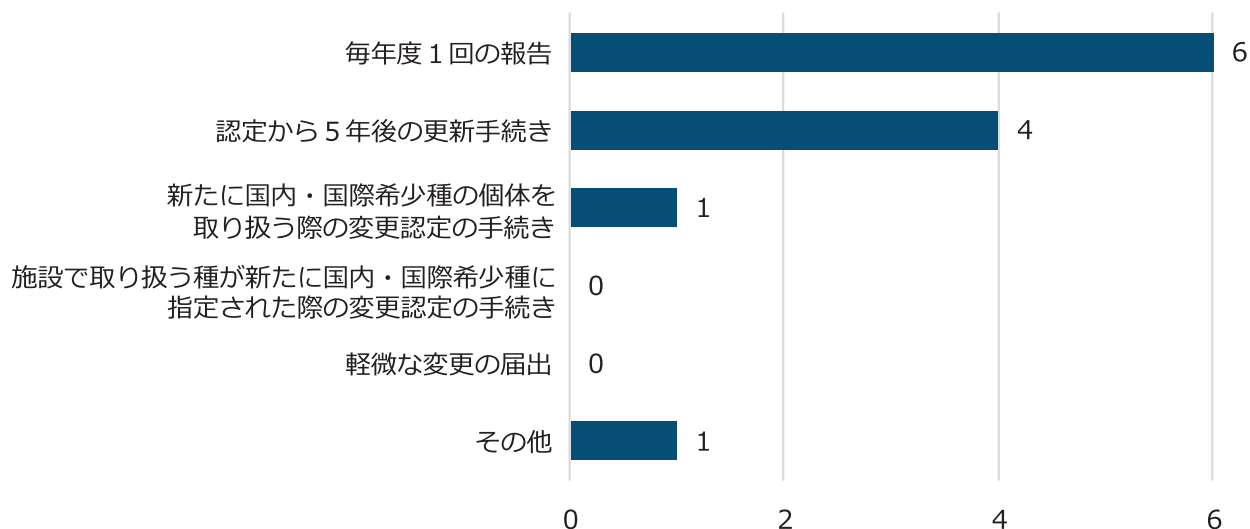
設問 4 - 3 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設のうち、認定の申請手続きについて過重の負担があると感じると回答した施設にお聞きします。過重の負担となっている手続きについて、該当する項目を選択してください（複数回答可）。



設問 4 - 4 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設にお聞きします。認定後に必要な手続きについて、該当する項目を選択してください。

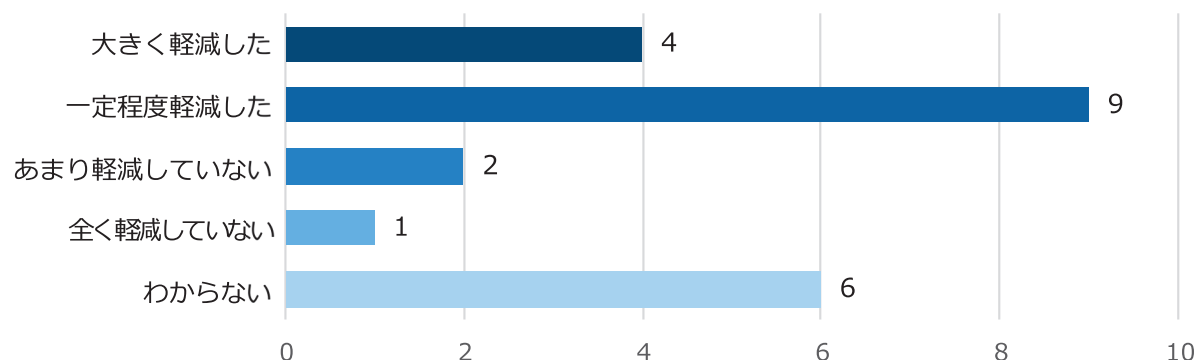


設問 4 - 5 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設のうち、認定後に必要な手続きについて過重の負担があると感じると回答した施設にお聞きします。過重の負担となっている手続きについて、該当する項目を選択してください（複数回答可）。

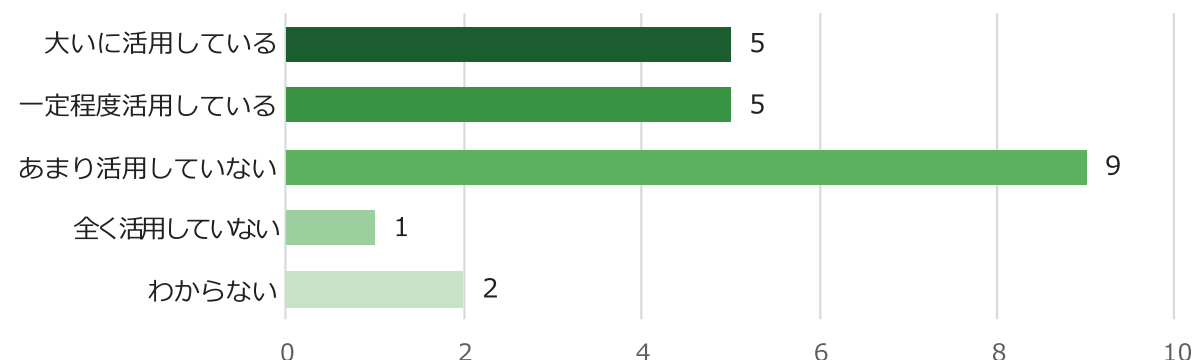


設問 4－6 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設にお聞きします。認定を受けたことによる効果や影響、メリット・デメリット等について、①～④のそれぞれ該当する項目を選択してください。

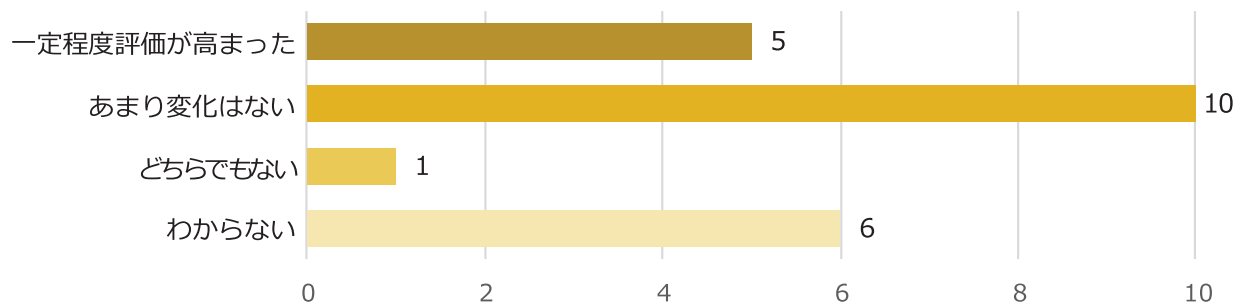
①国内・国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等の手続きの手間について



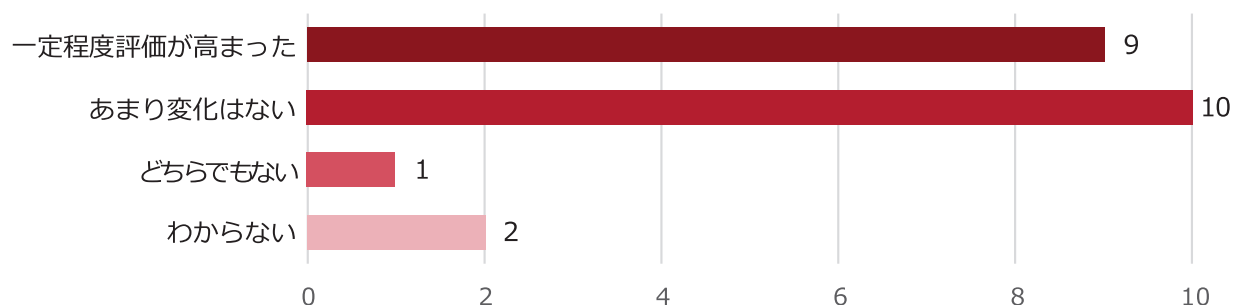
②施設の公的な役割（種の保存への貢献）の対外的なアピールへの活用について



③施設の社会的な評価について



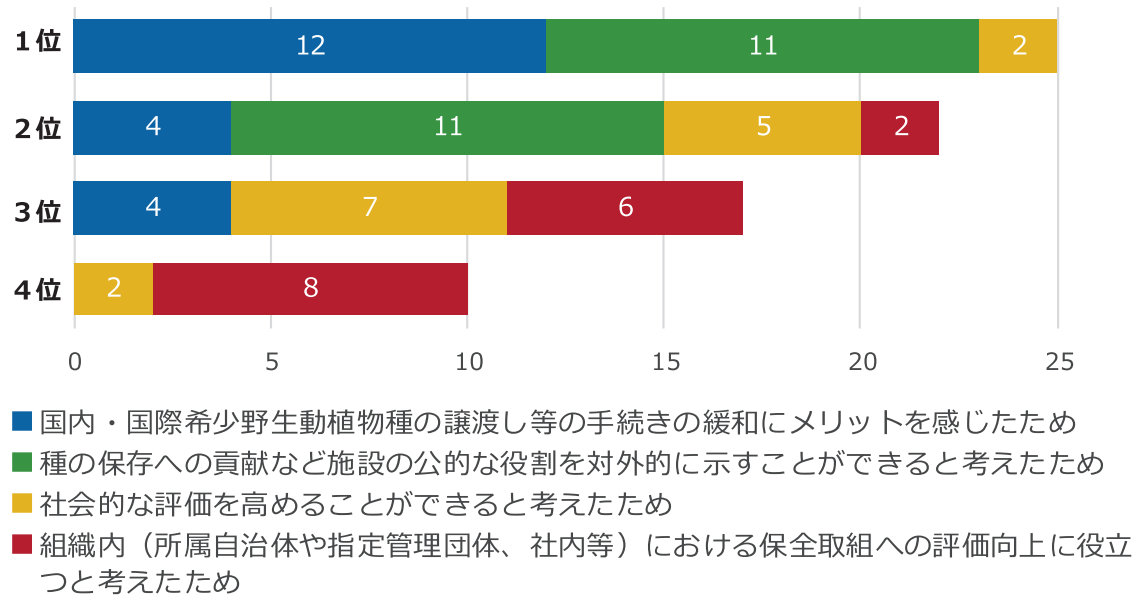
④組織内（所属自治体や指定管理団体、社内等）の評価について



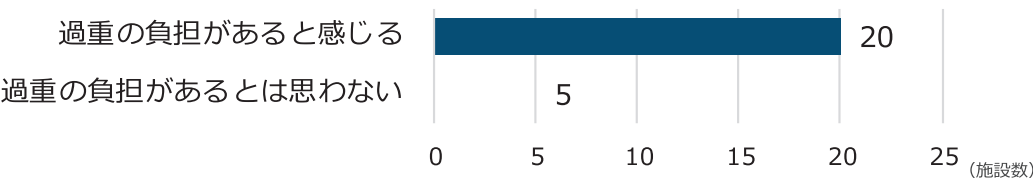
設問 4－6 希少種保全動植物園等の認定を受けている施設にお聞きします。認定を受けたことによる効果や影響、メリット・デメリット等について、①～④のそれぞれ該当する項目を選択してください。（続き）

- 自由記述 認定を受けたことによる効果や影響
- ・ 2024年末に認定を受けたので、まだ効果等不明。
 - ・ 認定園同士での動物移動をまだ実施していない。
 - ・ 希少野生動植物の野外採取にかかる許可申請に関して認定のメリットがない。

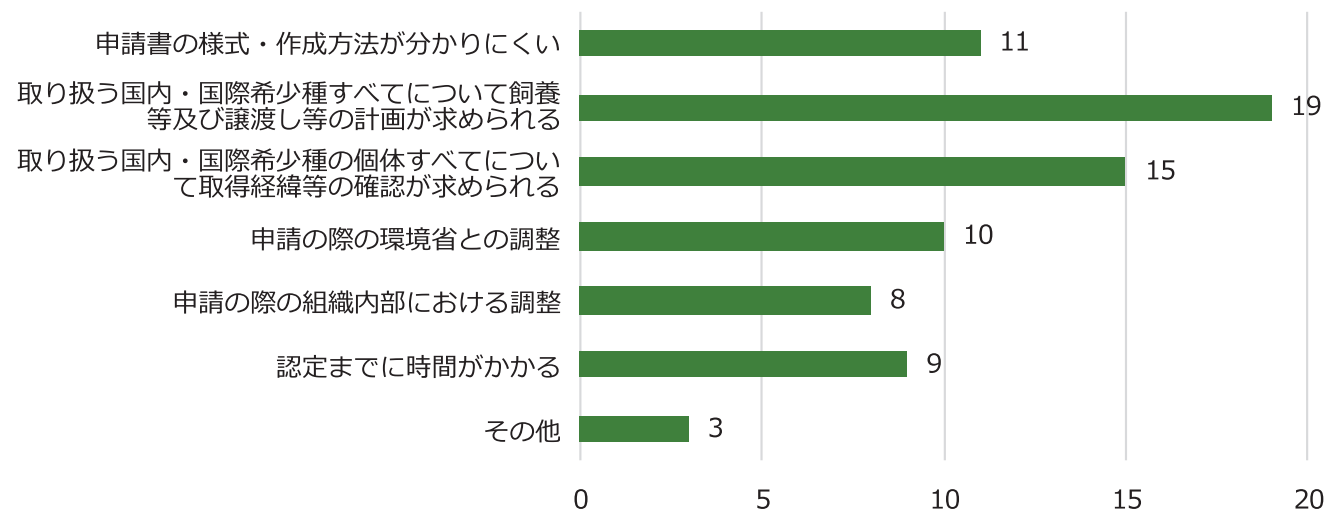
設問 5－1 希少種保全動植物園等の認定申請中または申請予定の施設にお聞きします。認定を受けようと思った理由について、該当する項目を選択してください。なお、複数回答する場合は、理由として大きいものから順にお示してください。



設問 5－2 希少種保全動植物園等の申請中、申請予定の施設にお聞きします。認定の申請手続きについて、該当する項目を選択してください。



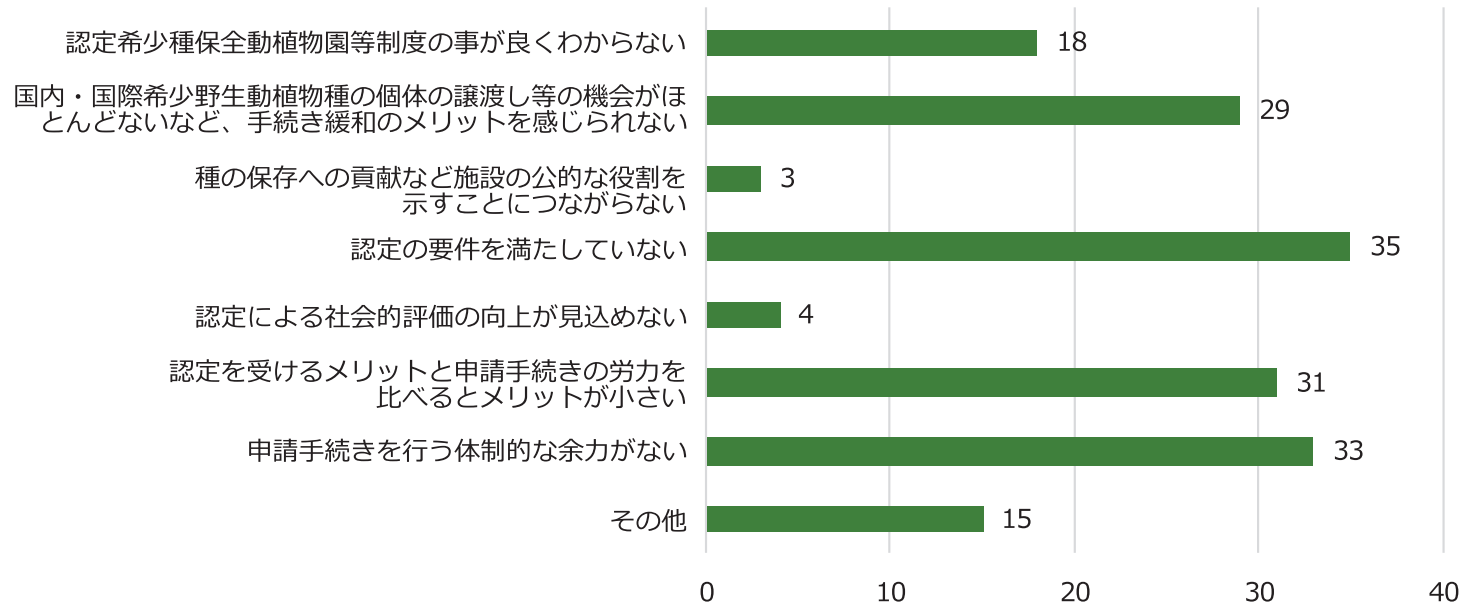
設問 5 - 3 希少種保全動植物園等の認定の申請中、申請予定の施設のうち、認定の申請手続きについて過重の負担があると感じると回答した施設にお聞きます。過重の負担となっている手続きについて、該当する項目を選択してください。



自由記述（申請中・申請予定）過重の負担となっている手続き

- ・申請手続きが面倒な印象がある。
- ・図面の提出が求められることが煩雑と感じた。
- ・申請のフローチャートを準備いただきたい。

設問 6 認定希少種保全動植物園等制度について、現在のところ申請する予定がないと回答した施設にお聞きます。申請が難しいと考える理由について、該当する項目を選択してください（複数回答可）。



自由記述（申請予定なし）申請が難しいと考える理由

- 必要性を感じていない
 - ・現状、国内希少種の繁殖計画がないため。
 - ・当園の計画では、現在いる希少種は継続して飼育することになっていないため。
- 対象種数が多い
 - ・栽培している対象種の数が多く、現在の申請方法では手続きの負担が過大となるため。

希少野生動植物種の国内流通の現況

1. 国内の流通に係る情報（個体等登録、譲受け等の届出件数）

(1) 分類群別の登録状況【生体】

2017年から2023年の間に合計1,000件以上の登録数で、増加数が多かった種は上位から順にアジアアロワナ、オニソテツ属全種、ヨウム、インドホシガメ、ビルマホシガメであった。ワシントン条約の登録繁殖施設がないが増加数が100以上の種としては、インドホシガメ、ビルマホシガメ、アオマルメヤモリ、パンケーキガメ、ワニトカゲ、ハミルトンクサガメ等が挙げられる。

変化率（2017年又は種の保存法指定年と2023年の登録件数比較）の観点では、ニョオウインコが33.0と最も高く、続いてコツメカワウソが10.1と高くなっている。

譲受け等の届出（以下「譲受届」という。）の観点では、100件以上のものは増加数と順位は多少異なるものの、アジアアロワナが最も多く、次いでオニソテツ属全種、ビルマホシガメ、インドホシガメ、ヨウム、マダガスカルホシガメの順であり、増加数が多い種と上位5種は同じであった。

このような登録動向及び譲受届出の分析からは、特定の種における取引需要の集中と、その需要の継続性が明らかとなっている。特に、ワシントン条約の登録繁殖施設を持たない種における顕著な増加は、流通管理上の重要な検討課題として認識される必要がある。

①哺乳類

コツメカワウソとスローロリス属全種が主である。コツメカワウソは2019年の指定後、登録数が急増した。スローロリス属全種は2017年の21個体から2018年の12個体へと減少したが、その後は年間10～20個体程度の水準で登録されている。

②鳥類

2017年から2023年の間に合計100件以上の登録数で、増加数が多かった種は上位から順にヨウムの2,385件、ハヤブサの198件の2種であった。ヨウムは、種の保存法に基づき指定された翌年の2017年から2018年に計900個体を超える登録数となったが、その後は毎年100個体以上の水準で登録されている。

変化率の観点では、ニョオウインコが33.0と最も高く、続いてアカエリハヤブサ8.5、ハヤブサ8.3と続いている。

譲受届の観点では、100件以上のものはヨウムの214件のみであった。

③爬虫類

2017年から2023年の間に合計100件以上の登録数で、増加数が多かった種は上位から順にインドホシガメの1,453件、ビルマホシガメの1,443件、マダガスカルホシガメの769件、アオマルメヤモリの651件、パンケーキガメの356件、ワニト

カゲの 149、ハミルトンクサガメの 139 件の 7 種であった。

変化率の観点では、ビルマホシガメが 9.9 と最も高く、続いておおあたまがめ科全種 7.5、アオマルメヤモリ 6.7、マダガスカルホシガメ 6.3 と続いている。

譲受届の観点では、100 件以上の物はビルマホシガメ 231 件、インドホシガメ 229 件、マダガスカルホシガメ 125 件の順であった。

④魚類

アジアアロワナが圧倒的多数を占めている。2017 年の 6,347 個体から 2018 年の 5,498 個体へと減少したが、2020 年には 8,774 個体とピークを記録した。この急増は、コロナ禍による「巣ごもり需要」が影響した可能性が考えられる。

⑤植物類

オニソテツ属全種の登録が特に多い。2017 年の 2,334 個体から 2018 年の 499 個体へと大幅に減少したが、2021 年に 615 個体、2022 年に 1,255 個体と再び増加傾向にある。

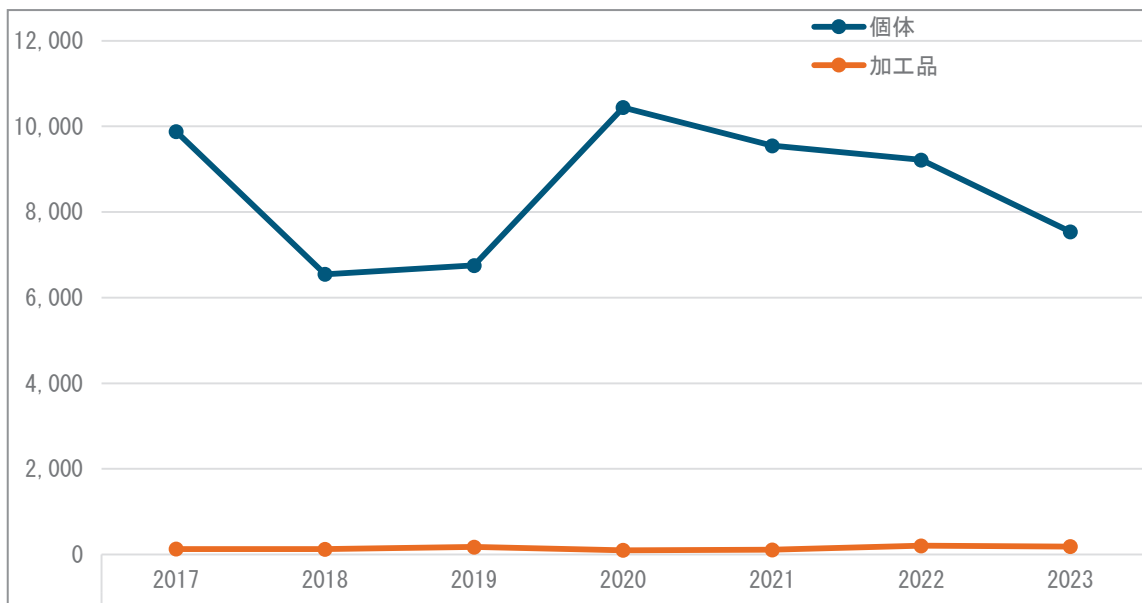


図1 個体等における登録数の年別推移

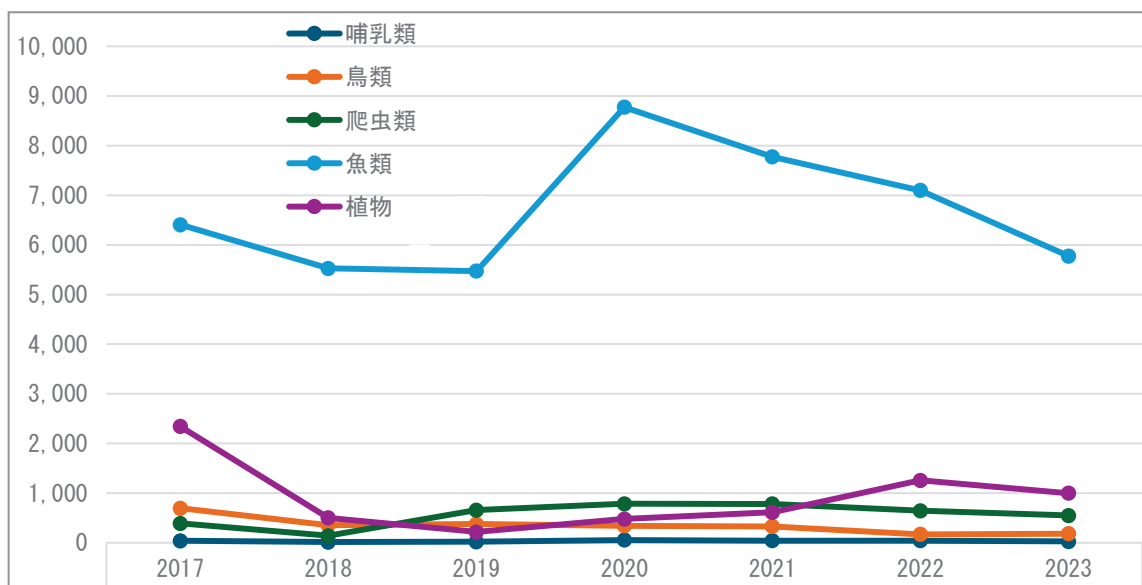


図2 生体における分類群別の登録数の年別推移

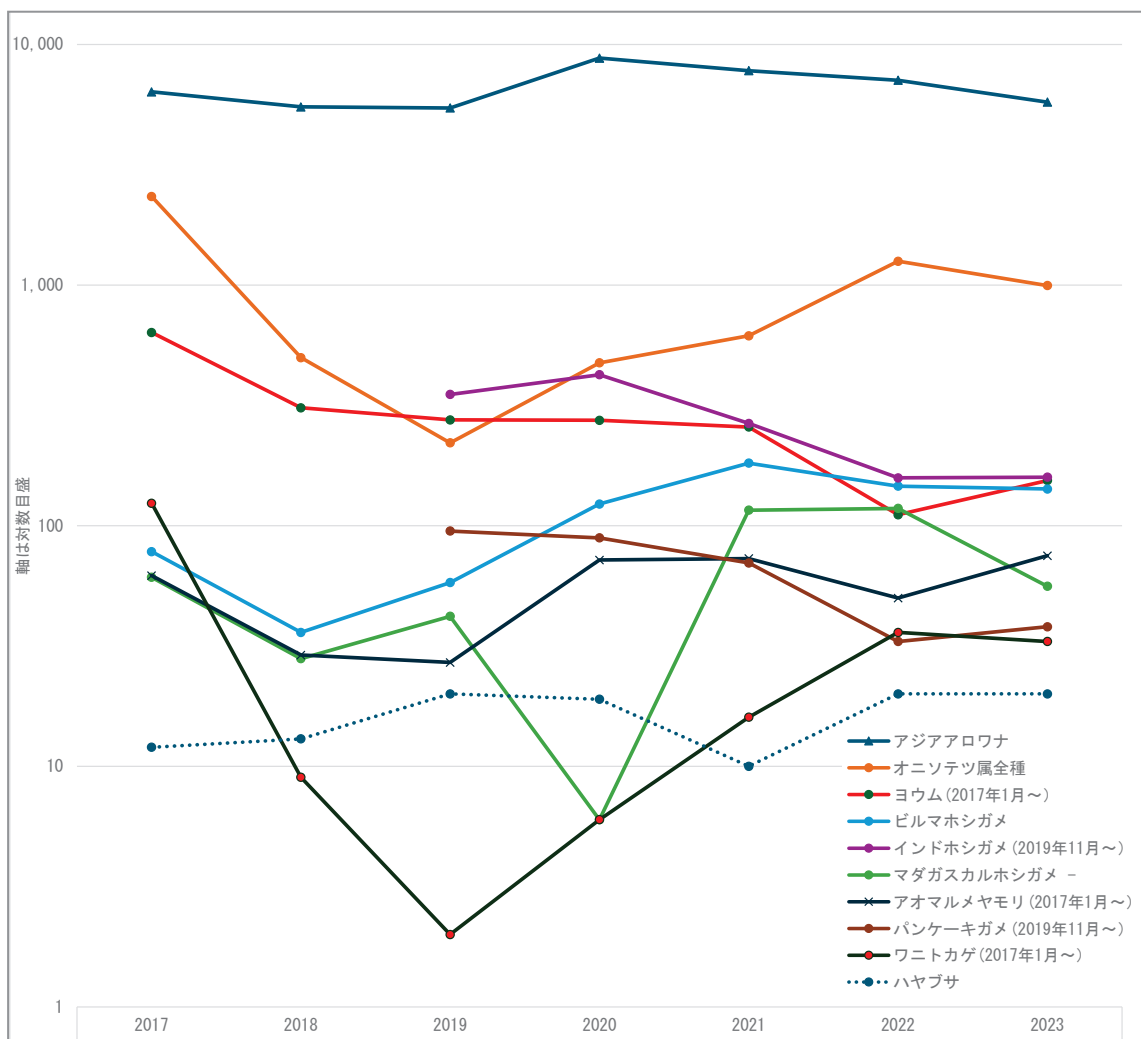


図3 登録件数が多い種（生体）の年別推移

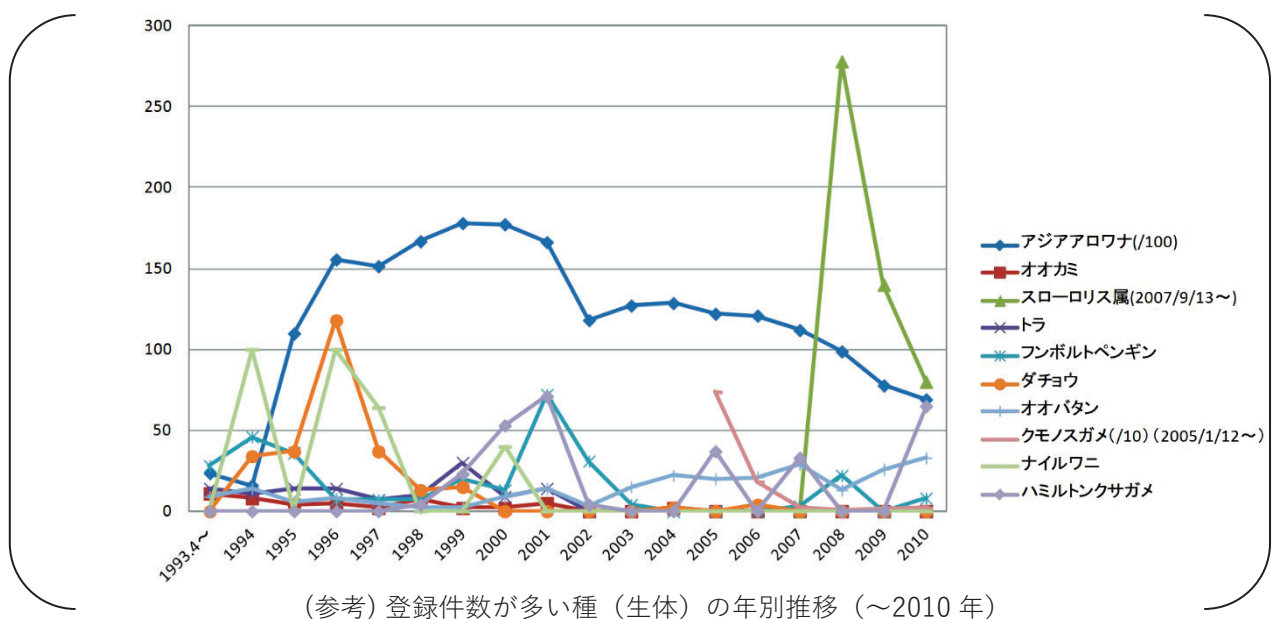


表 1 2017 年～2023 年における生体の流通状況（全体）

順位	分類群	種名	国際希少種 指定年	個体識別	2017 年から 2023 年の年別累積登録数							増加数*1	変化率*2	譲受届*3	CITES 登録 繁殖施設
					2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023				
1	魚類	アジアアロワナ	1980	不要	6347	11845	17287	26061	33834	40932	46688	40,341	6.4	5,653	●
2	植物	オニソテツ属全種	1980	不要	2334	2833	3054	3529	4144	5399	6394	4,060	1.7	930	●
3	鳥類	ヨウム	2017	要	667	1200	1680	2190	2654	2803	3052	2,385	3.6	214	●
4	爬虫類	インドホシガメ	2019	要			351	775	1052	1247	1453	1,453	3.1	229	
5	爬虫類	ビルマホシガメ	2013	要	146	211	351	573	1055	1322	1589	1,443	9.9	231	
6	爬虫類	マダガスカルホシガメ	1980	要	122	178	262	274	501	733	891	769	6.3	125	●
7	爬虫類	アオマルメヤモリ	2017	不要	97	155	209	353	499	598	748	651	6.7	78	
8	爬虫類	バンケーキガメ	2019	要			95	184	257	302	356	356	2.7	48	
9	鳥類	ハヤブサ	1980	要	24	55	95	132	151	185	222	198	8.3	18	●
10	爬虫類	ワニトカゲ	2017	要	143	152	154	160	184	231	292	149	1.0	35	
11	爬虫類	ハミルトンクサガメ	1980	要	38	38	39	84	122	174	177	139	3.7	31	
12	哺乳類	コツメカワウソ	2019	要			11	51	82	106	122	122	10.1	5	
13	鳥類	コバタン	2005	要	22	41	54	69	89	113	119	97	4.4	46	●
14	爬虫類	シャムワニ	1980	要	0	48	61	61	64	86	86	86	0.8	0	●
15	爬虫類	おおあたまがめ科全種	2013	要	11	15	31	44	54	79	93	82	7.5	47	
16	魚類	メコンオオナマズ	1980	不要	60	88	118	118	118	118	138	78	1.3	22	●
17	哺乳類	スローロリス属全種	2007	要	21	33	43	58	72	85	92	71	3.4	0	
18	鳥類	アカエリハヤブサ	1980	要	8	26	41	60	68	76	76	68	8.5	0	
19	鳥類	ニョオウインコ	1980	要	2	14	39	44	67	67	68	66	33.0	0	●
20	鳥類	オオバタン	1990	要	27	31	45	55	67	86	93	66	2.4	15	●
21	爬虫類	アンナンガメ	2019	要			20	22	42	42	50	50	1.5	1	
22	鳥類	キエリボウシインコ	2003	要	14	17	30	34	53	57	58	44	3.1	20	
23	爬虫類	ヨウスコウワニ	1980	要	14	40	52	53	53	53	53	39	2.8	2	●
24	爬虫類	ダウディンイロワケヤモリ	2019	不要			21	21	37	37	37	37	0.8	4	
25	爬虫類	ラオスモエギハコガメ	2019	要			8	21	23	25	31	31	2.9	3	
26	爬虫類	モエギハコガメ	2023	要						14	23	23	0.6	6	
27	爬虫類	キノステルノン・コラ	2023	要						12	18	18	0.5	0	
28	植物	オオバシダソテツ	1983	不要	10	13	13	18	18	21	25	15	1.5	3	●
29	爬虫類	ニシキセタカガメ	2023	要						12	12	12	0.0	0	
30	爬虫類	カンボジアモエギハコガメ	2019	要			1	9	10	10	10	10	9.0	0	

■: 種の保存法に基づく国際希少野生動植物種としての指定年

注: 増加数が多い種から順にソートしたもの

*1 2017 年又は指定年から 2023 年までの値

*2 最小値（2017 年又は指定年）と最大値（2023 年）の変化率

*3 2023 年時点での譲受届総数

表2 2017年～2023年における生体の登録・流通状況（鳥類・爬虫類）

分類群	順位	種名	国際希少種 指定年月	個体識別	2017年から2023年の年別累積登録数							増加数*1	変化率*2	譲受届*3	CITES 登録 繁殖施設
					2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023				
鳥類	1	ヨウム	2017	要	667	1200	1680	2190	2654	2803	3052	2,385	3.6	214	●
	2	ハヤブサ	1980	要	24	55	95	132	151	185	222	198	8.3	18	●
	3	コバタン	2005	要	22	41	54	69	89	113	119	97	4.4	46	●
	4	アカエリハヤブサ	1980	要	8	26	41	60	68	76	76	68	8.5	0	
	5	ニョオウインコ	1980	要	2	14	39	44	67	67	68	66	33.0	0	●
	6	オオバタン	1990	要	27	31	45	55	67	86	93	66	2.4	15	●
	7	キエリボウシインコ	2003	要	14	17	30	34	53	57	58	44	3.1	20	
	8	ニジキジ	1980	要	0	0	8	8	8	8	8	8	0.0	0	
	9	オオキボウシインコ	2003	要	4	5	6	9	10	11	11	7	1.8	0	
	10	シロビタイムジオウム	1992	要	0	0	0	5	5	6	6	6	0.2	0	
	11	ヒワコンゴウインコ	1985	要	0	0	0	0	1	5	5	5	4.0	6	
	12	パラワンコクジャク	1980	要	0	0	5	5	5	5	5	5	0.0	0	
	13	フィリピンオウム	1992	要	1	1	2	4	4	4	4	3	3.0	0	●
	14	カラヤマドリ	1980	要	0	0	3	3	3	3	3	3	0.0	0	
	15	ミカドキジ	1980	要	0	0	2	2	2	2	2	2	0.0	0	
爬虫類	1	インドホシガメ	2019	要	0	0	351	775	1052	1247	1453	1,453	3.1	229	
	2	ビルマホシガメ	2013	要	146	211	351	573	1055	1322	1589	1,443	9.9	231	
	3	マダガスカルホシガメ	1980	要	122	178	262	274	501	733	891	769	6.3	125	●
	4	アオマルメヤモリ	2017	不要	97	155	209	353	499	598	748	651	6.7	78	
	5	パンケーキガメ	2019	要			95	184	257	302	356	356	2.7	48	
	6	ワニトカゲ	2017	要	143	152	154	160	184	231	292	149	1.0	35	
	7	ハミルトンクサガメ	1980	要	38	38	39	84	122	174	177	139	3.7	31	
	8	シャムワニ	1980	要	0	48	61	61	64	86	86	86	0.8	0	●
	9	おおあたまがめ科全種	2013	要	11	15	31	44	54	79	93	82	7.5	47	
	10	アンナンガメ	2019	要			20	22	42	42	50	50	1.5	1	
	11	ヨウスコウワニ	1980	要	14	40	52	53	53	53	53	39	2.8	2	●
	12	ダウディンイロワケヤモリ	2019	不要			21	21	37	37	37	37	0.8	4	
	13	ラオスモエギハコガメ	2019	要			8	21	23	25	31	31	2.9	3	
	14	モエギハコガメ	2023	要						14	23	23	0.6	6	
	15	キノステルノン・コラ	2023	要						12	18	18	0.5	0	

■：種の保存法適用年

注：増加数が多い種から順にソートしたもの

*1 2017年又は指定年から2023年までの値

*2 最小値（2017年又は指定年）と最大値（2023年）の変化率

*3 2023年時点での譲受届総数

(2) 分類群別の登録状況【加工品、器官等】

加工品（はく製等）における登録件数上位 10 種の年別推移を分析すると、タイマイの登録件数が 2022 年に 144 件、2023 年に 114 件と突出して多く、直近 2 年間で大幅な増加が見られた。次いでアオウミガメの登録が漸増傾向を示し、2023 年には 48 件に達している。

一方、トラの登録件数は 2017 年の 45 件から 2023 年には 16 件まで減少し、全体として緩やかな減少傾向を示している。その他、ウンピョウとユキヒョウは 2019 年に一時的な登録増（それぞれ 49 件、29 件）が見られたものの、その後は極めて少数の登録に留まっている。

器官及びその加工品の登録において、アフリカゾウに関する登録が最も顕著な変動を示している。2018 年に 2,960 件とピークを記録した後、2019 年には 895 件へと大幅に減少し、2020 年以降は 100 件前後で推移している。

ビクナについては、比較的安定した登録件数を維持しており、2018 年の 468 件をピークとして、その後は 200-260 件程度で推移している。一方、インドサイの登録は 2018 年に 507 件を記録した後、著しく減少し、近年はほとんど登録が見られない状況となっている。

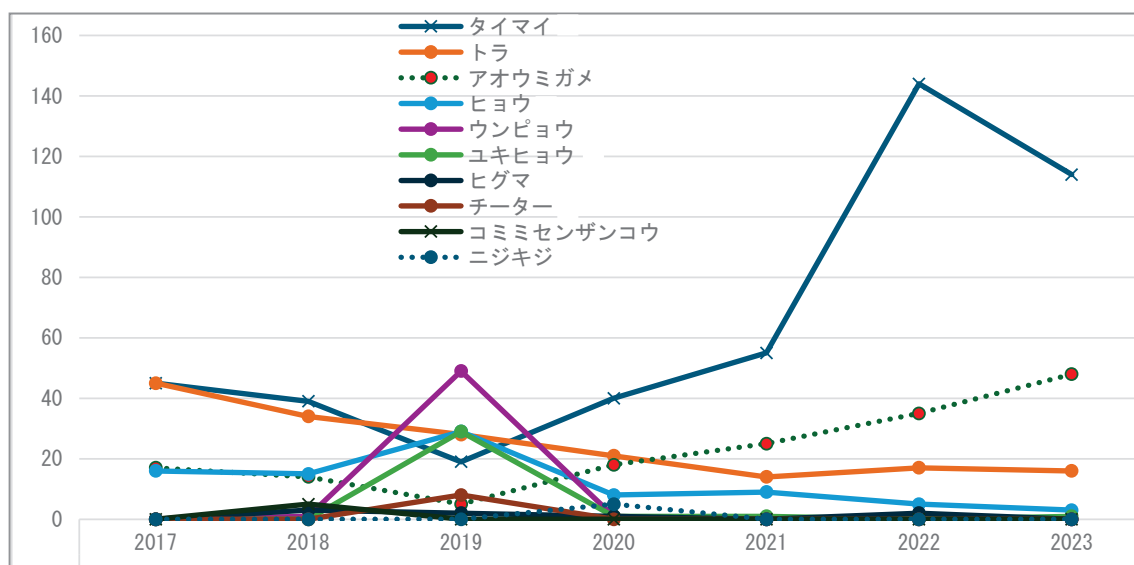


図4 加工品（はく製等）における登録件数上位 10 種の年別推移
（生体以外の個体等）

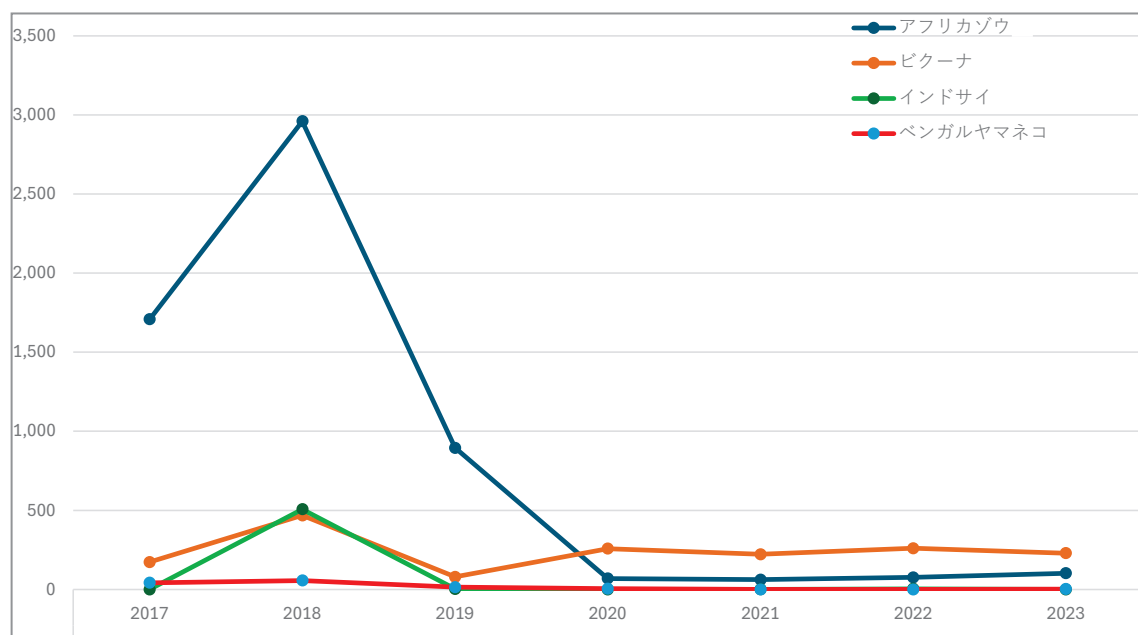


図5 登録件数が多い上位4種（器官）の年別推移

2. 違法取引事例に係る情報

種の保存法違反による検挙事件数は下表のとおりである。

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
事件数	75	126	115	137	31	2	15

(警察庁：<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/kezai.html> より引用)

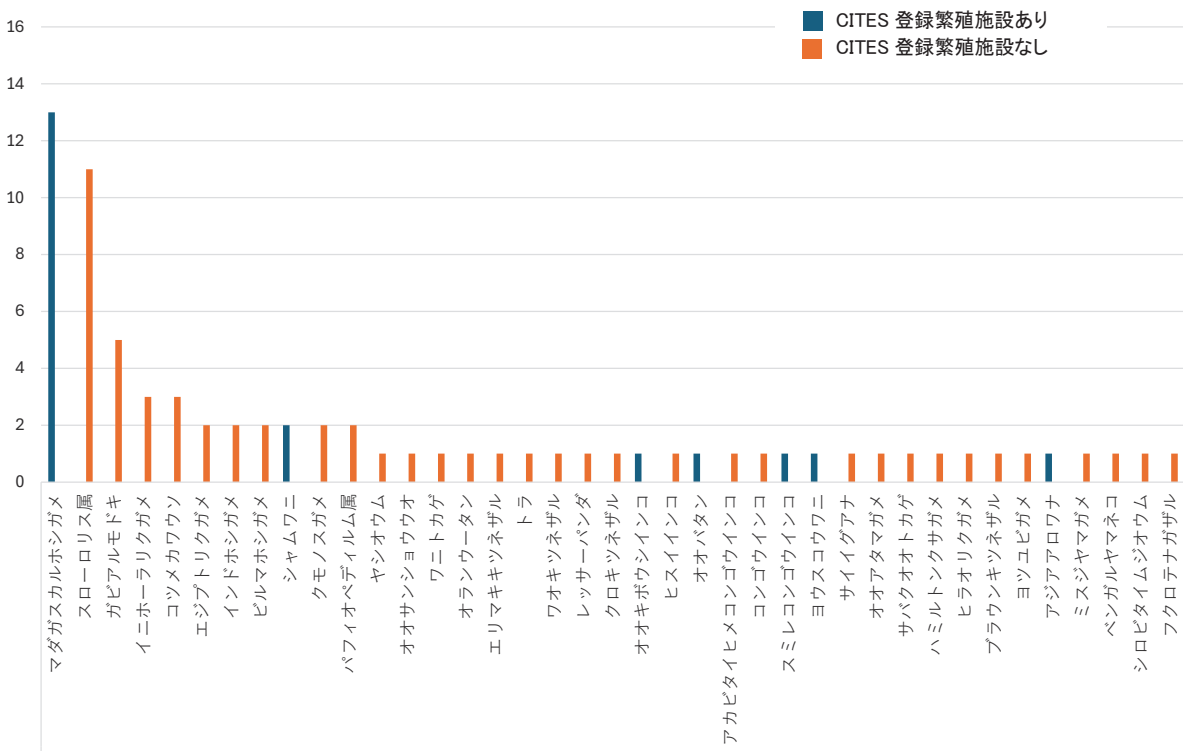
その他、違法取引に係る新聞報道^(※)、税関での差止め情報、CITES トレードデータベースに基づく輸入量等をもとに、希少野生動植物種の違法取引の実態について調査した。

(※) 新聞報道による摘発事例

この調査は、Nifty が提供する新聞記事検索サービスを利用し、朝日、読売、産経、毎日各紙に掲載された記事を調査した (<https://business.nifty.com/gsh/RXCN/>)。

(1) 国際希少野生動植物種（生体）の違法取引状況

① 国際希少野生動植物種（生体）の違法報道件数（2000～2023 年）



・主に、哺乳類・鳥類・爬虫類等で 75 件、国内希少野生動植物種では鳥類・魚類等で 33 件が確認されている。マダガスカルホシガメが 13 件と最多で、次いでスローロリス属 11 件（スローロリス類 7 件、ピグミースローロリス 3 件、スンダースローロリス 1 件）となっている。

② 国際希少野生動植物種（生体等）の税関による差止め件数（2016～2023 年）

税関での差止めで処理方法が審判引継となった生体としては、コツメカワウソやスローロリス属の事例が確認された。

税関による差止め事例一覧（生体等）

網	目	科	和名	2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023	
				生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種
哺乳類	食肉目	ねこ科	ベンガルヤマネコ			2													
		いたち科	コツメカワウソ	2		5				7									
	霊長目	おまきざる科	ワタボウシタマリン			1													
		ろりす科	スローロリス属全種			4				4									
爬虫類	かめ目	いしがめ科	モエギハコガメ					3											
			ハミルトンクサガメ			6													
		おおあたまがめ科	オオアタマガメ			4													
魚類	こい目	こい科	ブロバルプス					2											
植物	ー	りゅうぜつらん科	アガヴェ・パルヴィフロラ				1		110	1				2					
		きょうちくとう科	パキユボディウム・アムボンゲンセ	1	1		8		1		2							50	
			パキユボディウム・パロニイ	2	1	3	38	11	294	1	11								
			パキユボディウム・デカリユイ	2				10	1							7			
			パキユボディウム・ウィンドソリイ (2024 年国際希少野生動植物種に追加)															156	
			パキユボディウム属					2											
		なんようすぎ科	チリーマツ	55					10						21				
		さぼてん科	アリオカルプス属全種					1	277		23		124		28				
			牡丹			24	228												
			兜丸				29		661			4				17	40		
			花籠						347				3						
			精美丸												12				
			デイスコカクトゥス属全種				135		33		38	1	20				40		
			エキノケレウス・フェルレイラヌス・リンドサヨルム																25
			エスコバリア・ミニマ				12								1				21
			エスコバリア・スネエディイ										25		1				
			白斜子(マンミルラリア・ペクティニフェラ・ソリス イオイデス)を含む。												89				5
			メロカクトゥス・コノイデウス				25		113										
			メロカクトゥス・グラウケスケンス				58		49										
			帝冠				100		1335		38								
			ベディオカクトゥス・ブラデュイ						91										
			ベディオカクトゥス・クノウルトニイ			1	62		50						12				
			ベディオカクトゥス・パラディネイ												90				
			ベディオカクトゥス・ペエブレスイアヌス							43		20							
			ペレキュフォラ属全種						131		11		21				58		
			スクレロカクトゥス・エレクトケントルス										74						

網	目	科	和名	2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023	
				生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種	生体	卵/種
植物	ー	さぼてん科	スクレロカクトゥス・グラウクス				1												
			スクレロカクトゥス・マリポセンシス						9										
			スクレロカクトゥス・ニュエンシス				1												
			スクレロカクトゥス・パピュラカントゥス				9					1			2				
			スクレロカクトゥス・プビスピヌス				1												
			スクレロカクトゥス・ウリグティエ				1		90				200						
			ストロンボカクトゥス属全種			1		1	583		1203	20	102		1				
			トウルビニカルプス属全種				3	2	464		327	19	118		24		57		112
			ウエベルマンニア属全種						224								5		
			サボテン科									6				93	26	270	
		きく科	木香				91												
		とうだいぐさ科	エウフォルビア・アンボヴォンベシス	2							1								
			エウフォルビア・カプサインテマリエンシス	4														3	12
			エウフォルビア・デカリユイ	4															
			エウフォルビア・フランコイスイ	6						110	11								
			エウフォルビア・モラティイ	2															
			とうだいぐさ科													3			
		フォウキエリア科	フォウクイエリア・ファスキクラタ							2									
			フォウクイエリア・プルプスイ					1				6							
		ゆり科	雪女王						245										
			アロエ・バケリ																1
			アロエ・コンブレサ				135		353										
			アロエ・デスコイングスイ				206							1					
			アロエ・ヘレナエ											2					
			アロエ・パルヴラ						10										
			アロエ・ピルランスイ	1		2													
			アロエ・ポリュフルラ					119	45										
			アロエ・ラウヒイ			1										34			
			アロエ・スザンナエ											3					
		らん科	デンドロビウム・クルエントウム					15											
			パフィオペディルム属全種	3															
			らん科													20			
		サラセニア科	サルラケニア・オレオフィラ						1										12
			サルラケニア・ルブラ・アラバメンシス																6
			サルラケニア・ルブラ・ヨネスイ																6
		フロリダそてつ科	オニソテツ属全種											127					

 : 栽培個体は登録不要
 : ワシントン条約附属書Ⅰ掲載／種の保存法の国際希少野生動植物種指定の適用年

(注) 表中の数字は差止め個体数

(2) 国際希少野生動植物種（生体）の違法取引報道件数と輸入量

・違法取引に係る摘発事例報道件数と輸入量の集計は下表のとおり。

種名	繁殖施設有無 (※1)	区分	年																							
			2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
レッサーパンダ		摘発 輸入					1/0																			
トラ		摘発 輸入	1/0	2				1																		
ベンガルヤマネコ		摘発 輸入	1/0																							
コツメカワウソ		摘発 輸入	2				2		4	2	2	18	6	11	10	4	3	6		21	0/1	0/2				
オランウータン		摘発 輸入	1/0																							
フクロテナガザル		摘発 輸入	1/0																							
ブラウンキツネザル		摘発 輸入				1/0																				
クロキツネザル		摘発 輸入				1/0																				
ワオキツネザル		摘発 輸入				1/0																				
エリマキキツネザル		摘発 輸入				1/0																				
スローロリス属(スンダースロー ロリス、ピグミースローロリス含む)		摘発 輸入	0/1								2/0			3/0		2/0	1/0			0/1		0/1				
シロビタイマジロウ		摘発 輸入		0/1																						
オオバタン	● 2000	摘発 輸入		14	9	13	28	24	19	19	6	19	18	25	32	34	32	21	14	8	6		1		2	
ヤシオウ		摘発 輸入			1/0																					
ヒスイインコ		摘発 輸入			1/0																					
オオキボウシインコ	● 2017	摘発 輸入	20	5	4	2			1/0																	
スミレコンゴウインコ	● (※2)	摘発 輸入		1/0																						
コンゴウインコ		摘発 輸入			1/0																					
アカビタイヒメコンゴウインコ		摘発 輸入			1/0																					
ヨウスコウワニ	● 2000年以前	摘発 輸入	3		10	10					20	7	10	1/0							14	5				
シャムワニ	● 2000年以前	摘発 輸入		94		28	82			55				157	10	14	15	2	2		28	21			22	
ガビアルモドキ		摘発 輸入			0/1			1/0	2/0					1/0												
サイイグアナ		摘発 輸入						1/0																		
サバクオオトカゲ		摘発 輸入									1/0															
ワニトカゲ		摘発 輸入			0/1			213					2		39		3	10								
ヨツユビガメ		摘発 輸入											1/0													
ハミルトンクサガメ		摘発 輸入																			1/0					
ミスジヤマガメ		摘発 輸入												1/0												
オオアタマガメ		摘発 輸入						50	55		4	8			3						1/0					

種名	繁殖施設有無 (※1)	区分	年																							
			2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
マダガスカルホシガメ	●	摘発	0/1		0/1	0/1	2/0	1/0	3/0	1/0	1/0			1/0			1/0									
	2012	輸入														30		28	30	40	44	45	9	94	92	
イニホーラリクガメ		摘発					1/0		1/0					1/0												
		輸入																								
インドホシガメ		摘発	0/1																					1/0		
		輸入	700	1920	3970	3640	1619	7488	3766	2246	2201	700	2480	3265	1422	1640	1635	860	770	200	233	1435				
ビルマホシガメ		摘発															1/0				1/0					
		輸入	42			20	260	518	240	215	300	5			2	20										
クモノスガメ		摘発				0/1								1/0												
		輸入	914	163	20	171	697	100																		
ヒラオリクガメ		摘発				0/1																				
		輸入	738	875	10	96																				
エジプトリクガメ		摘発			0/2																					
		輸入																							5	
オオサンショウウオ		摘発												1/0												
		輸入																								
アジアアロワナ	●	摘発				1/0																				
	2000年以前	輸入	17042	18353	11384	12811	12799	12907	11560	12194	9667	7993	7207	8025	10671	8415	7827	5917	7776	6281	6468	5638	7596	7690	7215	
パフィオペディルム属		摘発							2/0																	
		輸入	969	3910	4117	5187	4043	6225	5837	7526	8271	14109	18391	10689	10330	10296	7465	8279	7343	17008	5764	15865	13443	15536	33574	969

■ : 違法取引報道件数 3 件以上
 ■ : 違法取引報道件数 2 件
 ■ : 違法取引報道件数 1 件
 ■ : 輸入実績あり

 : ワシントン条約附属書 I 掲載／種の保存法の国際希少野生動植物種指定の適用年

 : CITES 登録繁殖施設として登録された年
 : CITES 登録繁殖施設が取り消された年

※1 : 「繁殖施設の有無」は CITES 認定の繁殖施設 (Register of captive-breeding operations) の有無を示し、有る場合は施設認定がされた西暦を記載 (2000 年以前は一律に 2000 年以前と整理)

※2 : スミレコンゴウインコについては、2014 年に登録されたが、ボリビアの異議申し立て等により 2016 年に登録取消し。その後、2021 年に再度登録された経緯あり。

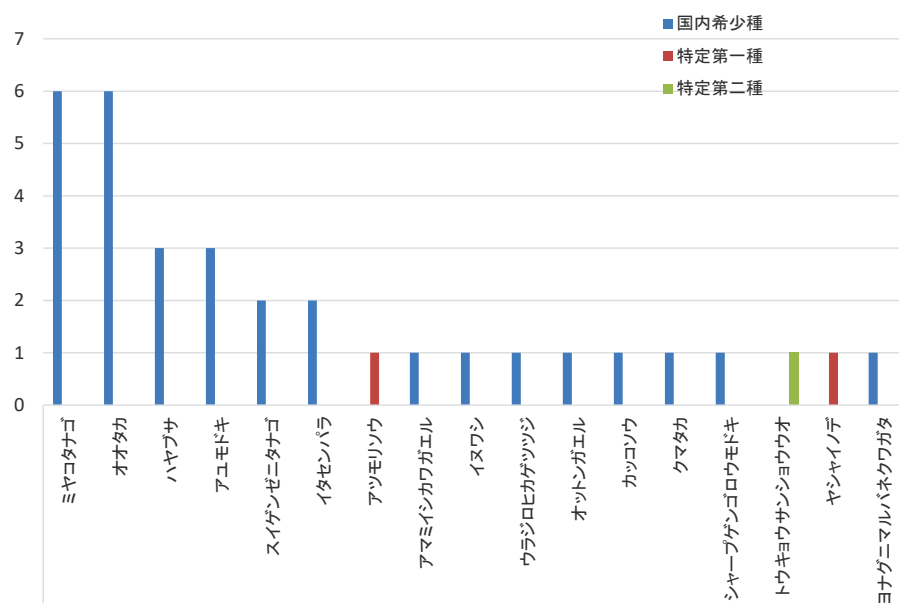
(注)・表中の数字は (種の保存法に基づく摘発/それ以外の法令等に基づく摘発)

・輸入実績 (生体) は CITES トレードデータベースに基づく

・パフィオペディルム属の輸入実績はパフィオペディルム属に含まれる種全ての合計値とした

（３）国内希少野生動植物種（生体）の違法報道件数

- ・国内希少野生動植物種（生体）の違法報道件数（2000～2023 年）は下図のとおり。

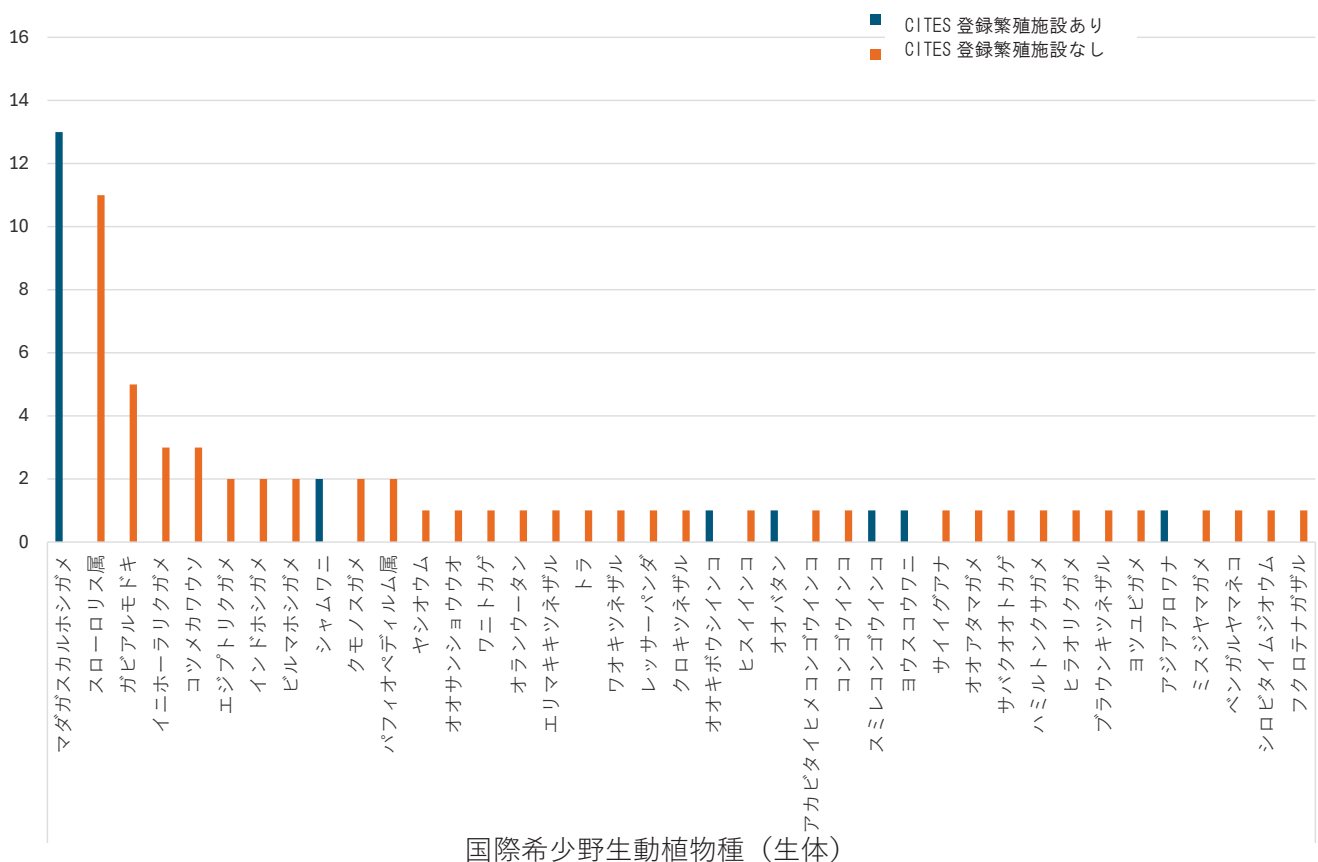


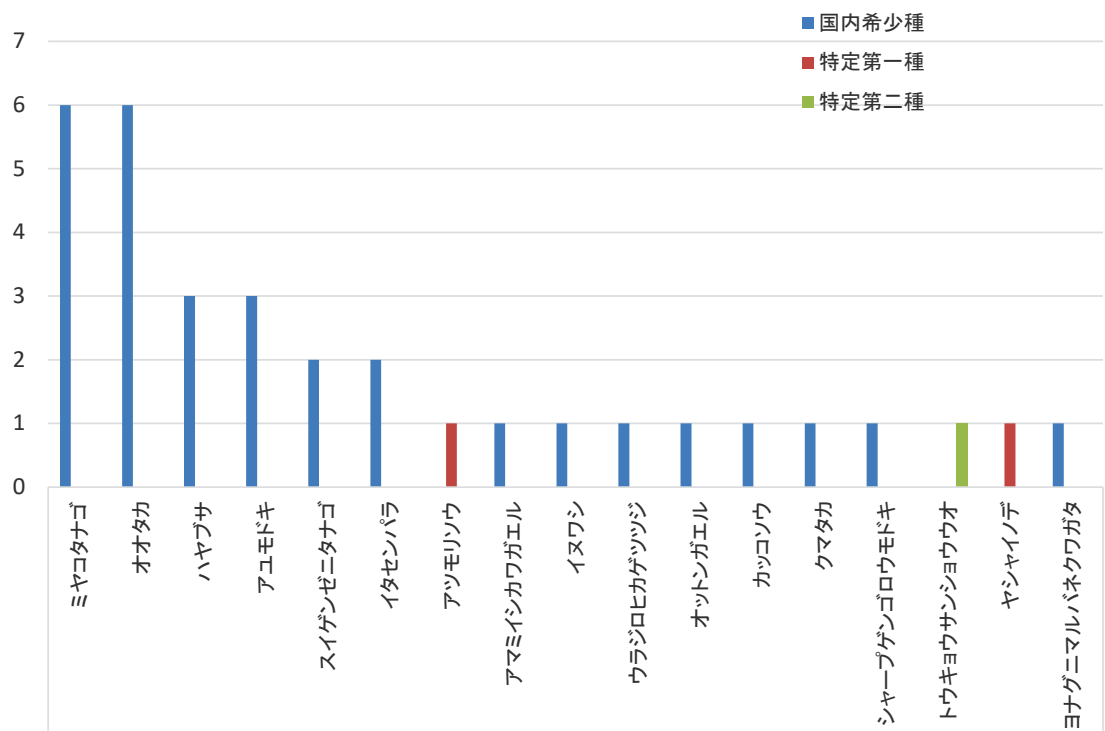
- ・特に魚類と猛禽類での違法摘発事例が多く、具体的には、魚類ではミヤコタナゴの他、アユモドキ、スイゲンゼニタナゴ、イタセンパラなどが、猛禽類ではオオタカの他、ハヤブサ、イヌワシ、クマタカなどが確認されている。

違法取引に係る報道情報

2000 年から 2023 年までの違法取引に係る新聞報道、税関での差止め情報、CITES トレードデータベースに基づく輸入量等をもとに、希少野生動植物種の違法取引の実態について調査を行った。この他、UNODC の World Wildlife Crime Report や OECD の The Illegal Wildlife Trade in Southeast Asia などの国際機関による分析も調査対象とする想定である。

- ・ 2000～2024 年の違法な生体取引に係る報道調査によれば、主に、国際希少野生動植物種では哺乳類・鳥類・爬虫類等で 75 件、国内希少野生動植物種では鳥類・魚類等で 33 件が確認されている。
- ・ 国際希少野生動植物種においては、マダガスカルホシガメが 13 件と最も多く、次いでスローロリス属 11 件（スローロリス類 7 件、ピグミースローロリス 3 件、スンドラスローロリス 1 件）となっている。これらの種に続いて、ガビアルモドキが 5 件、イニホーラリクガメが 3 件、コツメカワウソ 3 件となっており、爬虫類での違法取引が特に多いことが伺える。
- ・ また、税関での差止めで審理引継となった生体としては、コツメカワウソやスローロリス属の事例が確認されている。





国内希少野生動植物種（生体）

表 国際希少野生動植物種生体に係る違法取引報道件数と輸入量の集計一覧

種名	区分	年																							
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
レッサーパンダ	摘発 輸入					1/0																			
トラ	摘発 輸入	1/0	2				1																		
ベンガルヤマネコ	摘発 輸入	1/0																							
コツメカワウソ	摘発 輸入																			0/1	0/2				
オランウータン	摘発 輸入	1/0																							
フクロテナガザル	摘発 輸入	1/0																							
ブラウンキツネザル	摘発 輸入				1/0																				
クロキツネザル	摘発 輸入				1/0																				
ワオキツネザル	摘発 輸入				1/0																				
エリマキキツネザル	摘発 輸入				1/0																				
スローロリス属(スンダスローロリス、ビッグミスローロリス含む)	摘発 輸入	0/1								2/0			3/0		2/0	1/0			0/1		0/1				
シロビタイムジオウム	摘発 輸入		0/1																						
オオバタン	摘発 輸入																	1/0							
ヤシオウム	摘発			1/0																					

種名	区分	年																							
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	輸入																								
ヒスイインコ	摘発			1/0																					
オオキボウシインコ	摘発							1/0																	
スミレコンゴウインコ	輸入	20	5	4	2													5	5						
コンゴウインコ	摘発			1/0																					
アカビタイヒメコンゴウインコ	摘発			1/0																					
ヨウスコウワニ	摘発												1/0												
シャムワニ	輸入	3		10	10				20	7	10									14	5				
ガビアルモドキ	摘発		94		28	82		55				157	10	14	15	2	2			28	21			22	
サイイグアナ	摘発			0/1			1/0	2/0					1/0												
サバクオオトカゲ	摘発								1/0																
ワニトカゲ	摘発			0/1																					
ヨツユビガメ	輸入					213						2		39		3	10								
ハミルトンクサガメ	摘発												1/0												
ミスジヤマガメ	摘発																								
オオアタマガメ	摘発																								
マダガスカルホシガメ	摘発	0/1		0/1	0/1	2/0	1/0	3/0	1/0	1/0			1/0			1/0									
イニホーラリクガメ	摘発					1/0		1/0					1/0												
インドホシガメ	摘発	0/1																							
ビルマホシガメ	輸入	700	1920	3970	3640	1619	7488	3766	2246	2201	700	2480	3265	1422	1640	1635	860	770	200	233	1435				1/0
	輸入	42			20	260	518	240	215	300	5			2	20		1/0				1/0				

種名	区分	年																							
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
クモノスガメ	摘発				0/1									1/0											
ヒラオリクガメ	輸入	914	163	20	171	697	100																		
エジプトリクガメ	摘発				0/1																				
オオサンショウウオ	輸入	738	875	10	96																				
アジアアロワナ	摘発				0/2																				5
パフィオペディルム属	摘発													1/0											
	輸入	17042	18353	11384	12811	12799	12907	11530	12194	9567	7993	7207	8025	10671	8415	7827	5917	7776	6281	6468	5638	7596	7690	7215	
	輸入	969	3910	4117	5187	4043	6225	5837	7526	8271	14109	18391	10689	10330	10236	7465	8279	7343	17008	5764	15865	13443	15536	33574	969

■ : 違法取引報道件数 3 件以上
 ■ : 違法取引報道件数 2 件
 ■ : 違法取引報道件数 1 件
 ■ : 輸入実績あり

□ : ワシントン条約附属書 I 掲載/種の保存法の国際希少野生動植物種指定の適用年

(注)・表中の数字は (種の保存法に基づく摘発/それ以外の法令等に基づく摘発)

・ 輸入実績 (生体) は CITES トレードデータベースによる

・ パフィオペディルム属の輸入実績はパフィオペディルム属に含まれる種全ての合計値とした

国外の個体識別措置について

世界各国で、主に取引規制による種の保存を目的とした法令等に基づき、個体識別措置が導入されている。動物福祉等が先進的と言われる欧州や米国の法令を中心に、識別措置の対象及びその適用除外に関する規定や、識別手法又はその代替手法を記したガイドライン等に関する情報収集を行ったところ、下表の通りであった。

1. 個体識別措置の例外規定

多くの国でマイクロチップ挿入が主要な個体識別手段として採用されているが、EU、ドイツ、フランス、ハンガリー、チェコ、ノルウェー、フィリピン、米国（加州）などでは、動物の健康に影響を及ぼす可能性がある場合の例外規定が設けられている。さらに、動物の大きさや種の特性に応じて、具体的に例外対象を規定する国もある。

なお、米国食品医薬局（FDA）の連邦法である通称4インチ法（21 CFR § 1240.62）は、人気ペットであったアカミミガメによるサルモネラ感染症対策として4インチ（約10cm）未満のアカミミガメを含むカメ目の販売、販売目的での保有、頒布等が禁止するものであり、実質的に動物の健康に影響を及ぼす可能性がある場合の例外規定と同様の効果を持つ。

2. 代替的な個体識別手法

例外規定を適用した場合の代替手法を具体的に規定している国もある。例えば、ドイツではマイクロチップ挿入が免除された場合に、脚環や文章による記載等による識別に代えている。フランスでは、両生類や爬虫類の若い標本や小型個体に対して、目盛り付きの日付入り写真と形態学的特徴の記録による識別が認められている。ハンガリーでは番号が付されたリング、バンド、ハングタグ、入れ墨若しくは類似の標識手法、又はその他の適切な手段が認められている。

法律名	個体識別に関する規定	例外規定	代替手法
EU wildlife trade regulations	- 鳥類以外の生きた脊椎動物：マイクロチップ・トランスポンダー - 鳥類：一意的にマークされたシームレスの脚環（クローズドリング）又は、ISO 規格 11784: 1996 (E) および 11785: 1996 (E) に準拠するマイクロチップトランスポンダー（管理当局が物理的、行動学的な理由でシームレスの脚環が適切でないと判断した場合）※¹	動物福祉上の理由：動物の身体的特性により、要求される標識方法を安全に適用できない場合。	—
EU A Briefing Paper on Marking Techniques used in the control of wildlife in the European Union	EU25 か国において、野生生物の標本に対する既存のマーキング、ラベリング、識別技術が用いられている。	- スウェーデン：100g 以上のカメにのみマイクロチップを埋め込む - イギリス：孵化後 12 カ月の蛇にマイクロチップを埋め込む - スウェーデン：哺乳類はマイクロチップ、リング、バンド、タグの<u>いずれか</u>を使用してマーキング可能	—

ドイツ 連邦自然保護法、連邦種保護条例	・保護対象の動物にはマイクロチップによる標識が必要。	・動物の 体重が 200 グラム未満（カメの場合は 500 グラム未満） の場合、トランスポンダーによる識別の例外とされる。 ・傷害を負い、無力で、または病気の脊椎動物を健康に回復させる看護のために引き取り、野生に戻す場合には、標識の義務が免除される。	・脚環や文章による記述
フランス les règles générales de détention d'animaux d'espèces non domestiques	・附属書 A、B、C、D の哺乳類には無線周波数トランスポンダーの標識が義務付けられている。	・多くの両生類や爬虫類では、若い標本や小さい個体にトランスポンダーを埋め込むことができずに例外対象となる。	・目盛り付きの日付入り写真を撮り、形態学的な特徴（足指がない、尾が伸びているなど）を書き加えることで動物の登録可。
アメリカ（カリフォルニア州）※2 カリフォルニア州規則第 14 章・Title 14 of California Code of Regulations	・ゾウ、霊長類以外の動物、クマ、オオカミ、アメリカドクトカゲ、およびネコ科の動物は、承認された固有の識別方法（マイクロチップ、刺青、または州が承認したその他の代替方法）で識別可能でなければならない。	・マイクロチップまたは入れ墨が動物の健康に有害である理由と、どのような代替の一意識別方法が適しているかを説明した、米国農務省認定の獣医師からの書面による証明を提出した場合は、 <u>代替方法を承認すること</u> ができる。	・ <u>承認された代替方法</u>
ハンガリー 政令 348/2006 (XII. 23.)	・保護すべき哺乳類、鳥類、爬虫類のうち、捕獲された生きた哺乳類、爬虫類、一部の鳥類には変更不可能なマイクロチップをつける。	・種の身体的若しくは行動的特徴のため、定められた標識方法が適切でないと保全当局が認めた場合	・番号付けされたリング、バンド、ハングタグ、入れ墨若しくは類似の標識方法、又はその他の適切な手段を講じてよい。
チェコ JAK ZNAČIT EXEMPLÁŘE CITES (2019 年作成のガイドライン文書)	・爬虫類にはマイクロチップのタグが付けられる。 ・哺乳類については、標本の大きさまたは現在の健康状態がこれを妨げない限り、マイクロチップ・トランスポンダーによるマーキングのみが認められる。	・所轄の実施当局が、被検体の生理学的特徴または健康状態のためにマイクロチップを使用することができないと認めた場合。	・識別写真のような代替の識別形式を受け入れることができる。 ・小型の爬虫類の場合、その大きさゆえにチップには適さないため、写真による識別が行われる。
ノルウェー Regulation on import, export, domestic possession etc. of endangered species of wild fauna and flora (CITES Regulation)	記載なし	・その種に対して安全なタグ付け方法が存在しないことが証明された場合、当機関はタグ付けを省略することができると決定することができる。	・識別のための写真を代替手段として使用することができる。後日、新しい、または改良されたタグ付け方法が利用可能になった場合、当機関はそのようなタグ付けの実施を要求することができる。
フィリピン DENR Administrative Order No. 01-09	・哺乳類、鳥類、爬虫類それぞれに対して、マイクロチップの適切な埋込位置が詳細に規定されている。	・ 体長 10cm 未満 のカメには <u>別の方法を考慮</u> する必要がある。	・考慮された別の方法 ・小型のトカゲ (SVL < 12.5 cm) は体腔内にマイクロチップを埋め込む特別な規定がある。
オーストラリア (南オーストラリア州) Use of microchips for marking wildlife policy	・野生動物の個体識別方法として哺乳類、鳥類など各種分類群に対して、マイクロチップの適切な埋込位置が詳細に規定されている。	・マイクロチップのサイズが 動物の体重の 5%を超える 場合。 ・短期的な追跡調査（野生動物の調査）の場合。 ・プロジェクト資金が不足し、長期的な調査や再捕獲等が難しい場合。	・毛のクリッピング ・非毒性の塗料やインクの耳や尾への塗布 ・脚環

国際希少野生動植物種の愛玩目的の流通状況分析

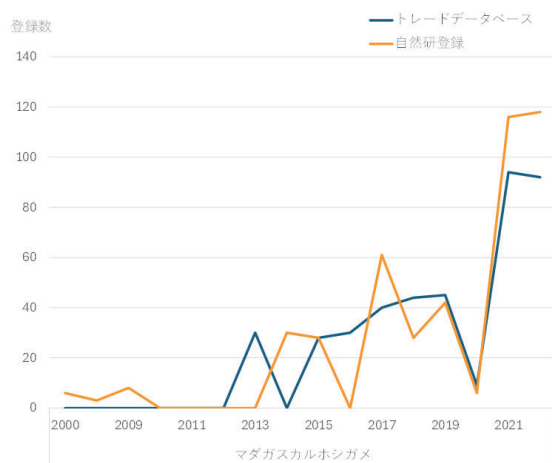
(1) CITES 登録繁殖施設がある種

アジアアロワナをはじめ、このような種については、規制後も安定的な輸入と登録が継続されている。多くの種については、輸入量と登録数に一定の相関関係が見られる。

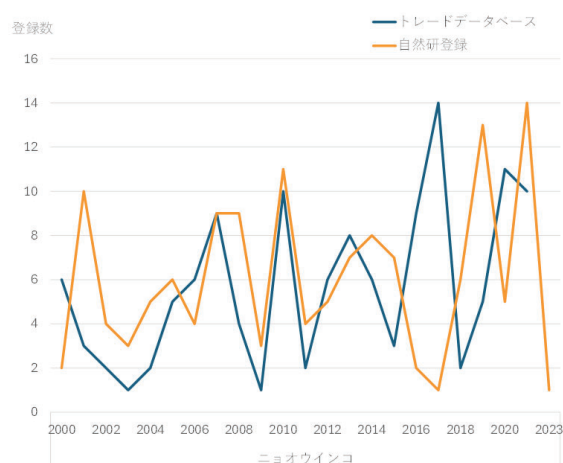
ただし、エキゾチックアニマルブームが一定程度高まった後に規制が始まったボウシインコ類のうち、特にキエリボウシインコについては、輸入量よりも登録数が少ない（未登録個体が多いと想定される）。特に、規制開始から約20年が経過しており、当初からの飼養者の高齢化や登録を受けられない（由来が証明されない）個体が多い可能性も懸念される。

さらに、ヨウムについては、2000-2016年の輸入量が年間400-1,000件と高水準であるが、登録数がそれほど多くない（未登録個体が多いと想定される）。また、動物取扱業者へのヒアリングにより、知能の高さや飼育易さ等から需要が高いにも関わらず国内での繁殖は容易でないことから、規制後も卵の密輸が続いていること、最近は鳥インフルエンザ等の影響で輸出を控える繁殖施設が増えているが（最近の輸入個体は病気の発症率が高い地域からのものである可能性さえある）、状況が落ち着いたら輸入量が高水準に戻ることを示唆された。

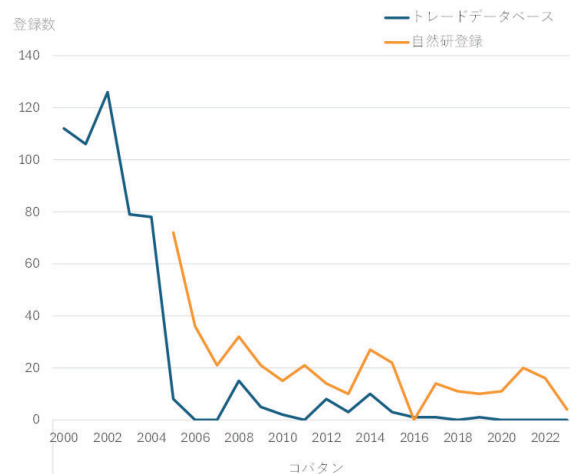
マダガスカルホシガメ（規制開始：1980年）



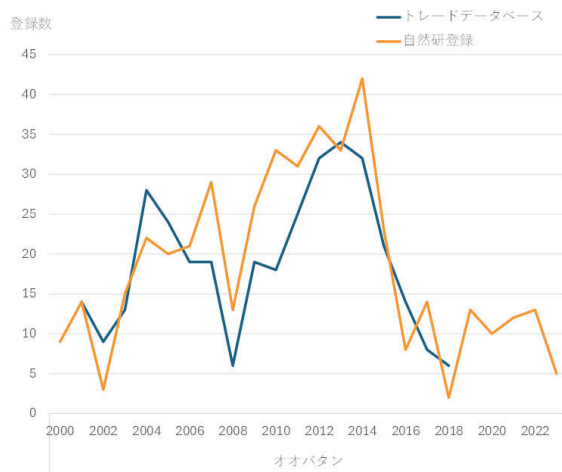
ニョオウインコ（1980年）



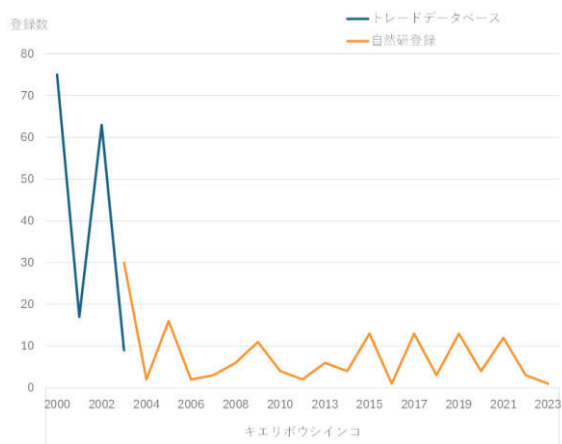
コバタン（2005年）



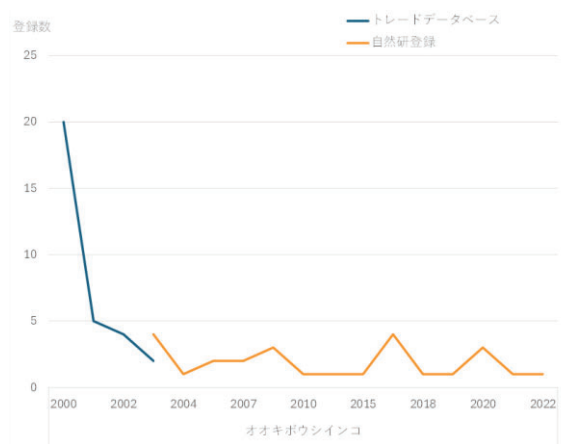
オオバタン (1990 年)



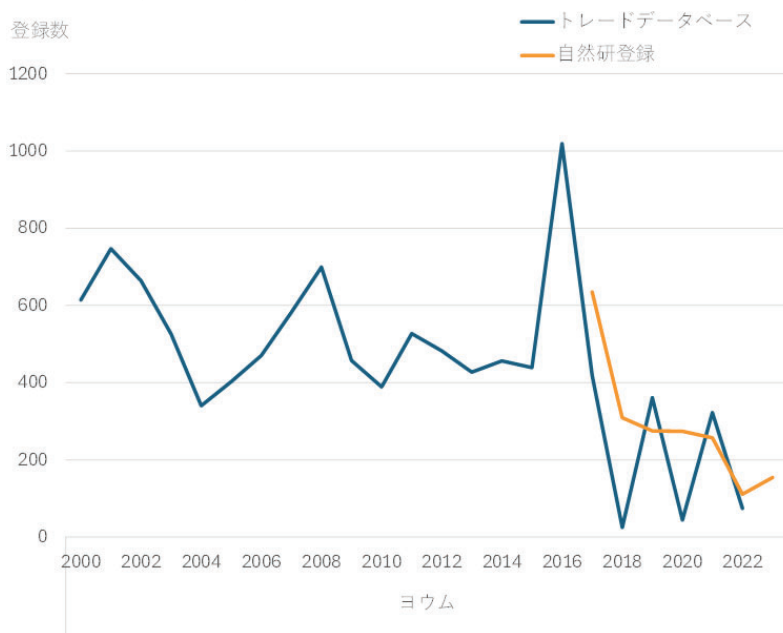
キエリボウシインコ (2003 年)



オオキボウシインコ (2003 年)



ヨウム (2017 年)

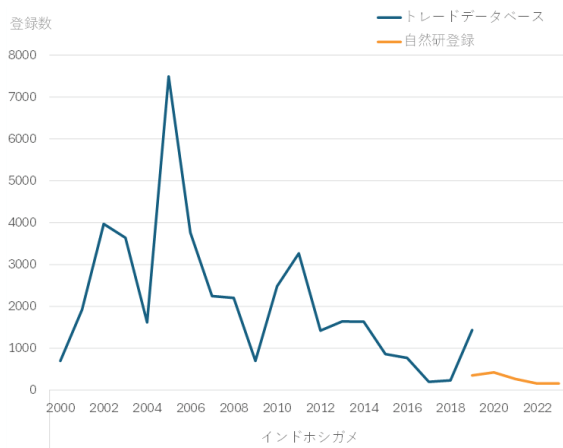


(2) CITES 登録繁殖施設がない種

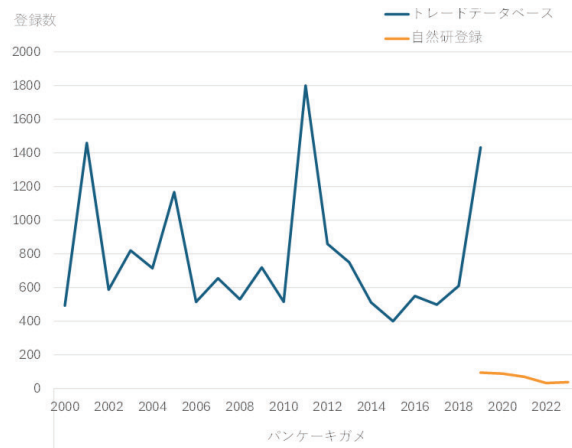
長寿命かつ繁殖力が高い種群のうち、国際希少野生動植物種への指定前に多数輸入されており、国内での繁殖も一定程度確認されているが登録数が多くない（未登録個体が多いと想定される）種として、インドホシガメ（2019 年）、パンケーキガメ（2019 年）、クモノスガメ（2005 年）が挙げられる。

また、繁殖等を行う事業者へのヒアリングにより、クモノスガメやワニトカゲなどについては、飼育が難しい（高度な専門知識が必要とされる）ため、需要が限定的であることが示唆された。

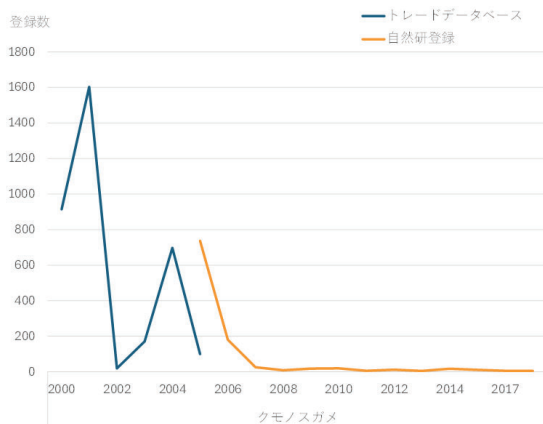
インドホシガメ（2019 年）



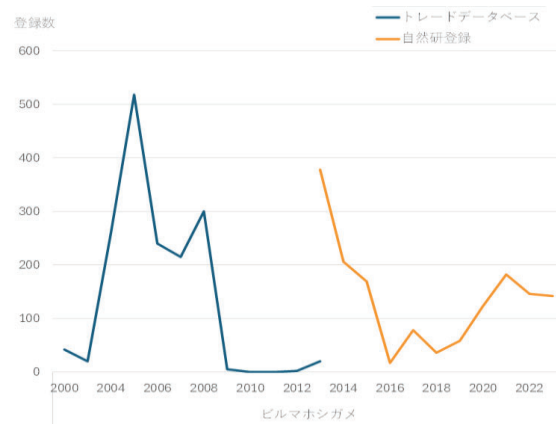
パンケーキガメ（2019 年）



クモノスガメ（2005 年）



(参考) ビルマホシガメ（2013 年）



全形牙を含む象牙製品の流通に係る情報

(1) 全形牙の登録・返納状況

平成 27 (2015) 年から令和 5 (2023) 年までの全形牙の登録本数及び返納本数の推移を下表に示す。

	登録本数	返納本数
平成 27 (2015) 年	2,157 (8)	781 (11)
平成 28 (2016) 年	1,687 (11)	1,295 (9)
平成 29 (2017) 年	1,414 (30)	1,199 (0)
平成 30 (2018) 年	2,616 (32)	1,425 (6)
平成 31・令和元 (2019) 年	2,291 (31)	891 (3)
令和 2 (2020) 年	68 (2)	248 (3)
令和 3 (2021) 年	78 (0)	168 (1)
令和 4 (2022) 年	71 (0)	181 (0)
令和 5 (2023) 年	93 (0)	65 (0)

(注)括弧内はアジアゾウの本数[内数]を示す

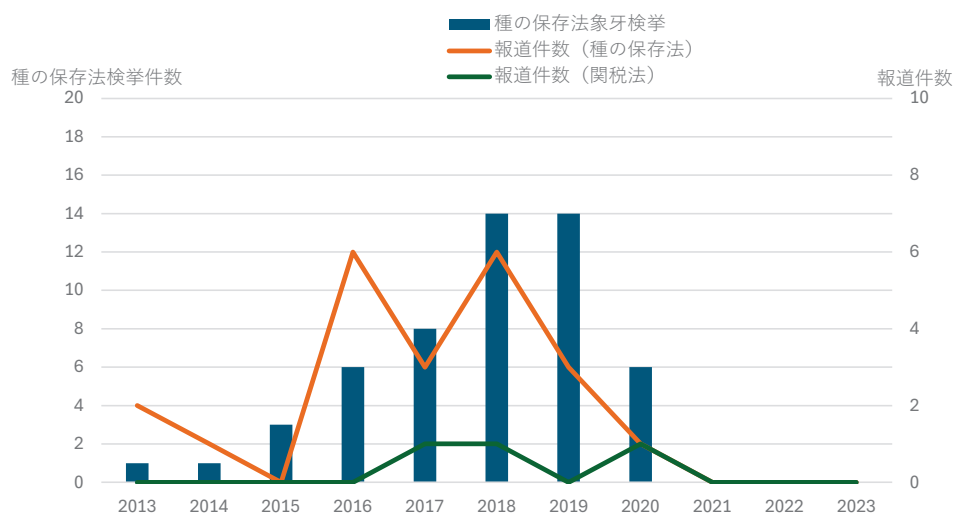
(2) 特別国際種事業者数

象牙を取り扱う事業者数の推移を下表に示す。なお、事業者数が激減した大きな要因として、事業者の登録制を導入して以降、算出方法を施設数から事業者数としたことも挙げられる。

	事業者数
平成 30 (2018) 年	16,328
平成 31・令和元 (2019) 年	15,878
令和 2 (2020) 年	14,552
令和 3 (2021) 年	5,771
令和 4 (2022) 年	5,779
令和 5 (2023) 年	5,808

(3) 違法な国内取引に係る件数

象牙の違法取引に関する報道件数及び種の保存法違反の検挙件数を下図に整理した。



放射性炭素年代測定法について

1. 放射性炭素年代測定法の原理

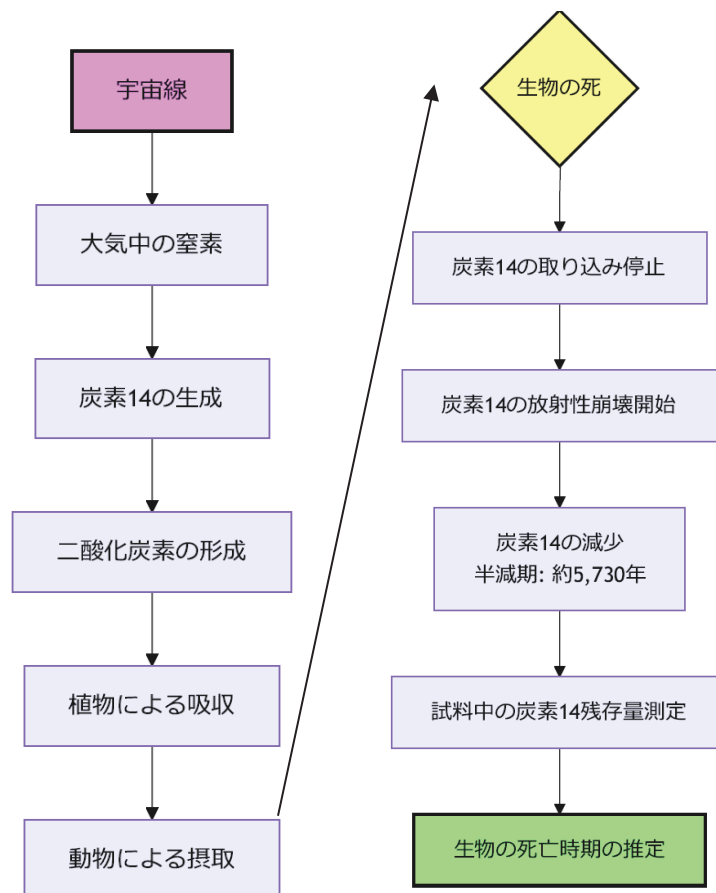
放射性炭素年代測定法は、炭素 14 (^{14}C) という放射性同位体の性質に基づいている。

i. 炭素 14 の生成と循環

- ・炭素 14 は、宇宙線と地球大気中の窒素との反応により常時生成される。
- ・生成された炭素 14 は、大気中で酸素と結合して二酸化炭素となり、植物に吸収される。
- ・動物は食物連鎖を通じてこの炭素 14 を体内に取り込む。
- ・結果として、生物は生存中、大気中の炭素 14 濃度とほぼ同じ割合の炭素 14 を体内に保持する。

ii. 年代測定の原理

- ・生物の死後、新たな炭素 14 の取り込みが停止する。
- ・体内に存在する炭素 14 は放射性崩壊により、時間とともに減少する。
- ・炭素 14 の半減期は約 5,730 年である。
- ・この特性を利用し、試料中の炭素 14 残存量を測定することで、生物の死亡時期を推定する。



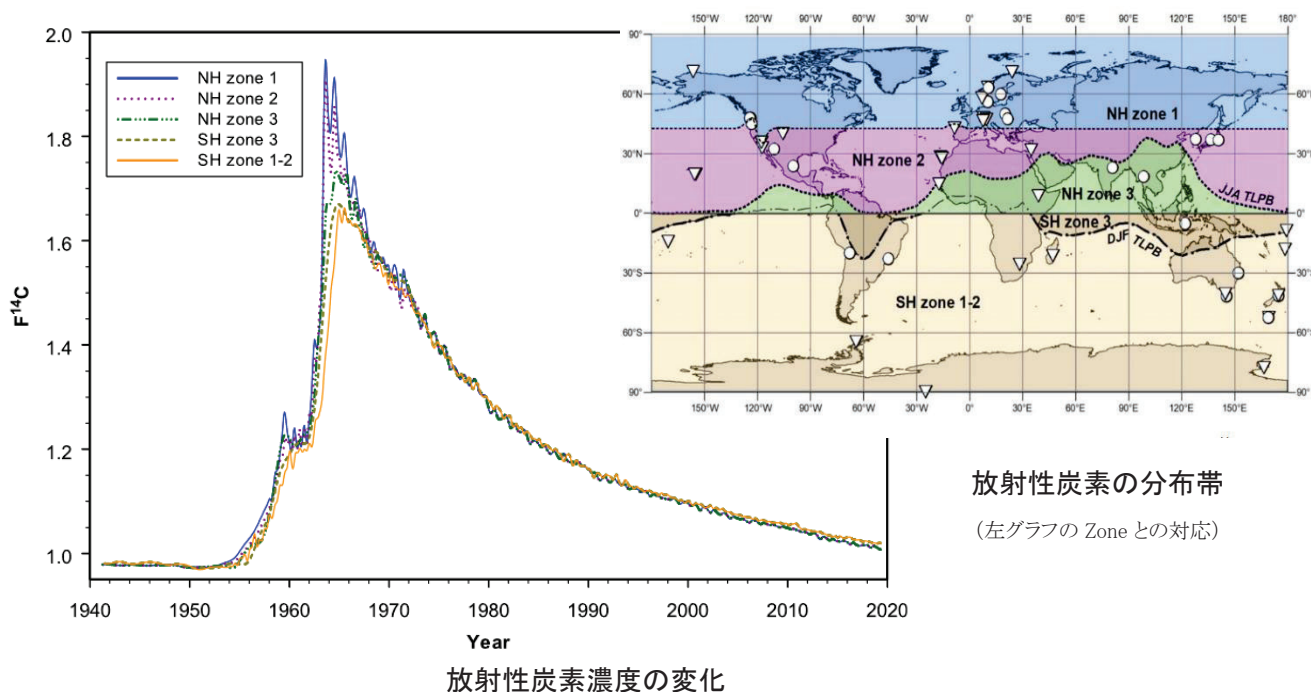
放射性炭素年代測定の流れ

2. 放射性炭素年代測定法の活用方法

i. 「ボムピーク」の利用

放射性炭素年代測定法において、「ボムピーク」は重要な指標となる。これは、1950年代から1960年代にかけて世界各地で実施された核実験によって引き起こされた、大気中の炭素 14 濃度の急激な増加を指すもので、1963年から1965年頃に濃度がピークに達したことから、「ボムピーク」と呼ばれるようになった。

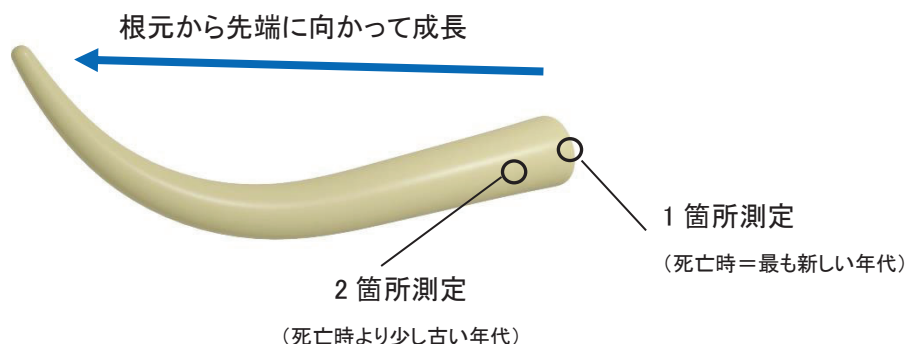
ボムピークは、放射性炭素年代測定に重要である。ボムピーク以前は、大気中の炭素 14 濃度が比較的安定していたため、測定結果の精度も高くなる。一方、ボムピーク前後とそれ以降の時期は、大気中の炭素 14 濃度が大きく変動し、象牙の違法取引抑制に有用な指標として活用できる。象牙の炭素 14 濃度がボムピーク時期の濃度と一致する場合、その象牙が 1950 年代後半から 1960 年代前半以降に取引された可能性が高くなる。この情報は、1989 年に発効したワシントン条約に違反する可能性のある取引となるか判断する指標となる。



HUA, Quan, et al. (2022) Atmospheric radiocarbon for the period 1950-2019. *Radiocarbon*, 64.4: 723-745.より引用一部改変

ii. サンプルングの採取

最も新しい根本部分で 1 箇所をサンプルングして測定する。より正確な年代測定を要する場合は、少し成長した部分からもう 1 箇所サンプルングして測定する。



国内外における交雑個体の取扱い

国内外における交雑個体等に係る制度について、国内の流通規制の徹底を除いては大きく以下の2つに整理される。

- (1) 野生下の種の直接的な保全を目的とした制度
- (2) 公衆安全の確保を目的とした制度

(1) 野生下の種の直接的な保全を目的とした制度

① 国内法令

外来生物対策法に基づく規制

特定外来生物、未判定外来生物、種類名証明書の添付が必要な生物の3区分それぞれにおいて、交雑個体等も規制対象とし、生態系等への影響を防止している。なお、各区分における規制内容は以下のとおり。

- ・ 特定外来生物の交雑個体等：輸入、飼養等を原則禁止
- ・ 未判定外来生物の交雑個体等：被害を及ぼすおそれの判定が必要
- ・ 種類名証明書の添付が必要な生物の交雑個体等：輸入時に証明書の添付を要する

分類群	特定外来生物	未判定外来生物	種類名証明書の添付が必要な生物
1. 哺乳類	タイワンザル×ニホンザル アカゲザル×ニホンザル	マカカ属内での種間交雑で生じた生物	全ての種間交雑を規制
2. 爬虫類	-	-	・ アカミミガメとクーターガメ属の種との交雑により生じた生物 ・ アカミミガメとニシキガメ属の種との交雑により生じた生物
	ハナガメ×ニホンイシガメ ハナガメ×ミナミイシガメ ハナガメ×クサガメ	-	イシガメ属の全種及びハナガメ×イシガメ科に属するその他の種間の交雑により生じた生物
3. 両生類	オオサンショウウオ属に属する種間の交雑により生じた生物	-	オオサンショウウオ属の全種
4. 魚類	ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	-	ガー科の全種及びガー科に属する種間の交雑により生じた生物
	カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	-	カワカマス科の全種、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物
	ホワイトバス×ストライプトバス	モロネ科に属する種間の交雑により生じた生物	全てのモロネ科に属する種間の交雑により生じた生物
5. 昆虫類	トフシアリ属 (<i>Solenopsis</i>) のうち、 <i>geminata/saevissima/virulens/tridens</i> 種群内での種間交雑	-	トフシアリ属の全種

② 海外法令

米国及びカナダでは、交雑個体を科学的知見に基づき個別に評価する制度を導入している。米国の絶滅危惧種法では、魚類野生生物局が科学的データに基づき判断を行い、具体例として、フロリダパンサーにおけるテキサspanner導入による種の回復や、アメリカアカオオカミにおける遺伝的独自性保護のための交雑個体の排除等の措置を実施している。

カナダでは、野生動植物保護種国際取引法において、自然発生的交雑を野生生物種の一部として評価する一方、人為的交雑については野生生物種状況委員会が科学的評価に基づき判断を行っている。

国、地域	制度や取り組みの概要
米国 絶滅危惧種法（ESA）	・絶滅危惧種法（ESA）では、明確な交雑個体の規定は設けていない ・米国魚類野生生物局（FWS）に大きな裁量権を付与し、「最良の入手可能な科学的および商業的データ」に基づき、状況に応じ保護の必要性を判断 ・この柔軟な対応により、各事例の特性に応じた対応が可能に 【具体的事例】 米国 FWS の交雑個体等への対応事例は、保全への活用と影響の抑制の 2 つに大別。 ①保全活用の例：1990 年代にフロリダパンサーの近親交配対策としてテキサspannerを導入し、個体数と遺伝的多様性の回復に成功した事例 ②影響抑制の例：アメリカアカオオカミとコヨーテとの交雑を防ぐため、交雑個体の安楽死・不妊手術・仔の除去等を実施。また、ハマウツボ科の植物 <i>Castilleja levisecta</i> と <i>Castilleja hispida</i> との交雑を防ぐため、植栽場所の指針策定や関係機関との覚書締結等、予防的な管理を実施
カナダ 野生動植物保護種国際取引法	・法の運用において、自然発生的な交雑と人為的な交雑を明確に区別 ・自然発生的な交雑については野生生物種の一部に含める一方、人為的な交雑についてはカナダ野生生物種状況委員会（COSEWIC）により交雑の程度や影響を考慮しつつ、ケースバイケースで評価を行う

ドイツ、ブラジル（サンパウロ州）、米国（フロリダ州）及びオーストラリア（ビクトリア州）では、地域の実情に応じた交雑個体等規制を実施している。ドイツではオオカミとイヌの交雑個体について、当局による排除判断制度を導入している。サンパウロ州ではミミナガコモンマーモセットの保護のため、専門家による個体識別や不妊手術義務付け等の規制を実施している。また、フロリダ州及びビクトリア州では、それぞれマダラガモ及びディンゴの純粋個体群保護を目的として、交雑防止のための制度を整備している。

国、地域	制度や取り組みの概要
ドイツ 連邦自然保護法	・交雑個体の取り扱いは EU 規則に則るが、オオカミ（国際希少野生動植物種）とイヌの交雑個体については、自然保護と景観管理を担当する当局が排除を判断する権限を持つ ・本制度により、野生下でのオオカミの保護と交雑による影響の防止を図る
ブラジル サンパウロ州 サンパウロ州環境局決議 第 164 号	・ミミナガコモンマーモセット（国際希少野生動植物種）の保護を目的とし、<i>Callithrix</i> 属の交雑に関する詳細な規制を設定 ✓ 交雑個体の識別には霊長類の専門家による技術報告書が必要 ✓ 商業用野生動物飼育施設で販売される個体の不妊手術の義務付け ✓ 野生動物管理統合システムへの個体データ登録の義務付け
米国 フロリダ州 フロリダ行政法典 68A- 4.005	・固有亜種であるマダラガモ（国際希少野生動植物種ではない）の保護のため、マガモの放逐禁止や所有・販売に関する許可制を実施
オーストラリア ビクトリア州 1975 年野生生物法および 1988 年動植物保証法	・ディンゴ（国際希少野生動植物種ではない）の保護を実施する上で、交雑の防止と純粋個体群の維持を目指した包括的な管理体制を構築

(2) 公衆安全の確保を目的とした制度

① 国内法令

動物愛護管理法に基づく規制（特定動物）

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）の交雑個体について、飼養又は保管を原則禁止とし、都道府県知事等による許可制としている。

② 海外法令

米国各州では、危険動物による人的被害を防止する観点から、交雑個体等の規制を導入している。ニューヨーク市では野生動物と家畜の交雑個体等の取扱いを原則禁止とし、ジョージア州では一定世代数以降を除く非家畜由来の交雑個体等を規制している。また、アラスカ州及びマサチューセッツ州ではオオカミやネコ科動物との交雑個体等の取扱いを禁止している。デラウェア州では、野生哺乳類と家畜の交雑個体等を「エキゾチックアニマル」として規制対象とし、定義を明確化した上で管理を行っている。

国、地域	制度や取り組みの概要
米国 ニューヨーク市 New York City Health Code Article 161 Animals	・野生動物と家畜の交雑個体等の所有、販売、譲渡、飼育、保管を原則として禁止
米国 ジョージア州 2006 Georgia Code - 27-5-5	・4世代以降（F5、F6など）を除き、すべての非家畜由来の雑種を禁止
米国 アラスカ州 5 AAC 92.030. Possession of wolf and wild cat hybrids prohibited	・オオカミとイヌ、ベンガルヤマネコ等とイエネコの雑種の所有、販売、購入、譲渡を禁止
デラウェア州 Delaware Administrative Code Title 900 Poultry and Animal Health, 903 Exotic Animal Regulations	・野生哺乳類の雑種は「エキゾチックアニマル」として規制対象 ・野生哺乳類の雑種の定義として、両親が同種の異なる品種または密接に関連した異なる種に属する哺乳類で、一方の親が州内非生息/非一般的な野生哺乳類、他方が州内生息/一般的な家畜哺乳類であるもの
マサチューセッツ州 Massachusetts General Law (M.G.L.) Chapter 131, Section 77A	・野生イヌ科動物と野生ネコ科動物の交雑個体等の所有、販売、取引、繁殖、輸入、輸出、放出を禁止。

オンラインプラットフォームに関連する国内外法令の概要

国内法令

法律名	プラットフォーム事業者の責務規定の記述(所管行政によるガイドライン等を含む)
(特別法) 個別法	著作権法 ・利用規約の整備や著作権保護の重要性に関する啓発活動を行い、著作権侵害リスクの軽減と利用者の意識向上を図る。 ・権利者からの通知や削除要請に迅速かつ適切に対応し、著作権侵害コンテンツの削除や、侵害を繰り返す利用者へのアカウント停止などの措置を講じる。 ・著作権侵害に強い誘引力を持つサービスの提供、サービスの管理・支配、経済的利益の存在、多数の侵害ファイルの存在、削除要求への不誠実な対応、権利侵害防止措置導入への消極的態度などにより、著作権侵害の主体として法的責任を問われる可能性があることを認識する。 ・著作権および著作隣接権に関する国際条約が存在する場合、その条約の規定が国内法よりも優先されることを定めている。 ・ベルヌ条約、世界知的所有権機関条約(WCT)、世界貿易機関(WTO)の加盟国を本国とする著作物の保護期間について規定している。本国の保護期間が日本の規定より短い場合、本国の期間が適用される。 ・さらに、実演家、レコード製作者、放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)や実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)など、他の条約に関連する規定も存在する。
	健康増進法 ・食品の健康保持増進効果について、虚偽または誇大な広告・表示を禁止。プラットフォーム事業者も、掲載する広告の内容が虚偽・誇大であることを予見できた場合、責任を問われる可能性がある。 ・顧客誘引意図があり、特定食品の商品名が明記され、一般人が認知できる状態の表示は、実質的に広告とみなされる可能性がある。 ・消費者庁長官または都道府県知事などからの勧告や命令に従い、必要に応じて広告の削除や内容修正などの措置を講じる。 ・健康増進法、食品衛生法、医薬品医療機器等法、景品表示法などを所管する行政機関と連携し、情報提供や協議を行う。
	薬機法 ・主に日本国内の医薬品等に関する製造販売、輸入、承認を受けていない医薬品の広告などを規制。 ・海外ウェブサイトであっても日本からアクセス可能な状態で、無承認医薬品の広告や承認医薬品と誤認させるような広告を行った場合、域外適用の可能性はある。 ・輸入代行業者が海外ウェブサイトを利用して無承認医薬品の広告を行う場合も、同様の責任を負う可能性がある。
	チケット不正転売禁止法 ・コンサートやスポーツイベントなどの入場券の不正転売(オンライン取引を含む)を禁止。 ・日本国内で行われる興行のチケットを対象としており、海外居住者であっても、日本国内のコンサートチケットを不正に転売する行為は、この法律の対象となる可能性がある。

海外法令

法律名		プラットフォーム事業者の責務規定の記述(所管行政によるガイドライン等を含む)
(特別法)	中華人民共和国野生動物保護法	- 国家重点保護野生動物やその他の陸生野生動物、それらの製品の違法な販売、購入、利用、輸送、広告掲載を禁止。 - 違法な野生生物の販売、購入、食用、利用、または禁止されている狩猟用具に関する表示、取引、消費サービスの提供を禁止。 - 自社プラットフォーム上の違法な野生生物取引を積極的に監視し、疑わしい取引を発見した場合には速やかに関係当局への通報義務。 - 義務違反の場合、罰金、営業許可の取消、違法収益の没収などの厳しい罰則が科せられる。また、プラットフォーム事業者は「野生動物保護法」以外の関連法規も遵守する必要がある。
	米国レイシー法	- 外国の法律に違反して取得された野生生物、魚、または植物の取引を禁止している。ある行為が、それが行われた国では合法であっても、その資源が由来する国の法律に違反する場合、レイシー法違反となる可能性がある。 - 米国以外の地域で米国の法律に違反して野生生物が取得された場合、その後の取引が米国に持ち込まれなくてもレイシー法の対象となる。
(一般法)	中華人民共和国電子商取引法	- プラットフォーム事業者取引履歴の保存義務(最低3年間)を課す。長期的な取引パターンの分析を可能とする。 - 消費者に誤解を与えるような虚偽の広告や販売促進活動は禁止されている。 - 個人情報の保護についても、厳格なルールが定められている。 - 下記のような責務を怠った場合、行政処分や民事責任を負う可能性がある。 プラットフォーム内事業者の管理、消費者保護、取引の透明性・公平性の確保、情報保存、信用評価制度の構築、知的財産権保護、苦情・通報システムの整備。 - 越境電子商取引を含む中国国内の電子商取引活動を対象とし、<u>中国国内に拠点を持たない越境電子商取引事業者にも適用される。</u> - 原則として、中国で電子商取引を行う事業者は、市場主体として登録する必要がある。事業内容によっては、中国当局からの行政許可を取得する必要がある。 - 中国で収益を得る場合、中国の税法に基づいて納税する義務がある。<u>小規模事業者や個人の納税義務についても明確化された。</u> - 行政機関からの要請に応じた情報提供義務を規定し、違法取引の早期発見・対応を促進。プラットフォーム事業者と行政機関の協力体制を構築する。 - プラットフォーム事業者に対し、出品者の詳細な身元確認(身分、住所、連絡先、行政許可等)と定期的な情報更新を義務付け。 - 個人出品者に対しても、一定の条件下で事業者としての義務(納税、消費者保護、個人情報保護、取引情報の提供など)を課す。
	米国 INFORM Consumers Act	- 年間200件以上の販売または5,000ドル以上の売上がある販売者から、銀行口座情報、納税者番号、連絡先情報などを収集し、10日以内に検証する必要がある。 - 少なくとも年に一度、第三者販売者に情報の変更や更新を確認する必要がある。 - 収集・検証した情報を消費者が容易に確認できる方法で開示する義務がある。 - プラットフォーム事業者は、法定基準以上の情報収集・検証・開示措置の実施を許容。より厳格な自主規制の導入を促す。 - 消費者が取引相手の性質を理解し、適切な判断ができるよう、<u>個人販売と事業者販売を明確に区別させる。</u> <u>複数アカウント使用などの規制回避可能性にも注意を促す。プラットフォーム事業者に対し、このような抜け道への対策も求めている。</u>
	欧州連合(EU) デジタルサービス法(DSA)	- オンラインプラットフォーム提供者に対し、<u>トレーダーの詳細な身元情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、身分証明書の写し、支払口座の詳細、商業登記情報など)の取得・保管を義務付け。</u> - プラットフォーム提供者に、トレーダー情報の定期的な審査・更新を要求。 <u>違反の疑いがある場合、欧州委員会に強力な調査権限(情報要求、立入検査など)と制裁措置(最大で全世界年間売上高の6%の制裁金)を付与。</u> <u>取引情報の保存義務(最低3年間)</u>を規定し、追跡可能性を向上。長期的な取引パターンの分析が可能。 - EU域内でのサービス提供を基準とし、サービス提供者の所在地は問わない。EU域外に拠点を置くサービス提供者であっても、EU域内のユーザーにサービスを提供している場合はDSAの対象となる可能性がある。 - EU域外に拠点を置くサービス提供者であっても、「EUとの実質的な関連性」を満たす場合には、EU司法・行政機関からの措置命令の対象となる可能性がある。 - 特定のサービス利用者に関する情報提供命令も、「EUとの実質的な関連性」を満たすEU域外のサービス提供者に対して適用される可能性がある。